

補助金等を通じた国の過度の関与の支障例について

平成14年9月3日
地方六団体

1 「補助金等を通じた国の過度の関与の支障例」(平成9年2月20日 地方分権推進委員会提出)の措置状況等について

総括表	1
画一的補助基準	3
縦割りの補助制度	20
薄まき・超過負担	29
少額補助	40
必置規制	45
煩雑・過重手続	52
採択・交付の遅れ	68
年度途中の一方的変更	83
補助施設の有効活用等	88
その他	97

本資料は、平成9年2月20日に地方分権推進委員会における地方六団体ヒアリングの資料として提出した支障例(116件)について、その後の措置状況等をまとめたものである。

2 補助金等を通じた国の過度の関与の支障例 100
 —「事務・事業の在り方に関する中間報告」に関する地方団体調査結果
 (平成14年7月実施)より—

本資料は、平成14年7月に実施した標記調査において新たに提出された支障例を例示したものである。

1 「補助金等を通じた国の過度の関与の支障例」（平成9年2月20日 地方分権推進委員会提出）の措置状況等について

補助金等を通じた国の過度の関与の支障例の措置状況等一覧（総括表）

単位：件

類	型	評	価	×	補助金数
1	画一的補助基準	7	8	5	20
2	縦割りの補助制度	2	4	1	7
3	薄まき・超過負担	1	6	5	12
4	少額補助	0	3	4	7
5	必置規制	2	2	1	5
6	煩雑・過重手続き	10	8	2	20
7	採択・交付の遅れ	4	8	6	18
8	年度途中の一方的変更	1	2	1	4
9	補助施設の有効活用等	3	3	3	9
10	その他	0	1	1	2
合 計		30	45	29	104

数値は補助金件数。なお、廃止されたもの等があるため、合計は116件にはならない。

注) 評価欄については、「補助金等を通じた国の過度の関与の支障例」（平成9年2月20日 地方分権推進委員会提出）に掲載した116件について、確認されたその後の措置状況に対する評価を地方公共団体に照会し、最も多かった評価を掲載した。（以下同じ。）

〔凡 例〕

… 措置により改善された

… 一部改善されたが、さらに一層の改善が必要

× … 改善されていない

(別紙)

補助金等を通じた国の過度の関与の支障例(平成9年9月20日 地方分権推進委員会提出)に係る補助金等のうち、既に廃止・一般財源化されたもの等について

国庫補助負担金名(平成9年当時の名称)	廃止年度	備考
画一的補助基準		
居宅生活支援事業費補助金(ホームヘルプサービス事業)	12年度	介護保険制度に移行
居宅生活支援事業費補助金(老人短期入所事業)	12年度	介護保険制度に移行
縦割りの補助制度		
物価安定対策事業費補助金	14年度	内閣府分:廃止 農水省・経産省分:緊急時のみ実施
薄まき・超過負担		
公立社会教育施設整備費補助金(博物館)	9年度	
少額補助		
妊娠中毒症等対策費補助金	10年度	
必置規制		
公立社会教育施設整備費補助金(図書館)	10年度	
老人福祉施設保護費負担金	12年度	介護保険制度に移行
採択・交付の遅れ		
地方生涯学習振興費補助金(家庭教育振興事業費等)	10年度	
障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業費	10年度	
年度途中の一方的変更		
疾病予防事業費(保健・医療・福祉連携推進モデル事業)		
保健事業費補助(負担)金	10年度	
補助施設の有効活用		
公立社会教育施設整備費補助金(公民館)	10年度	
その他		
中小企業福祉・婦人就業援助促進事業費補助金	12年度	女性(婦人)就業援助事業を廃止,その他は中小企業福祉事業費補助金として継続

画一的補助基準

< 身体障害者保護費負担金（補装具） >

国の補助金を受けて身体障害者へ補装具を給付する場合、給付の対象となる補装具は、その種目、形式、価格等が厚生省告示により細かく定められており、これと合致しないものは厚生大臣への協議が必要である。このため、障害者が必要な時に、補装具を迅速に交付することができない実態を、地方団体側が平成7年11月6日の地方分権推進委員会において、アイスピック付き松葉づえを例に挙げて意見陳述した。

その後、平成7年12月26日付けの通達（厚生省社会・援護局長、児童家庭局長及び同社会・援護局更生課長、児童家庭局母子保健課長通知）で、アイスピック付き松葉づえの例を含め4例については、地方団体側の意見が反映され、一部改正がなされたが、これら以外の例については、依然として、大臣協議が必要とされている。

国は、障害者の生命や健康、補装具の安全性等の確保のため協議が必要であり地方公共団体レベルでは、必要な知見・経験の集積は困難と主張しているが、市町村が補装具を交付するに当たっては、都道府県に設置された身体障害者更生相談所の判定を求めることとされている。しかも、身体障害者更生相談所には医師や理学療法士、義肢装具士などの専門職員が配置され、その業務として「補装具の処方及び適合判定」を行うこととされており、国が福祉機器全般に十分な情報等を有しているのであれば、その情報を提供することにより専門的な判定は各都道府県段階で十分に可能である。（過去、基準外交付に係る大臣協議が不承認になった例はほとんどない。）

したがって、基準外の補装具に係る厚生大臣協議を廃止し、すべて都道府県の判断に任せるべきである。

措置状況	* 大臣承認手続きの簡素化，協議省略の対象種目の拡大（H10） ・ 更生相談所，指定育成医療機関，保健所の判定に基づき，市町村が補装具の基準外交付を決定（H12）
評価	
主な意見	・ 従来，数ヶ月かかっていた基準外決定が，短期間でできるようになった。 ・ 障害者のニーズに即した補装具交付の件数が増加した。

措置状況の*は地方分権推進計画等に基づき措置された項目（以下，同じ）

< 社会福祉施設等施設整備費補助金（老人短期入所施設） >

高齢化社会にむけて、介護者に代わり一時的に寝たきり老人などのお世話をするショートステイ事業は、今後の一層の拡大が求められている。

しかし、本事業を実施するショートステイ専用施設（老人短期入所施設）の規模は、単独で設置する場合には40床以上、在宅複合施設として他の施設と一体的に整備する場合には30床と国の基準で定められている。

大都市部では、地価が高く、また十分な広さの用地確保ができないため、国が定めた規模の施設

を整備することは非常に困難な状況にあるが、地域住民の切実な要望に応えるため、やむなく単独事業として国の補助を受けずに小規模なショートステイ施設を設置する地方公共団体が増えている（A市10床、B区13床等）。しかも、この場合は運営費補助の対象にもされず、地方公共団体にとって大きな財政負担となっている。

住民の生活に直接かかわる福祉サービスは、地域の実情に応じて実施していけるよう、ショートステイ専用施設のベッド数に係る基準の大幅な弾力化を図るべきである。

措置状況	* 複合型の最低定員を30人から20人に緩和（H9） ・ 利用定員20人以上（従前40人以上）、特別養護老人ホームの短期入所専用床及び併設事業所の場合は20人未満でも良いこととされた（H12）
評価	
主な意見	・ 老人短期入所施設が不足しており、都心部での整備促進のため一層の弾力化が必要。

< 社会福祉施設等施設整備費補助(負担)金(特別養護老人ホーム) >

事例1：A市の例

A市では、特別養護老人ホームの待機者が20名程度おり、また身体障害者団体から身体障害者施設の建設要望もある。このため、これら住民ニーズに応えるためにも、類似した施設形態であると認められるだけに施設運営の効率化や入所者処遇の継続性を考慮の上、老人福祉法に基づく特別養護老人ホーム（定員25名）と身体障害者福祉法に基づく身体障害者療護施設（定員25名）を併設することで、合わせて定員50名とし、設置要件をクリアできないか検討協議を行った。しかし、それぞれの施設ごとに定められた定員要件をクリアすることを強く指導され、その結果、施設整備補助金も施設運営費(措置費)も交付の対象とならないため、建設の断念を余儀なくされた。（なお、平成8年4月から、身体障害者療護施設の最低定員基準については、特別養護老人ホームに併設する場合は10名以上とすることに改められたが、特別養護老人ホームの最低定員基準については従来どおり50名（過疎地域、大都市等は30名）となっているためA市のようなケースは認められていない。）

公費の効率的配分と地域の実情に応じた効果的な保健・福祉サービスの提供を行うためにも、類似施設の複合化による一定規模の確保とあわせ、複合化した場合の職員配置基準・設備基準の弾力化などを進めるべきである。

事例2：B町の例

B町は、農業を中心産業とした人口数千人の町である（過疎地域指定は受けていない）。老年人口比率も20%に近く、在宅の寝たきり老人も十数名いる。

住民からは「たとえ寝たきりにたっても、住み慣れたまちで生涯を過ごしたい」と特別養護老人ホームの建設要望が強い。このため、県老人保健福祉計画で定めた圏域の整備目標との関係から、定員30名の特別養護老人ホームを建設したいと考えたが、過疎地域の指定となっていないため定員は50名以上であることが求められ、50名は到底確保できないことから、結局建設を断念した。町民の間には、B町は過疎地域指定こそ受けていないものの、ほとんど同じような行政需要がある

にもかかわらず、過疎地域指定を受けている隣町では特別養護老人ホームが容易に整備されるのに、地域指定要件おちというわずかな差で自分たちの町に作れないことへの強い不満がある。

なお、「特別養護老人ホームは広域的観点から整備する施設であり、隣町の施設を活用すべき」という指導もあるが、町民の不満の背景には、隣町は峠越で交通事情も悪いため、到底簡単には行き来できないという地域の実情が十分反映されていないという実態がある。

慣れ親しんできた地域社会の中で福祉サービスを楽しみたいという高齢者などのニーズに応えるためにも、定員基準の大幅な弾力化を図るべきである。

措置状況	(職員配置基準等の弾力化) * 職員・設備とも入所者の処遇に支障がない場合は、一方の施設は専従・専用でなくとも良いこととされた(H12) (定員基準の弾力化) * 小規模な複合施設(在宅複合型施設を主とし、これに併設する30人未満の特養ホーム等)を整備できるようにする(H10) ・入所定員20人以上(他の入所施設と併設の場合は10人以上)とされた(H12)
評価	
主な意見	・個室・ユニット化に伴いさらなる改善(弾力化)が必要

< 社会福祉施設等施設整備費補助(負担)金(特別養護老人ホーム等) >

厚生省においては、特別養護老人ホーム等の整備に当たっては、デイサービスセンターや在宅介護支援センター、ショートステイ専用ベッドの整備をあわせて実施するものを優先し、採択している。

入所施設のもつ機能の地域開放という視点は理解できるものの、ややもすると在宅介護支援センター等の整備率を上げる観点から併設指導を行っているきらいもあり、地域の実情に合わないケースが出ている。

例えば、A市においては、既に近隣に単独設置型のデイサービスセンターを設置しており、当面はデイサービスに関する住民ニーズを満たしているにも関わらず、国の指導を受け、特別養護老人ホーム整備費補助を採択してもらうため、やむなく地域の実情にあわないデイサービスセンター等との併設を余儀なくされたその結果、危惧したとおり、当該デイサービスセンターの利用状況は低調になっている。

地域によっては施設ごとの整備状況も異なることから、地域の実情を踏まえた補助採択を行うようにすべきである。

措置状況	現在は国からの併設指導なし
評価	
主な意見	-

< 社会福祉施設等施設整備費補助金（在宅複合型施設） >

地域の高齢者の様々なニーズに総合的に応えるため、厚生省においては平成6年度に在宅福祉サービスの施設整備を総合的に行う「在宅複合型施設」の整備に対する補助制度を創設した。

[一体的に整備する施設]

- | | | |
|-------------------|---|----------|
| ・在宅介護支援センター | } | 基本部門（必須） |
| ・老人デイサービスセンター | | |
| ・老人短期入所施設又は老人保健施設 | | |
| ・給食サービスセンター | } | 必要に応じて実施 |
| ・ヘルパーステーション | | |

(老人短期入所施設に代えて老人保健施設を整備する場合は、その他すべての施設を整備したものを補助対象とする。)

しかし、補助対象となるためには、少なくとも在宅介護支援センター・老人デイサービスセンター・老人短期入所施設又は老人保健施設の三施設を整備しなければならないため、地域の実情に応じた整備は困難で、補助制度を十分に活用することができない。

たとえば、その基本部門となっている老人短期入所施設（定員30人以上）については、とりわけ中規模以下の地方公共団体では、短期入所専用ベッドをすでに特別養護老人ホーム等に併設する形で、整備を進めているため、新設の必要性が乏しい状況にある。

在宅福祉サービスを積極的に推進しようとするならば、画一的な施設の組み合わせではなく、地方公共団体が地域の実情を濟ませて、必要な施設を組み合わせで整備することが認められるべきである。

措置状況	(* 老人短期入所施設の最低定員を30人から20人に緩和(H9))
評価	×
主な意見	施設整備の組み合わせの弾力化を図るべき

< 在宅心身障害児(者)福祉対策費補助金(心身障害児通園事業) >

A町（人口約1万5千人）では、乳幼児検診などを通じて障害児や障害の疑いの強い児童が毎年数名発見され、その多くが施設入所や入院をしているが、在宅で生活している学齢前の児童もなお10名近くいる。

A町及びその近隣には法定の障害児施設がないことから、障害児をもつ家庭では、母親と障害児が法定施設のあるB市（A町から車で1時間半程度）にアパートを借りて生活し、施設の訓練等を受けざるを得ないのが実態である。住民や保健婦からは、身近な地域で必要な訓練等療育サービスが受けられるように、A町に対して、心身障害児通園センターの設置を求める根強い要望が示されてきた。

しかし、国庫補助事業である「心身障害児通園事業」は、センターを利用する原則学齢前の児童が概ね20名以上いることが、センター運営費に対する補助要件となっており、A町の場合は補助の対象とはならない。

A町では、やむなく町単独事業として、保健婦資格を有する者などの専任職員を町嘱託職員として採用し、事業を開始した。

なお、国庫補助を受けて実施しているセンターは、概ね人口4～5万人程度以上の地域がほとんどであり、A町の場合は通園可能な近隣の町と合同でセンターを開設したとしても、利用児童20人を確保するのは到底困難な状況にある。

〔心身障害児通園事業の実施箇所〕

国庫補助対象事業（平成7年度予算）	地方単独実施箇所（平成6年度）
297箇所	335箇所

（地方単独実施箇所はE県調べ）（回答保留あり，詳細数値はこれを上回る）

このように、心身障害児通園事業は法定通園施設の利用が困難な地域でも通園の場が確保できるよう実施されているにもかかわらず、ほとんどの小規模市町村にとっては要件充足は考えにくく、事実上利用できないのが実態である。

障害の早期発見・早期療育は、障害をもって生まれた子供の一生をも左右する重要な施策であり、障害児にとって必要不可欠、行政にとっていわば義務的な事業と考えられるにもかかわらず、生まれた地域でサービスを受ける機会に差が生じるような補助事業のあり方は抜本的に見直されるべきである。

また、抜本的な見直しが行なわれるまでの間は、通園事業の利用定員を全国一律に決めることなく、市町村の判断の下に事業を実施できるようにすべきである。

なお平成8年度から本補助事業の利用人員は5人以上とすることとされ、一部改善された。

措置状況	* 利用人員の要件を「概ね5人以上」とし，設置場所の条件を削るなど緩和する（H8） * 補助条件の一つである「設備」について見直す（H10） （15年度から支援費制度に移行予定）
評価	
主な意見	

< 居宅生活支援事業費補助金（ホームヘルプサービス事業） >

事例1：ホームヘルプサービス委託への関与

ホームヘルプサービスの実施主体は市町村となっているが、老人ヘルプサービス運営要綱等によれば、事業の実施は社会福祉協議会や社会福祉法人、福祉公社などの他、国が通知により示した「在宅介護サービスガイドライン」の内容を満たす企業に限って委託できるとされている。

近年、高齢社会に関する住民意識の盛り上がりを背景に、自主的に家事援助サービスなどを行う住民団体（ボランティア）が増加してきており、既に十分な実績を積み、信頼をかちえている団体も数多い。こうした団体の多くは、必ずしも法人格を取得しないで、自由に活動を展開したいとの意向をもっている。

市町村がこれら団体と協議の上、ホームヘルプサービスの実施を委託しようとしても、「在宅介護サービスガイドライン」の内容を満たす企業に限られていることから、地域の貴重なマンパワーである住民団体等を十分活用することができない状況にある。

多様な福祉サービスの担い手を確保するためにも、ホームヘルプサービスの委託基準をより柔軟なものにし、住民の参加意欲を排除しない仕組みが必要である。

事例2：ホームヘルプサービス実施内容について

A市においては、住民が地域で生活していく上で、冬期間の除雪・雪おろしは最も必要な業務である。市が独居及び老人夫婦世帯に実施したホームヘルプサービスに関する調査でも、「除雪・雪おろし」を望む声が最も大きかった。しかし国の指導では、日常的な屋根の雪おろしはホームヘルプ業務外なので、補助対象となるホームヘルパーの業務として行うことができないとされている。

もとより、地域社会全体で高齢者を支えるため、多くの市町村においては、ボランティアが除雪サービスなどを実施している現状にあるが、A市は、要援護高齢者のニーズに迅速かつ確実に応えるため、ヘルパー業務として「除雪・雪おろし」を行いたいと希望している。

団体事務であるホームヘルプサービスの実施内容については、その内容解釈まで詳細かつ一律に国で決めなくても、地域実態に応じ、弾力的に日常的な付加的サービスの提供もできるよう、実施主体である市町村の判断を尊重すべきである。

措置状況	* 委託できる社会福祉法人・医療法人の範囲を拡大（H10） ・当該補助金は介護保険制度導入により廃止（H12）
評価	
主な意見	

< 居宅生活支援事業費補助金(在宅介護支援センター運営事業) >

在宅介護支援センターは、在宅の介護を必要とする高齢者の家族などの総合的な相談に応じ、ニーズに対応したサービスが総合的に受けられるように関係機関と調整を図るなど、高齢社会に向かって重要な役割を担う機関として大きな期待が寄せられている。

しかし、次のような細部にわたる基準が設定されており、ゴールドプランや新ゴールドプランで掲げられた目標に遠く及ばない状況を引き起こす要因となっている。

(基準)

設置にあたっては、終日にわたって機能し、かつ、福祉・保健サービスの実施機関として積極的に活動している特別養護老人ホームや老人保健施設等に併設することが原則。(一部で「イ・ビ」センターや訪問看護ステーションとの併設が可)

・大都市においては、用地確保の困難性などから、入所施設等は郊外に設置される傾向があり、これに在宅介護支援センターを併設したとしても住民には利用しづらく、また、小規模市町村においては、併設すべき入所施設等が乏しい現状にある。

そのため、市町村においては、福祉・保健の連携を図る上からも、地域の実情に合わせて、保健センターなどの利用施設等と併設を希望するものの、国庫補助事業として採択されることが困難となっている。

・A市においては、夜間救急医療体制が充実しているため、2年前に特別養護老人ホームに併設し設置した既存センターにおいては、夜間の相談実績は全くない。そのため2か所目のセンターは入所施設等との併設ではなく単独で、利用しやすい商店街に設置しようと計画したが、24時間体制の確保を理由に単独設置は認められなかった。

24時間相談に応じられる体制の確保の必要性は理解できるが、他の機能をもって代替できる場合などは、むしろ、市民の利便性等を考慮し、利用施設等との併設や単独の設置を認めるべきである。

措置状況	*標準型(併設型)に加え、単独型(地域の実情に応じて貸事務所等を利用して整備)を追加、また基幹型(市町村内の総括・支援業務を行うもの)を追加(H10) ・基幹型と地域型(基幹型以外のもの)の2類型とされた。(H12) (設置については、基幹型：併設要件なし。地域型：特養ホーム等に併設又は特養ホーム等による後方支援体制が確保されていることが原則)
評価	
主な意見	・設置要件は緩和されたが、地域型支援センターの運営費補助単価(H14基本事業運営費 2,890千円以内/所)が非常に低いため改善が必要。

< 居宅生活支援事業費補助金(老人短期入所事業) >

家族が一時的に要介護高齢者を介護できなくなったとき等に、老人ホーム等で短期間要介護高齢者をお世話する老人短期入所事業(ショートステイ事業)は、在宅福祉サービス三本柱の一つとして、ますますその充実が期待されている。

近年高齢者が高齢者を在宅で介護する例が増加する中で、在宅からショートステイ実施施設までの送迎が困難なケースが多いが、送迎に係る費用(補助基準額は移送1回当たり3,510円)が国庫補助対象となるのは次の施設で実施する場合に限られている。

- ・老人短期入所施設(原則定員40名以上)
- ・ショートステイ事業の定員が20名以上の特別養護老人ホーム

ショートステイ事業は、ニーズの拡大に伴い、全国ほとんど全ての地方公共団体が実施しているが、その多くがショートステイ事業の定員が20名未満の特別養護老人ホームが実施施設となって

いる。

A 県の場合、約 50 箇所のショートステイ実施施設中、国庫補助対象となるのは 1 施設のみである。

ショートステイのための送迎は、実施施設の大小にかかわらず必要性ものであり、施設規模による画一的な規制は不合理と言わざるを得ない。

利用しやすいサービスとするためにも、ショートステイ送迎費の実施施設の利用定員規模による規制を廃止すべきである。

措置状況	当該補助金は介護保険制度導入により廃止（H12）
評価	
主な意見	

< 特別保育事業費等補助金（乳児保育事業） >

乳児保育事業には、(1)乳児保育指定保育所(措置費加算)と(2)指定外特例の制度がある。

(1) 乳児保育指定保育所（措置費加算：乳児 3 人～ 6 人の場合、乳児 1 人につき月額 12 万～ 6 万円程度）については、乳児が 3 人以上入所していることが要件。事業の実施については、当分の間、毎年度、国の承認が必要。

(2) 指定外特例(乳児 1 人につき月額 4 万 9 千円の補助)については、乳児保育指定保育所にかかる措置費加算の対象とならず少人数による乳児保育を継続して実施していることが要件。

乳児保育指定保育所については、乳児が 3 人以上入所していることが事業実施要件とされていることにより、保育所の乳児保育に対する取り組みが阻まれているなどの問題が、また、指定外特例については、国の予算の都合により補助金の交付を受けることができない保育所が生じるなど、事業の実施が極めて不確実なものとなり、地方公共団体に大きな負担をかけていることなどの問題がある。

A 市の場合、市内にある 45 か所の保育所のうち、44 か所で乳児保育を実施しており、このうち乳児が 3 人以上入所している保育所は 8 か所あるにもかかわらず、このうちわずか 2 か所しか乳児保育指定保育所として確認されていない。

また、指定外特例についても、乳児保育を実施している 44 か所の保育所から 2 か所の乳児保育指定保育所を除いた 42 か所(乳児総数 78 人)のうち、国の予算の都合等で、わずか 17 か所(乳児総数 40 人)についてのみ補助対象となっているだけである。

乳児保育指定保育所と指定を受けていないその他の保育所とを比較すると、同じように乳児保育を実施しているにもかかわらず、その運営費等については、前者は措置費での対応となっている一方で、後者は不確実な補助金での対応となっており、しかもすべてが補助対象となるわけでないことは均衡を失っている。また、いずれの事業も国の予算枠の制約により、本来、補助金等の交付対象となるべき保育所数が制限されるため、地方公共団体に不当に財政負担が転嫁されている実情にある。

乳児保育に係る利用人員等の要件を弾力化するとともに、保育所が行う事業はすべて措置費でまかなうようにすべきである。

措置状況	* 乳児保育指定保育所制度を廃止，措置費に乳児の保育単価を創設，保母の配置基準の見直し（H10） ・ 乳児保育促進等事業を創設（H12）
評価	
主な意見	一部は措置費に組み込まれたが，補助金から措置費への全面的な転換と，保育士の配置基準・保育単価の見直しをすべき。

< 医療関係者養成確保対策費等補助金(看護学生修学資金貸付事業) >

本事業は、看護婦等の確保を図るため、都道府県が行う看護婦等修学資金貸与事業に対し国庫補助が行われるものである。

今後急速な増加が見込まれる要介護高齢者等に対し、的確な介護サービスを提供していくためには、保健婦、看護婦等のマンパワー確保が大きな課題となっており、本補助事業の果たす役割も大きい。次のような画一的基準のためその目的を十分果たすにあたり支障が生じている。

【貸与対象】

・ 近年、厚生省等が所管する看護婦等養成所以外に、学校教育法第1条で定める大学（看護学部等）、高校（衛生看護科）等で看護婦等を目指し修学する者が増加しているが、これらの者は貸与の対象とされていない。

【返還の債務の免除】

・ 修学資金の貸与を受けた者が、医療法の規定に基づく一定の基準を満たす病院等に一定の期間看護職員として業務に従事した場合等には、貸与を受けた修学資金の返還を免除されるが、最近増加の著しい老人保健施設や訪問看護ステーション等で看護業務に従事した場合には、免除の対象とされない。

また交付決定等の時期が遅く、都道府県の計画的な事業及び予算執行に支障を来している。

【流れ（平成7年度のA県の例）】

- ・ 国庫補助金所要額調書提出依頼（国 県） 平成7年4月上旬
- ・ 所要額調書提出（県 国） 平成7年5月下旬
- ・ 内示（交付申請締切り12月下旬）（国 県） 平成7年7月上旬
- ・ 交付申請（県 国） 平成7年12月下旬
- ・ 交付決定（国 県） 平成8年3月中旬
- ・ 補助金受領（国 県） 平成8年3月下旬

本格的な高齢社会の到来を間近にし、看護職員の養成確保は、最大の課題の一つとなっている現状を踏まえ、学校教育法第1条に定める学校で看護職員を目指す学生も貸与の対象とするとともに、今後一層の整備が求められている老人保健施設や訪問看護ステーション等で看護業務に従事した場合も、返還免除の対象とすべきである。

さらに、資金の必要な時に必要な資金が確保できるよう、事務手続きの早期化を図るべきである。

措置状況	(貸与対象の拡大) <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法第1条に規定する学校の在学者も対象とされた。 ・看護師免許を取得し、国内外の大学院修士課程で看護に関する専門知識を修得しようとする者にも拡大(H10) (返還免除対象の拡大) <ul style="list-style-type: none"> ・老人保健施設従事者(H10)、訪問看護ステーション従事者(H14)に拡大 (事務手続の早期化) * 提示書類の簡素化、内示・交付時期等の早期化(H10)
評価	(貸与対象、返還免除対象の拡大) (事務手続の早期化)
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム従事者への免除対象の拡大 ・内示、交付決定時期の一段の早期化 ・貸付条例改正の議会提案のため、実施要綱の改正通知を早期化してほしい。

< 生活保護費補助金（生活保護安定運営対策等事業費） >

本補助金は、生活保護制度等の安定的な運営を図るために都道府県・指定都市本庁と福祉事務所が行う先駆的な事業等に交付される。

福祉事務所分として「事務処理の効率化に関する事業」が対象となっているため、A市においては、平成8年度に本補助金を活用して、パソコン機器を導入して最低生活費、基礎控除などの算出事務等の処理に当たり、事務の効率化を図ろうと予算措置した。

その際、機器の買い取りについても検討したが、13,000千円程度の経費がかかるため、結局5年間のリース契約(年間2,000千円)とすることにした。

ところが、平成8年度になって突如県から「厚生省の会議で『当該補助事業に関して、今年度から使用料及び賃借料については一切認めない。備品購入であれば可。』と説明があった。」旨通知があり、結局パソコンシステムの導入は市単独事業として実施せざるをえなくなった。

過去、本補助金を活用し、リースでパソコンシステムを等入した地方公共団体も数多く、リースやレンタルの方が明らかに合理的な場合には、地方公共団体の実情に即して適切に補助対象内容を選択できるように、見直すべきである。

措置状況	* 生活保護適正化運営対策等事業と統合し、一部一般財源化する等により、生活保護適正実施推進等事業として実施(H10)
評価	
主な意見	

< 要保護及準要保護児童生徒援助費補助金（医療費） >

市町村は、学校保健法第17条に基づき、経済的理由により就学困難な児童生徒（当該児童生徒の保護者が生活保護法に規定する要保護者及びこれに準ずる保護者に該当するもの）が政令で定める疾病にかかり、学校において治療の指示を受けたときは、その医療費を援助しているが、この事業について国の補助制度がある。

助成の対象となる疾病は、学校保健法施行令第7条により、トラコーマ及び結膜炎、白癬、疥癬及び膿か疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎及びアデノイド、う歯（虫歯）、寄生虫病（虫卵保有を含む。）となっており、この内、う歯（歯）に関しては、助成の対象となる治療方法が限定されている。しかし、今では治療方法は次のように変わってきているため、う歯（虫歯）の治療をしても援助を受けることができない児童生徒が多くなってきているとの指摘もなされている。

法の趣旨にあった援助事業ができるよう、時代に合わなくなった基準は早急に見直すべきである。

（参考）〔う歯（虫歯）の治療方法〕

	補助基準	現在の治療方法
乳 歯	抜歯	う歯の程度が軽い場合は抜歯せず何らかの治療を施す。
永久歯	アマルガム充填	左記の方法はほとんど使われていない。
	複合レジン充填	左記の方法は使わず光重合レジン充填が一般的
	銀合金インレー	左記の方法は使わず12%金パラインレーが一般的

措置状況	なし
評価	×
主な意見	・基準となっている治療法は、成分にふくまれる水銀による悪影響が懸念されるので速やかな改善が必要

< 地域農業基盤確立農業構造改善事業等 >

A県では、国の補助事業である地域農業基盤確立農業構造改善事業により、B団体が事業主体の野菜集出荷貯蔵施設及び処理加工施設の整備を計画した。

A県は、他県と比べ、農家1戸当たりの経営規模が大きく、1地区当たりの野菜生産量及び集出荷量も多いため、B団体には事業費10億円以上の大型施設の整備が必要であった。ところが、この補助事業は、1地区あたり5億円程度の事業費規模のものに限られていたため、この事業での整備が困難となった。このため、やむなく、当該事業の他に、当該事業と類似した事業内容をもつ農業生産体制強化総合推進対策事業とあわせて計画を実施することにした。その際、事業計画概要書等も事業ごとに作成しなければならず、事務の煩雑化が生じている。

事業費規模については、地域の農業生産規模等に応じて対応できるように設定すべきであるが、そもそも、類似した内容の補助事業は統合化し、効率的な事務執行を行うようにすべきである。

事業名	事業目的	採択基準	主な事業
地域農業基盤確立農業構造改善事業 (経営基盤確立農業構造改善事業)	集落及び市町村の範囲において個別経営体及び組織経営体を育成するとともに、経営の複合化、多角化等地域農業の安定的な生産体制の確立を図る。	・受益戸数原則3戸以上 ・事業費規模(集落2億円、市町村5億円)等	集出荷貯蔵施設、処理加工施設、育苗施設、乾燥調製施設、定置配管施設、堆肥等供給施設、等
農業生産体制強化総合推進対策事業 (地域農業生産再編特別対策事業)	輸入の急増が見込まれる地域特産野菜等の産地において、当該野菜の生産性、品質の向上等を促進し、国内農業生産体制の強化を図る。	・作付面積概ね5ha以上 ・事業実施地区を含む市町村において、原則として、前年度に転作等目標面積を達成しており、事業実施年度においても、達成が確実と見込まれること等 ・事業費規模については要綱上基準はない。	集出荷貯蔵施設処理加工施設、育苗施設、選別調製包装施設有機物供給施設等

措置状況	経営構造対策事業として一部統合化(H12)
評価	
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・統合化され、地域の実情に即したメニュー選択ができるようになった。 ・統合化されたが、関係書類の簡素化が図られていない。 ・国の担当部署ごとの施策を調整し、さらに類似事業の統合化が必要。

< 農用地利用調整特別事業 >

A町からの報告では、農業構造改善事業等のハード事業に取り組む場合には、まず法律に基づいた各種の計画・構想を策定しないと取り組めないこととなっており、そのために大規模農業経営体の育成を主目的とした農業経営基盤強化促進対策事業(以下「ソフト事業」という。)費補助金の活用をするようにとの指導があった。

このソフト事業は、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、農業経営基盤強化促進法第6条に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)の具体化に向けての、関係機関・団体が一体となった活動の促進、認定農業者等に対する支援、農業生産法人の育成・指導並びに農用地利用改善団体等に対する指導・支援、これらの活動による地域農業の担い手の確保及び農地の有効利用・保全活動等、を一体的に行おうとするもので、具体的には、

基本構想の進行管理計画の作成、進行管理のための会議運営、啓蒙普及のためのシンポジウムの開催や広報資料の作成、個々の農業者向けの経営改善のための相談活動や研修など、といっ

た多様なソフト事業である。

特にこのうち農用地利用の集積を図るための「農用地利用調整特別事業」については、すべての農業振興地域整備計画策定市町村についてその実施を求められ、しかも原則としてすべての補助メニューに取り組むよう、国から県を通じて指導がなされている。

しかしながら、町村によっては、そもそも地域的、産業構造的要因から大規模経営体の育成が望めない場合がある。

A町の場合も、山間地域にあり、養蚕業の衰退とともにメインとなる農林業もなくなり、また近年はイノシシ、猿、カラスによる食害被害の多発から農業放棄地が増える傾向にあり、兼業農家が8割以上となっているため、到底、大規模経営体の育成は見込めない状況にある。

にもかかわらず、以上のような国の指導により条件化されているために、A町にとっては必ずしも必要としない事業メニュー、例えば、大規模経営体の育成が望めないのに育成に向けた農家アンケートの実施や座談会の開催、現実的には農地の借り手がいないのに農作業受委託のためのオペレーターの育成とか、耕地面積がさほど広くないのに農作業大型機械の作業方法の研修などに取り組まざるを得なくなり、関係者からも「本当に必要な事業なのか」と疑問の声が上がった。

必ずしも地域の実情に合わないような補助制度を全国一律に活用させるような取扱いは廃止すべきである。

措置状況	・農業経営基盤強化促進対策事業<農地流動化地域総合推進事業>に変更，補助メニューによる選択制となっている（H12）
評価	
主な意見	・交付申請から実績報告のほか，各種調査など，市町村の事務量が過大なため，事務手続の改善が必要

< 林業生産流通振興事業費補助金-森林整備担い手確保基盤対策事業 >

平成8年度に、「林業労働力の確保の促進に関する法律」が制定され、同法に基づき県が指定する民法法人である「林業労働力確保支援センター」（以下「支援センター」という。）において林業機械のリース、就業資金の貸付け及び林業労働者の研修事業をすべて実施させることとなった。（林業担い手育成強化対策実施要領により）当初、林野庁では、研修機関を有する県にあっては、県においても研修事業を補助事業により実施できるとの見解であったが、その後、支援センターを設置する県にあっては、県が主体となって研修事業を実施する場合は、補助の対象としない旨の指導方針に改めた。

このため、A県では、林業労働者等の技術、知識の向上のため、県独自に林業研修機関を設置し、各種の研修事業を実施してきたため、今後とも、国庫補助を受けて、県直営により研修事業を継続しようとしていたが、林野庁の方針変更のため不可能となり、かといって、支援センターとなる財団法人に類似の研修施設及び体制を二重に整備するわけにもいかないため、支援センターが交付を受けた補助金を、支援センターから県の研修機関に対して研修を依頼するという不自然な形をとらざるを得なくなった。

また、B県でも、これまで国の補助を得て県直営で林業労働力の確保に関する施策を行ってきたため、（新制度の狙いが、行政だけでなく、森林組合、林業関係団体等地域の幅広い連携・協力の下で施策の展開を可能とさせようとするところにあるものの、）総合的に判断した結果、引き続き県

直営での施策実施を決定していた。ところが、新制度において前記のとおり支援センターの設置が必須となったため、現在、設置に向け検討中である。なお、上記実施要領では、センターの設置方法として、新設のほかに、既設法人の活用を可能とされたが、いずれにしてもこれまで県が取り組んできた事業を民間のセンター事業として新たに執行体制を整えていくことになるため、結局、B県が前面に立って、センター運営のための職員派遣等の人的支援策及び国庫補助対象外のセンター運営費への財政支援策を検討せざるを得ない状況にある

このように補助制度の運用の中で、法人の設立・法人による事業実施を前提とすることは、地域の実情を無視した画一的な運用であり、結果的に不要な財政負担を強いるものであり、改めるべきである。

措置状況	なし
評価	×
主な意見	

< 原子力発電施設等周辺地域交付金 >

原子力発電施設等周辺地域交付金は、「電源開発促進対策特別会計法」、「同法施行令」の規定及び通達により、「企業導入・産業近代化措置」と「給付金交付助成措置」へ充当することと定められており、その用途が制限されている。

特に、「企業導入・産業近代化措置」については、充当先が下記の画一的内容に限られており、原子力発電施設周辺地域の住民の利便向上のために実施する事業については交付金の事業対象とならない場合が多い。

* 「企業導入・産業近代化措置」の内容

- 1 企業導入事業
 - ・工業団地の造成事業
 - ・企業導入に係る助成事業
 - ・企業導入に係る産業基盤施設の整備事業
 - ・企業導入に係る調査、広報事業
- 2 産業近代化事業
 - ・産業経営の近代化に係る事業
 - ・観光開発事業
- 3 産業関連技術振興関係事業
 - ・職業訓練施設の整備事業
 - ・生産・加工技術研究開発事業

A市では、企業導入・産業近代化の一環として、都市イメージを向上させ、また電源地域に相応しく夜間でも明るい街づくりを推進するため、市街地の防犯灯や街路灯の設置を計画したが、本交付金事業の対象にはならなかった。

原子力発電施設の立地については、電力の安定供給のために国策として取り組まれ、地元自治体も協力している。地域住民の理解を得て協力していくためには、周辺地域の振興のために総合的な支援策が図られるべきである。

したがって、原子力発電施設等周辺地域交付金の目的に照らして、地域の振興

・発展に効果のある事業、例えば道路・水道・教育施設・福祉施設の整備等、また、地域の実情に即し住民の利便向上や景観・環境に配慮し、地域イメージの向上に効果のある事業、例えば街路灯・防犯灯の設置や電線類の地中化等の事業に対しても交付金が充当できるよう、基準・条件を緩和すべきである。

措置状況	・電源立地特別交付金に統合(原子力発電施設等周辺地域交付金, 電力移出県等交付金を統合), 福祉対策措置を追加(H12) ・交付対象事業に収益が生ずる可能性があると認められる事業を追加(H13)
評価	
主な意見	環境対策事業の追加と運用の一層の弾力化

< 離島航路補助金 (離島航路整備費補助) >

離島航路整備費補助金の補助率は標準的な運賃率や便数、乗組員数、賃金の経費単価に基づいて算出される標準欠損額とされている。このため、A航路では実際には1億円近い欠損額が生じているにもかかわらず、標準欠損額はその十数パーセントにしか算定されない事例がある。その結果、県及び市が島民の生活を守るために多額の補助金を交付している。

全国平均の運賃率や便数、乗組員数等の標準的な数値で欠損額を算出するという全国画一の基準ではなく、離島航路事業者の経営努力は前提とした上で、離島航路が日常の生活路線であること等を考慮した運賃率や離島人口、通勤・通学・通院、商習慣等の生活実態に応じた便数等地域の実情、歴史的経緯に則った航路経営の実態に十分配慮した欠損金額の算定方法とすべきである。

また、事業者は事業年度終了後10月末までに損益計算書等の報告書を提出するが、国の補助金(標準欠損額)が確定し補助金が交付されるのは3月末であることから、県及び市は補助金の補正予算を組むに当たっても数値を確定できず、零細な事業者は資金繰りに苦慮しているという支障が生じている。

補助金の確定及び交付時期を早めるべきである。

措置状況	* 交付手続きの迅速化(H9)
評価	
主な意見	・欠損金額の算定方法は平成6年度に改正されたが、航路の実情を考慮した算定方式での補助が必要。 ・補助金の確定時期、交付時期を早期化してほしい。

<電気通信格差是正事業費補助金-地域・生活情報通信基盤高度化事業>

郵政省所管の当事業は、当該補助金交付要綱によれば、「地域における先導的な情報通信基盤の効用を社会的に実証し、情報化の均衡ある発展を図るための施設及び設備の設置の事業であって、先導的な情報通信基盤の全国的な普及に向けたモデル事業の実施」のために、地域の情報の受発信の中核となる施設及び設備の設置の事業(「自治体ネットワーク施設整備事業」という)を補助対

象とするといった内容であるが、この事業の一環として情報通信機器（例えば、パソコン）を整備する場合に、買取りによる整備費のみを補助対象としている。

しかしながら、近年、技術革新が目ざましい情報通信分野においてはパソコンをはじめ情報通信機器は短期間で陳腐化してしまうことはもはや避けがたく、リースやレンタルの方が明らかに有利かつ合理的な場合もある。

現状では国の補助を受けるためには、買取りにより機器を整備せざるを得ないが、こういった分野においては、地方自治体において実情に即して適切に補助対象内容を選択できるように、見直すべきである。

措置状況	(・情報通信格差是正事業費補助金に変更(H13))
評価	×
主な意見	

< 汚水処理施設共同整備事業補助 >

A市及びその周辺の町村では各団体が単独で下水道事業を実施しているが、それぞれの団体の処理場における汚泥の処理については、特定の団体に負荷をかけず効率的に行うこと等の理由から一部事務組合を設立して共同で行おうと考えた(処理施設の建設事業費約10億円)。

ところが、「汚水処理施設共同整備事業」において、共同汚泥処理処分施設の整備を複数の地方公共団体が実施する場合、「汚水処理施設共同整備事業補助実施要領」(平成7.3.31建設省都市局下水道部長通知)によると当該施設を設置する場所の地方公共団体が代表して施設整備を行うことを前提としており、一部事務組合が行うことは既に同組合が広域下水道事業を実施している場合を除き、現段階では認められていない。

しかしながら、事業促進を図るうえで、広域的な事業の場合、事業主体として一部事務組合が相応しい場合もあり、各地域の実情に応じて一部事務組合においても補助事業として実施できることとすべきである。

措置状況	一部事務組合での実施も対象に拡大(H11)
評価	
主な意見	

< 都市公園事業費補助 >

A市では、延長約1.2kmの緑道を都市公園事業費補助で整備しようとしたが、補助対象となる施設は、園路舗装、植栽、休憩所等の施設であり、案内板、表示板は管理施設という理由で補助対象とならず単独市費で対応せざるを得なかった。

しかし、この緑道は自然林を活用した緑道であり、舗装や植栽等は少ない一方、延長が長く出入り口が何十か所もあるため、利用促進を図る案内板等の設置が数多く必要で、整備費も多大であった。

現行の補助対象基準では、財源の乏しい市町村においては、補助対象となる施設ばかりを使った画一的な公園を整備することとなり、あえて舗装したり植栽する必要の少ない元々ある自然の道を生かした特色ある緑道整備、ひいては、個性ある街づくりができない。

したがって、国は補助対象施設のガイドラインを示す等にとどめ、運用については地域事情を考慮し柔軟に対応すべきである。

措置状況	* 予算要望調書の様式の統一・簡略化，使用頻度の少ない調書の統合・廃止(H9) ・ 補助対象施設の一部(園内移動用施設)弾力化(H11)
評価	×
主な意見	・ 依然として案内板，表示板等は対象外なので，補助対象施設の一層の弾力化，大綱化が必要。 ・ 案内板はユニバーサルデザインの観点から点字や音声誘導など高度なものが要求されており，補助対象とすべき。

< 消防防災設備整備費補助金 >

消防防災設備整備費補助金の交付を受けて消防車両(消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車)を購入する場合、備えなければならないホースの形式は「呼称65」と定められている。このため、A市では、消防隊員の高齢化や少人数化に対応するため、軽量の「呼称50」のホースを採用しようとしたが、できなかった。

地域の実情に適合した選択を可能とすべきである。

措置状況	* 内示・交付決定時期の早期化，添付書類の一部簡素化(H9) ・ 零細補助基準額の適用緩和(H12) ・ 目毎の交付要綱を統合(H14)
評価	
主な意見	・ 使いやすい補助金となったが，さらに地域の実情にあった改善が必要。

縦割りの補助制度

< 疾病予防事業費等補助金等（各種情報システム関係） >

保健福祉分野での情報システムに係る厚生省の国庫補助金が多数存在し、ハードの共用や情報の横断化により、安価に効率的に、また住民にとって利用しやすいシステムとなり得ると考えられるが、これまでのところ各情報システムは、バラバラに閉鎖的に構築される形で補助がなされており、都道府県においても各所管課において、それぞれのシステム整備を行わざるをえない結果となった。

そのため、例えば、住民が介護に関する情報を得るために保健所へ行っても、保健医療に関する情報は提供できるが福祉に関する情報は提供できないなど、総合的な情報提供が難しい状況にあるため、個々の目的ごとの縦割り補助を見直し、横断的情報システムの構築について検討すべきである。

[A県における情報システム関連国庫補助事業]

(単位：百万円)

事業名	事業概要	総事業費
福祉事務総合システム事業費	生活保護事務、身障手帳交付事務等の福祉関係事務をシステム化し、RENTAIのネットワークを利用してデータの共有化・高度化を推進することにより、事務の効率化を図る。	約 130
保健所等情報システム整備事業費	保健所等と厚生省とをオンライン化し、保健所の保健医療情報のセンター化を図り、地域の保健・医療に関する諸情報を収集・分析して、保健医療行政へ反映させる	約 110
ナースセンター事業費 (就労促進費)	中央ナースセンターと都道府県ナースセンターとをオンライン化し、看護職員の求人・求職情報等の効率的運用を行う。	約 30
救急医療情報システム運営費	地域医療情報センター、医療機関、地域医師会とをオンライン化し、救急医療に関する各種情報提供を行い、救急患者の医療を確保する。	約 30
がん情報システム推進費	保健所、医療機関を通じて県内のがん死亡情報を収集登録し、がん発生の実態を把握・解析することにより、総合的ながん予防対策を推進	約 30
脳卒中情報システム事業費	県内における脳卒中患者の発生状況を把握し脳卒中寝たきり老人等の発生予防対策を推進するとともに、患者の退院後の各種ケア対策体制整備に資する。	約 10
エイズコンピューター相談システム	県民からの電話によるエイズに関する問い合わせに対して、コンピューターにより自動的に音声で回答するシステム。	約 30

措置状況	なし
評価	×
主な意見	

< 学校給食設備整備費補助金等 >

大部分の学校において、教室等と給食施設は同じ建物内にあり、新築又は改築工事の契約は一本で行うのが一般的である。

しかし、給食施設については文部省体育局で、その他の教室部分等については同省教育助成局において補助金交付を行っているため、それぞれに分けて申請・書類提出をしなければならない。

また、体育局の学校給食設備整備費補助金と教育助成局の公立学校施設整備費補助金は、制度・書式等が全く異なるため、事務が煩雑である。

2つの違いは以下の通りである。

〔体育局（給食施設）〕

- ・基本的に新増築と改修の2つだけに制度が分かれている。
- ・基本的に単年度工事の事業を補助対象。

〔教育助成局（学校施設）〕

- ・新増築、大規模改修、災害復旧等に制度が分かれている。
- ・工事期間が2か年以上にわたる場合については、各年度の工事及び工事費が明確に区分されている場合に限り補助対象。

なお、2つの補助金制度に共通したものに、普通教室をランチルームに改修する事業に対する補助金制度がある。その概要は下のとおりであり、地方公共団体はいずれかを選択して申請することとなるが、同一事業のための類似した補助制度である。

〔体育局（給食施設）〕

- ・補助面積 130㎡まで
- ・単 価 53,560円 補助率 1/3
- ・ランチルームで使用する机及び椅子の整備に対する補助金制度がある。

〔教育助成局（学校施設）〕

- ・特に制限なし（建物全体で制限）
- ・建物全体にかかった費用の1/3～2/7（財政力指数による）
- ・机、椅子の整備に対する補助金制度はない。

学校給食設備整備費補助金(体育局主管)と公立学校施設整備費補助金(教育助成局主管)を統合し、補助対象範囲の拡充、弾力化、手続きの大幅な簡素化を図る。

措置状況	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校施設整備費補助金(学校給食施設整備費)に変更 ・補助対象面積を20%増加，施設と付帯施設の申請の一元化など事務手続きの一部改善(以上，H9)
評価	
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・依然として給食施設と教室は分けて申請・書類提出を行っており，申請の一元化等による一層の簡素化が必要。 ・補助面積，補助対象品目は実際に整備される給食施設に比べてかなり些少。

< 公立学校施設整備費負担（補助）金 >

A市のB中学校では、国の補助を受けて、屋内運動場（体育館）の増改築に併せて武道場（柔剣

道場)を併設整備している。

屋内運動場、武道場ともにいずれも公立学校施設整備費負担(補助)金の対象でありながら、負担(補助)金の交付申請等を行う場合は、屋内運動場は文部省教育助成局、武道場は文部省体育局と、それぞれ所管局が異なっているため、たとえ同一校、同一建物であっても、別々に手続を行わなければならない。また、要望書の提出や内定通知の時期、さらには、建築単価等がそれぞれ異なっているため、事務作業は非常に煩雑になり、多くの時間を費やさざるを得ない状況となっている。

したがって、円滑な事業展開ができるよう、所管局が異なっても、併設の場合の手続については、申請窓口を一元化するなど、取扱の統一を図るとともに事務手続の簡素・合理化を図るべきである。

〔事務手続の流れ〕	屋内運動場	武道場(柔剣道場)
2月中旬		概算要望
3月中旬	概算要望	
6月上旬		内定通知
6月上旬-6月中旬		交付申請
6月下旬	内定通知	
6月下旬	交付申請	
6月下旬		事業実施
8月上旬	決定通知	
2月上旬		決定通知

〔負担(補助)内容〕

	屋内運動場	武道場(柔剣道場)
負担(補助)率	新築・増築1/2、改築1/3	1/3(一律)
対象面積	学級数に応じて定められた面積(必要面積)から未取り壊し部分等(保有面積)を控除した面積(資格面積)を限度	床面積450㎡を限度
建築単価 (A地域 :1㎡当たり)	約19万円(鉄筋コンクリート造・木造) 約18万円(鉄骨鉄筋コンクリート造) 約16万円(鉄骨造)	約12万円(一律)

措置状況	* 省内の内部決裁過程における重複審査を廃止(H8), 各所管課の審査時期を統一(H9) ・ 提出済書類の省略, 省内の執行事務管理システムの導入, ヒアリング回数の縮減, 内容聴取票の休止など事務手続を簡素化。
評価	
主な意見	(窓口の一元化) ・ 学校施設の中でも校舎, プール, 給食施設の所管課が異なり, 申請窓口が複数となっているため, 窓口の一元化と取扱いの統一化が必要 (手続きの簡素・合理化) ・ 手続きに膨大な作業を要するため, 更なる簡素・合理化が必要。

< 農村整備事業費 >

農林水産省が所管する農業農村整備事業は、農業の生産基盤、農村の生活環境改善等の整備を行う事業であるが、事業の種類が非常に細かく分かれており、この事業についての補助金交付要綱等についても、合計3,000ページ以上にもわたる膨大なものが作成されている。そのうえ、毎年、新しい事業制度が創設され、次のように類似した細事業が多くなってきている。このため、長年、農業関係を担当している地方公共団体の職員でさえも、各事業内容を理解することが難しいものとなってきているため、当然、事務も複雑化し、事業を円滑に進めることができない状況がある。

・ 事業数の推移	平成3年度	平成8年度
	42事業	60事業以上

[類似事業の例]

事業名	事業目的	補助条件 (受益面積)	事業内容
緊急畑地帯総合整備事業	農産物の輸入の自由化に係る事情の変化に対処して、畑作物の生産性の合理化を図るため、畑地帯の土地改良事業(特定する事業のうち2以上)を行う。	県営 概ね30ha以上 団体営 概ね10ha以上	区画整理、土層改良、暗きょ排水、交換分合、農道、農地保全等
高生産性土層改良事業	不良土層を有する畑地帯において、畑作物の生産安定化、新規畑作物導入等を図るため土層改良と関係施設の整備を行う。	概ね30ha以上	土層改良、暗きょ排水、農地保全、交換分合、堆肥盤

土地改良総合整備事業	地域の実態に即した畑作振興及び耕地の汎用化による高度利用を促進することを目的とし、複数の土地改良事業（2以上）を総合的に行う。	県営 概ね60ha以上 団体営 概ね20ha以上	区画整理、暗きょ排水、農道、交換分合、客土等
------------	---	-----------------------------------	------------------------

こうした類似事業は統合化し、分かりやすい事業制度として整理すべきである。

措置状況	<ul style="list-style-type: none"> ・農村振興整備事業が創設され一部が統合化(H12)。 ・国の事業は、5事業（農道，集排，農村総合，農村振興，中山間）に大別され，概ね整理されている。
評価	
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・類似事業などさらに一層の統合化が必要（例：農村振興整備事業と中山間総合整備事業） ・事業範囲の大小（一般型，広域連携型）で区分されている事業の統合化が必要

< 下水道事業費補助・農業集落排水事業費補助 >

A村が、全村の下水道整備を目指し、昭和50年代後半から平成元年にかけて整備した事例である。

当初、市街化区域、農村区域を一体的に整備しようとしたが、市街化区域は公共下水道事業（建設省）で、農村区域は農業集落排水事業（農林水産省）で同時平行して実施した。この種の事業は、し尿、生活雑排水等を浄化処理施設へ運ぶ管渠工事と浄化処理施設本体工事に二分され、供用開始時期に向けて計画的に行われる。そうしたなかで、A村は、施設建設費及びランニングコストの削減を図るため、浄化処理施設は両事業合わせた単一施設を計画したが、建設省、農林水産省のそれぞれの排水処理制度の取扱い等から、日量処理能力500トンの処理施設を同一敷地内に各々1基ずつ設置することとなった。

そのため、単一処理施設とした場合に比べて、施設の整備費及び維持管理費が著しく割高となっている。

なお、施設から排出される処理水の水質も同じで、放流先も同一の農業用水路で、合わせ混じって農業用水として使われている。

また、施設の管理も同一業者と単一契約をして行っている。各々の施設から排出している汚泥は特殊肥料として一体的に再資源化されている。すなわち、管理面からみても全く分離して設置する必要のない施設が、各省庁の激しい競争意識により二つに分割され、不経済、非効率をまねいている。

更には、地方公共団体が公共下水道、各種排水処理システムなどを総合的に勘案して、自主的に決定する機会と住民が納めた税金を無駄なく使用する機会を失なわしめている。

各種排水処理事業については、地域の実情に適した排水処理システムが選択され、

効率的、一体的な整備ができるような仕組みとすべきである。

なお、上記のような事例が生じないよう、昨年12月に建設省、農林水産省、厚生省の三省共同通知により、県が市町村の計画等をもとに排水処理施設の整備に関する構想を策定することとされ、計画段階から、最適なシステムが採択されるような取組が進められている。

措置状況	・都道府県が整備構想を策定することにより、計画段階から最適システムが採択されるよう措置(H8)
評価	
主な意見	・公共下水，集排及び浄化槽のすべての補助制度の統合をすべき。 ・市町村が整備構想を策定することにより，一層地域の实情にあったものにすべき。

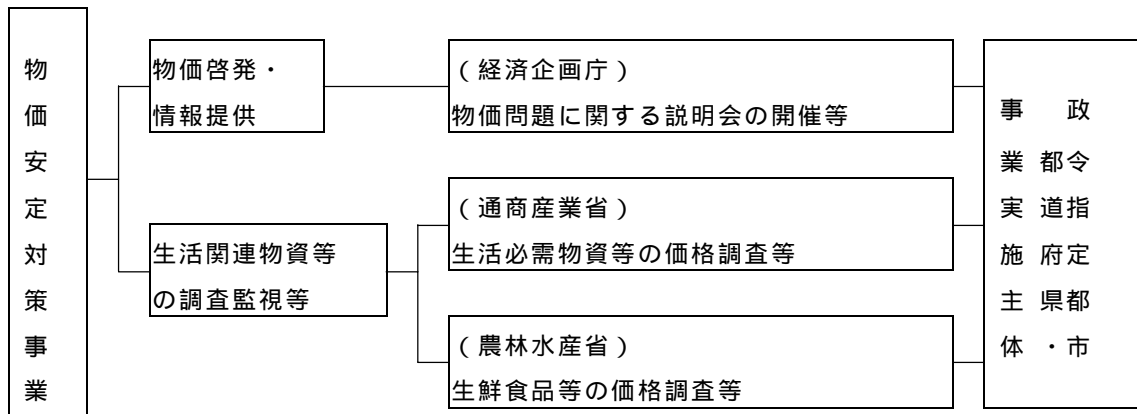
< 物価安定対策事業費補助金 >

物価安定対策事業は物価の安定を目的として、「物価啓発・情報提供」や「生活関連物資等の調査監視等」を行うもので、都道府県及び政令指定都市が事業の実施主体となっている。この事業の国の所管は、事業の実施内容や調査対象品目の別により、「物価啓発・情報提供」は経済企画庁、「生活関連物資等の調査監視等」は農林水産省及び通商産業省と三省庁に分かれており、各省庁がそれぞれに補助制度をもっている。

A県では、物価安定対策事業を一つの課が総合して行っているが、補助制度が縦割りになっているため、各省庁ごとに補助金の申請手続等を行わなければならない、また、交付申請の時期、調査結果報告や実績報告の様式等がそれぞれ異なっているなど、事務の煩雑化、非効率化を招いている。

さらに、調査員の委嘱や事務説明会等を農林水産省分と経済産業省分とに分けて行わなければならないという問題もあることから、物価安定対策事業を総合的、効率的に実施できるよう、補助制度を一元化すべきである。

〔物価安定対策事業の概要〕



〔事務の流れ：A県の例〕

	経済企画庁所管分	通商産業省所管分	農林水産省所管分
--	----------	----------	----------

4月中旬	国の事業説明会	(国の事業説明会なし)	(国の事業説明会なし)
4月下旬	計画書提出		
5月中旬		計画書提出	計画書提出
7月下旬	補助金内示		
8月上旬	交付申請		
8月中旬			補助金内示
8月下旬			交付申請
9月上旬			交付決定
9月中旬		補助金内示	
9月下旬	交付決定	交付申請	
11月下旬		交付決定	

措置状況	* 3省庁で交付申請時期，様式を統一化し，交付申請手続きを簡素化(H9) 実質廃止(内閣府：廃止，農水省・経産省：緊急時のみ実施)(H14)
評価	
主な意見	

< 土地区画整理事業費補助 >

土地区画整理事業は、道路、水路、上下水道、公園等の公共施設を一体的に整備し、健全かつ良好な街づくりを目指すものである。また、不整形な従前の土地を整形な宅地とするため、計画的に仮換地の指定を行い、年次的にまとまった区域を整備していく必要がある。

A市の例では、補助金は、建設省都市局の街路事業費補助、地方道路整備臨時交付金(Aタイプ、Bタイプ)、公共下水道事業費補助を、同道路局の国道に係る公共施設管理者負担金を受け事業を施行している。しかし、土地区画整理法に基づき県が国と調整の上認可した市の事業計画に沿った要望額通りの交付決定がなされず支障が生じている。例えば、道路を新設する場合、通常、地中へ下水道管を先に埋設しその後歩車道境界ブロック、舗装、植樹等の整備を行うが、街路事業費は要求額通り交付された一方、下水道事業費が満額交付されず、一部区間の街路整備ができなかった。また、交付決定は事業ごとに行われるため、各事業ごとに要望～交付申請～実績報告を行わなければならない、事務が非常に煩雑となっている。

土地区画整理事業は、まとまった区域を年次的に計画的に整備していくことが絶対条件であるため、補助金は個々の事業ごと、路線ごとではなく、当土地区画整理事業全体で手続面も含め一元的に交付する仕組みとすべきである。

措置状況	* 一般会計分については，まちづくり総合支援事業(統合補助金)の創設・活用により一部改善(H12)
------	---

評 価	
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備特別会計分についても、通常費や臨時交付金等の区分を一元化することが必要。 ・実施計画の承認については、地方公共団体と地方整備局間で事務手続が完了できるようにお願いしたい。

< 住宅宅地関連公共施設等整備促進事業費補助 >

住宅宅地関連公共施設等整備促進事業は住宅建設事業、宅地開発事業に関連して道路、公園、下水道、河川等の公共施設の整備が必要な場合、各個別事業の予算枠とは別枠で補助を行う制度であり、縦割りの弊害を解消し住宅及び宅地の供給の促進に資する目的で創設された。

しかし、実際には住宅建設事業を所管する建設省住宅局又は宅地開発事業を所管する同建設経済局だけのヒアリング等では済まず、関連して整備する公共施設、たとえば河川であれば建設省河川局から様式は違うが同じ内容の調査資料等の提出が地方公共団体の河川担当局に求められるため、事務が煩雑化しており、せっかくの制度がうまく機能していない。

A市では住宅局に加えて河川局から、B市では建設経済局に加えて道路局から調査資料の提出を求められた。

ヒアリング等の窓口は、住宅建設事業の場合は住宅局、宅地開発事業の場合は建設経済局と一本化を図り、省内の調整は窓口局が行う仕組みとすべきである。

措置状況	<ul style="list-style-type: none"> * 窓口局が一元的にヒアリング，省内調整を行うこととし，手続きを簡素化（H9） * 統合補助金化（住宅宅地関連公共施設等整備促進事業）（H12） ・住宅宅地関連公共施設等総合整備事業費補助（H14）を創設 ・地方整備局が窓口となる（H14）
評 価	
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業担当の窓口局で事前審査を受けてから住宅局に書類提出をしており実態は変わらない。かえって煩雑になっているので事前審査は廃止すべき。 ・統合補助金化によりかえって事務が煩雑になっている。

- ・改善されているが、道路事業に関しては、要望書、認可設計書を2局に提出しなければならないので、書類提出の一元化が必要。
- ・実施計画承認額の範囲で年度ごとの要望額すべての交付と申請図書簡素化及び交付決定時期の早期化が必要

- ・事業実施地区（団地）が異なる場合でも同一自治体内で流用ができるようにしてほしい。
- ・会計検査の対応が住宅局所管事業と各公共施設担当部局所管事業の検査との一元化がされていない。
- ・（14年度以降）地方整備局の窓口課が対応するが、事業課で別途技術審査を受けなければならないなど、事務が煩雑になっている。

薄まき・超過負担

< 地籍調査費負担金 >

地籍の明確化を図り、国土の開発・保全とその利用の高度化に資するため、市町村は地籍調査を行い、その調査に要する経費は国 50%、県 25%、市町村 25%の負担区分によることとされている（国土調査法）。

しかしながら、国土庁の示す算定要領による補助対象事業費と実施事業費とに乖離があるため、A 県の場合には、事業主体である市町村は次のようなかなりの超過負担を余儀なくされている。このことは、A 県における実施事業が特殊なケースというのではなく、一般的に指摘できるものであり、補助対象事業費の事業単価の改善がなされるべきである。

〔 A 県の例 〕

補助対象事業費ベース(単位:百万円)				実施事業費ベース(単位:百万円)				
補助対象事業費	国補助	県補助	市町村負担	事業費(A)	補助金(B)	市町村負担(C)	B/A	C/A
320	160	80	80	400	240	160	60%	40%

国 160
県 80

措置状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費積算基準・方法等の改善，資材単価等の実態に合わせた改善 ・ 外注型，市街地緊急事業が新設(H13)，対象地域の拡大(H14)
評価	
主な意見	

< 公害監視調査等補助金（水質汚濁防止対策事業） >

A 市では、水質汚濁防止法に基づき、市内の主な事業場・公共用水域の監視業務を A 市が所在する B 県が策定する測定計画等に基づいて実施している。

このように法律に基づき A 市に事務委任された業務に必要な経費に関しては、国から同法に基づき「水質汚濁防止費補助金」が補助されている。

同補助金交付要綱によると、補助金額は、事業種目（5 種目）ごとに対象経費となる事務費の費目が定められており、これにより合算した「実支出額」と補助基準額として別に定められる「環境庁長官に協議し承認を得た額」（補助内示に先立って所要額の環境庁ヒアリングがあり、その結果内示額として具体的に示される）の 2 つを比較していずれか少ない方の額を事業種目ごとにまず選定し、次にこの選定した額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、1/3 を乗じた額とする、と定められている。この補助金の場合も、「環境庁長官に協議し承認を得た額」の基準が明らかでなく、実支出額との乖離が問題となっている。

このように補助基準額が総事業費に比べ低く設定されるため、A市の場合は、実際の契約金額の12%程度にしかならず、財政を圧迫している。

したがって、実情に即しかつ一定の客観的指標に基づく補助基準額の決定方法に改善すべきである。

(参考) 補助基準額と事業実績との乖離の状況

A市の例

総事業費	:	29,508千円
補助対象事業費	:	24,232千円
補助基準額	:	10,800千円
国庫補助額	:	3,600千円(補助率 1/3)
実際の補助率	:	12.2%

措置状況	<ul style="list-style-type: none"> ・環境監視調査等補助金に変更 ・実態に即しかつ客観的指標に基づく補助基準額の決定方法に改善(H13) ・水質汚濁防止対策事業等に係る分析費の基準額の設定(H11)
評価	
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率は28%(H14内示)にまで改善してきている。 ・補助率は改善されているが、事業費と補助基準額の一層の較差是正と補助基準額の決定方法の明確化が必要

< 公立学校施設整備費補助金 >

義務教育諸学校施設整備費補助については、平成5年度に建設単価の改定が図られたものの、平成6年度以降据え置かれているため、次のような実支出額との乖離がある。このような補助基準額との乖離を生じないように、実情に即した補助基準単価の改善を図るべきである。

(参考) 1. A県における補助単価との乖離の状況(単位:円、%) m²当たり

区分	平成7年度平均 補助単価 a	平成7年度平均 実施建設単価 b	a / b x 100
水泳プール(屋外)	117,300	207,920	56.4
水泳プール(上屋)	72,000	179,204	40.2
中・高等学校柔剣道場	120,200	205,679	58.4

2. B市における補助単価との乖離の状況(単位:円、%) m²当たり

区分	平成7年度補 助単価 a	平成7年度平均実 施建設単価 b	a / b x 100

校舎新增築改築	イ	208,000	300,803	69.1
"	ロ	208,200		~
"	ハ	215,300		71.6

措置状況	・補助申請後の単価補正により，実勢単価を勘案した単価での改善が図られている。(但し予算に左右され必ず行われる訳ではない)
評価	×
主な意見	・依然として実勢単価とのかい離があるため，補助基準単価・面積等の改善が必要。(単価補正は，必ず行われるものではない) ・事業によっては2倍近い単価差があり，早急な改善が必要。

< 公立社会教育施設整備費補助金 >

博物館建設に係る補助金が定額で薄まきの補助であるために、国庫補助を受けずに単独事業として実施している例が多く見受けられ、また「類似博物館」（市町村の郷土資料館など）といわれる施設が多数存在する状況もあり、補助金を存続する意義が薄れているため、この補助金は廃止し一般財源化すべきである。

〔補助事業〕

- ・ A 町立博物館（約 2,900㎡の建物）
総事業費約 3 億円に対し国庫補助金額約 1 億 4 千万円（交付率 4%）
- ・ B 町立博物館（約 1,300㎡の建物）
総事業費約 3 億円に対し国庫補助金額約 4,700 万円（交付率16%）

〔単独事業〕

- ・ C 町立博物館（約 1,500㎡の建物）
総事業費 約 7 億 2 千万円
- ・ D 町立博物館（約 800㎡の建物）
総事業費 約 2 億円

措置状況	* 廃止（公立博物館分）（H9）
評価	
主な意見	

<へき地児童生徒援助費等補助金(スクールバス・ボート等購入費)>

スクールバスの購入に係るへき地児童生徒援助費等補助金は、定額補助であり、平成8年度の補助額は298万円となっている。A町で買い換える予定の定員29人のスクールバスの購入価格は1310万余円であり、購入価格に対する補助金の割合は22.7パーセントと低率の補助となっている。

しかも、補助申請に際しては、20年前の中学校統合時の資料や従来のスクールバス(11年前に購入)の購入時の資料等の提出を求められ、多大な労力を費やした。

措置状況	・現在は、補助率1/2、補助限度額304万円となっている ・古い資料の提出は求められなくなった。
評価	
主な意見	改善はされているが、依然として低率の補助となっている。実勢にあった改善をすべき。

<老人医療給付費負担金(老人医療費適正化推進事業)>

昨今の高齢化社会の進展により、老人医療事務のうち、特にレセプト点検(例月点検及び縦覧点検)に係る事務量は、年々増大している。

A市においては、県の国保連合会と共同で電算処理システムを開発し、共同処理を行うことによって事務処理精度の向上、効率化を図っているところである。この事業に係る電算処理システムに対する国庫補助制度は、システム開発に係る経費に対するものと共同処理に係る経費に対するものに分けられるが、補助金交付要綱によれば、共同処理に係る経費に対する補助金額は、対象経費となる事務費の費目を詳細に定め、これに基づき合算した「実支出額」とこの要綱に基づき補助基準額として別に定められる「厚生大臣が認めた額」の2つを比較して小さい方の額に、1/2を乗じた額とする、と定められている。

このため、A市は、例年、この補助金交付要綱に従い、対象経費として示されている「事業を実施するために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保管料、保険料、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金」について個々に積み上げていくと実支出額が38,095千円となり、この額で補助申請を行っているが、実際の補助額というと、補助内示の際に何ら積算根拠が明確にされることなく「厚生大臣が認めた額」(3,200千円)が示され、その額の1/2が補助額とされるため、A市の場合には1,600千円の内示がされている。

このように「厚生大臣が認めた額」の基準が明らかでないため、A市に限らず、実支出額と大きく乖離するのが通例である。

このため、事業主体であるA市は、実支出額に比べて極めて低く補助基準額が設定されてしまうことから、相当の財政負担を余儀なくされている。

したがって、実情に即しかつ一定の客観的指標に基づく補助基準額の決定方法に

改善する必要がある。

(参考) 1. A市の例

基準額	対象経費
厚生大臣が認めた額	事業を実施するために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保管料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金
A市の場合 3,200千円	A市の場合の上記の実支出額 38,095千円

A市の補助金額： $3,200千円 \times 1/2 = 1,600千円$

(実際の補助率：4.2%)

2. B県における実際の補助率別の市町村数分布(単位：%)

市町村別の実際の補助率	15%未満	15～25%	25～35%	35%より超
該当市町村数構成比	10.8	10.8	62.2	16.2

* 実際の補助率 = 補助金額 / 実支出額 × 100とした。

該当市町村数構成比 = 該当市町村数 / B県における実施市町村数 × 100とした。

措置状況	* 補助基準額を明示(H9)
評価	
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> 補助基準は明確化されたが、実勢の所要額と補助金額とのかい離が見受けられ、地方一般財源の負担が大きい。 補助基準が全国一律で適用可能か疑問がある。 予算の関係で減額査定されている。(H13:約79%の査定率)

< 社会福祉施設等施設整備費国庫補助(負担)金 >

A市においては、児童相談所(一時保護所定員20名併設)を整備する構想が持ち上がり、児童相談所において国の補助を受けて様々なソフト事業(家族療法事業や不登校対策事業等)の実施を計画し、一時保護所の居住空間や学習・診断部門を充実し、及び障害児(者)にやさしい空間の確保等、地域の実情を考慮した施設整備を図ろうとしたが、国の補助は、あくまで国の定める基準額に補助率(1/2)を乗じて算出した額しか補助されないために、実際の事業費と大きく乖離し、実質、市の持ち出しが過重なものとなっている。

このため、地元の創意工夫が生かせるよう、補助基準額の補助基準単価及び補助基準面積の大幅な改善を図り、事業実績と補助基準額との乖離を生じないようにすべきである。

(参考) 補助基準額と事業実績との乖離の状況

A市の児童相談所の例

総事業費 : 1,333,333千円
 補助基準額 : 128,000千円
 国庫補助額 : 64,000千円(補助率1/2)
 実際の補助率 : 4.8%

B市の民間保育所の例

総事業費 : 278,970千円
 補助基準額 : 130,000千円
 国庫補助額 : 65,000千円(補助率1/2)
 実際の補助率 : 23.3%

C県の養護施設の例

総事業費 : 98,315千円
 補助基準額 : 70,000千円
 国庫補助額 : 35,000千円(補助率1/2)
 実際の補助率 : 35.6%

措置状況	・(保育所の)乳児室,ほふく室の補助面積の加算制度が新設(H10) ・児童養護施設の整備に要する補助基準面積が拡大(H13)
評価	
主な意見	・依然,実勢単価とのかい離があるため引き続き補助基準単価・面積等の改善を進める必要がある。

< 在宅援護等事業費補助金(日常生活用具給付等事業) >

本事業は、在宅で介護を要する高齢者や障害者の日常生活の便宜を図るために必要な生活用具を給付(貸与)するものである。個々の用具ごとに補助基準額が定められ、給付を受ける者またはその扶養義務者が所得に応じて負担する額を除いた額の1/3が国庫補助の対象となる。(負担割合 国1/3、県1/3、市町村1/3)

基準額を上回る用具を購入する場合は、利用者がその差額を負担することによって給付の対象とすることができることとされているが、実勢価格と補助基準額との乖離が生じており、制度の利用者からの改善要望が強い。

例えば、特殊寝台については、高齢者が高齢者を介護している世帯が多い中で、介護者の身体的負担の軽減のため電動でベッドが上下する機種等に対するニーズが強く、また一般への普及が広まりつつあるが、差額負担が大きいと、年金収入に頼る高齢世帯などでは、基準額内で購入できる手動式のものを購入せざるを得ない状況となっている。

【A市における例(H7年度)】

種目	基準額	実勢価格	摘要
特殊寝台	159,200円	260,000円	実勢価格は給付の対象とした電動ベッドの平均価格
腰掛便器	9,800円	20,000円	実勢価格は給付の対象とした手すり付便器の平均価格

利用者の負担軽減のため、上乘せ補助を行う市町村も多いが、今後急速な増加が見込まれる要介護高齢者が安心して在宅で生活して行くためにも、実情にあった国庫補助基準額の設定を行うべきである。

措置状況	・在宅福祉事業費補助金に変更（H12） （高齢者分は一部を除き介護保険制度に移行）
評価	
主な意見	・改善されてきているが、まだばらつきがあり、実勢単価との乖離があるため、さらなる改善が必要。

< 特別保育事業費等補助金（1歳6ヶ月児健康診査） >

市町村が実施する1歳6ヶ月児健診は、幼児の精神運動発達遅滞の早期発見や虫歯の予防等に大きな役割を果たしている。

本健診は昭和52年度から厚生省児童家庭局長通知により実施されてきたが、平成6年母子保健法の改正により、市町村にその実施が義務付けられ、それに伴い、費用負担も都道府県と国がそれぞれ市町村の支弁する費用の3分の1を負担する旨法定化された。

しかし、A市の場合、平成8年度の当該検診にかかる支出予定額約650千円に対し、補助基準額は310千円程度、補助金額は県負担を含め約206千円程度と見込まれている。このことはA市の健診が特殊なケースというのではなく、一般的に指摘できるものであり、補助基準額の算出方法の改善を図るべきである。

また、平成9年度から従来都道府県が実施していた3歳児健康診査事業が市町村に移譲されるが、このような事例を通じ市町村からは、「事務は移譲されるがそれに見合う財源が保障されていない」と、国に対する不信感を訴える声強い。

〔補助基準額の算出方法等〕

次により算出された額の合計額

	健康診査対象者数	交付単価	対象経費
一般 健 診	180人以下	心理相談員配置の場合 41,130円×回数 心理相談員未配置の場合 33,450円×回数 (回数は4回を限度とする。)	1歳6ヶ月児健診に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、備品購入費
	181人以下	心理相談員配置の場合 910円×診査件数 心理相談員未配置の場合 740円×珍査件数	
歯科 健 診	180人以下	21,510円×回数 (回数は4回を限度とする。)	
	181人以下	480円×診査件数	
精密 健 診	「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」の診療報酬点数表により算定した額から医療保険各法による負担額を控除した額		

〔母子保健法抜粋〕

第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 1 満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児
- 2 満3歳を超え満4歳に達しない幼児（H9.4月から市町村事業）

第21条 市町村が行う第12条の規定による健康診査に要する費用は、当該市町村の支弁とする。

第21条の2 都道府県は、政令の定めるところにより、前条第1項の規定により市町村が支弁する費用については、その3分の1を負担するものとする。 第

21条の3 国は、政令の定めるところにより、第21条第1項の規定により市町村が支弁する費用についてはその3分の1を、～中略～ 負担するものとする。 る

措置状況	・母子保健衛生費負担金に変更(H9) ・補助基準単価の増額(H12)
評価	×
主な意見	・市町村の実支出額に対する市町村の負担割合が70%以上となっている実態があり、基準額の算定方法の改善が必要。

< 水産業改良普及事業交付金 >

沿岸漁業等振興法第3条の規定により、国は、改良普及事業を国の施策として実施する義務がある、とされており、同法第11条に基づき、国は、都道府県が普及職員等を設置する場合、必要な助成を行うこととされている。このため、各都道府県においては、水産事務所などの名称をもつ出先機関に水産業専門技術員（任用資格が必要）及び水産業改良普及員（行政職の職員）を設置し、

積極的に普及活動を講じている。この交付金は、交付要綱によれば、交付の対象となる経費を「普及職員設置費、普及活動費、普及員室等運営費、普及職員研修費」とし、「予算の範囲内で、定額補助」となっているため、補助基本額の算定方法として次の4つの基準により各県に割り当てる方法をとられているため、A県の場合、普及事業に要する経費に対して交付金の占める額が23%にしかない。

このような交付金は、改良普及活動や研修事業に重点化するとともに、普及職員設置費（人件費）相当部分については廃止の上一般財源化すべきである。

【算定方法の4つの基準の内容】

- 3割：各都道府県の漁業経営体数割
- 2割：各都道府県の海岸線割
- 2割：各都道府県の沿岸市町村数割
- 3割：天災等緊急に普及事業を実施する等特別に必要な都道府県に配分

（参考） A県の例

普及事業に要する経費 : 133,913千円
 うち交付金額 : 30,800千円
 交付率 : 23%

措置状況	* 交付基準のうち客観的指標に基づくものの比率を7割から8割に引き上げ(H10)
評価	×
主な意見	・複雑な算定基準の簡素化が必要

< 協同農業普及事業交付金等 >

地域農業改良普及センターの職員設置費や普及事業の実施に係る経費に交付される本交付金等は、昭和58年に人件費、運営費等の区分をなくし定額交付金化された。

地方六団体は、「人件費補助に係る補助金は、早急に廃止し、一般財源化すべき。」と主張してきたが、国は「都道府県へ自主的な創意工夫を活かした事業の効果的な運営が可能となるよう人件費、運営費等の区分をなくし定額交付金化したものであり、都道府県の自主性の確保の面で十分な措置が講じられている等の理由により廃止することはできない。」としている。しかし、本交付金事業等はほとんどが人件費により構成されており、しかも、事業費に占める国交付金の割合は非常に低い実態にある。

このような交付金は、普及事業に重点化するとともに普及職員設置費（人件費）相当部分については廃止の上、一般財源化すべきである。

〔協同農業普及事業交付金〕

区分	総事業費に占める人件費の割合	総事業費に占める交付金額の割合
A県	91.3%	37.2%

B 県	94.5%	30.9%
-----	-------	-------

参考

〔林業普及指導事業交付金〕

区分	総事業費に占める人件費の割合	総事業費に占める交付金額の割合
C 県	93.9%	20.3%
D 県	96.4%	21.9%

〔水産業改良普及事業交付金〕

区分	総事業費に占める人件費の割合	総事業費に占める交付金額の割合
E 県	98.7%	14.5%
F 県	96.8%	23.6%

措置状況	* 交付基準のうち客観的指標に基づくものの比率を7割から8割に引き上げ(H10)
評価	×
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県の主体的な普及活動を推進し、効果的な事業展開をするための財源措置の在り方を十分検討する必要がある。業務の継続性や職員の意欲の喚起等に十分配慮して検討すべき。 共同事業としての根幹をなす財政的措置であり、今後とも一定枠は交付金での予算措置は必要

< 道路交通調査費補助（全国道路交通情勢調査） >

道路交通の実態を把握するため、建設大臣の命令に従い道路管理者は全国道路交通情勢調査を行い、その調査に要する経費については、国は1/3以内の範囲において補助できることとされている。（道路法）

この調査は、5年ごと（中間年に補足調査）に全国一斉に同じ日に同じ方法で、国、都道府県、政令市がそれぞれ管理する国道、都道府県道の交通量等の調査を行うものである。

この調査に要する経費は、

（平成6年度）（単位：千円）

団体名	事業費	補助対象事業費	国庫補助額	実質補助率
A 市	75,000	54,000	18,000	24.0%
B 市	89,000	36,000	12,000	13.5%

であり、的確に交通量調査を行うためには、国の積算基礎では困難で、地方公共団体の負担は多額となっている。

調査も特殊性はなく、また調査方法も各調査主体で変更すべきものではないため、実態にあった事業費の積算をすべきである。

措置状況	なし
------	----

評価	×
主な意見	必要事業費に見合う補助費を交付すべき。

< 消防防災施設・設備整備費補助金 >

補助基準額が実際の事業費と比較してかなり低額であるため、市町村の負担が大きい。

なお、この補助金は多くのメニューのなかから選択することになっているので、消防自動車であっても1台の購入では補助基準額が低額であることによって零細補助金の限度額（平成8年度から政令市5000万円、一般市500万円）未満となってしまう事例も少なからず指摘されている。実勢価格に見合った補助基準額とすべきである。

A市の例

（単位：千円、％）

	事業費 a	基準額 b	補助額 c	b / a	c / a
地図検索装置	55,000	12,000	4,000	21.8	7.3
救助工作車	54,000	31,000	10,000	57.4	18.5
耐震性貯水槽	74,000	32,000	16,000	43.2	21.6

B市の例

	事業費 a	基準額 b	補助額 c	b / a	c / a
消防自動車CD- 型	16,000	9,000	3,000	56.3	18.8

C市の例

	事業費 a	基準額 b	補助額 c	b / a	c / a
消防自動車CD- 型	14,000	9,500	3,200	67.9	22.9
はしご付消防自動車	123,000	78,000	26,000	63.4	21.1

D市の例

	事業費 a	基準額 b	補助額 c	b / a	c / a
消防自動車 - A型	27,000	14,000	4,600	51.9	17.0

措置状況	・飲料水兼用型耐震性貯水槽の補助基準額を増額(H14)
評価	
主な意見	・毎年実勢価格の調査を行い、補助基準額の見直し・改善が行われているが、依然として実勢価格との差があるため、一層の取組が必要

少額補助

補助金額が少額で、費用対効果を考慮すると補助の意義に問題があると考えられ、こういった補助金等はすべて一般財源化すべきものである。

< 国宝重要文化財等保存整備費補助金 >

A市においては、A市に存する国有文化財国宝指定史跡 古墳(面積約400㎡)の管理に要する補助金申請に多大な事務手続きが必要となり、少額の国庫補助金を得るのに対して費用対効果面での問題を指摘する声が強い。

A市の場合は、「国有文化財管理費国庫補助要項」によると、史跡地の土地面積が300㎡以上の場合に当たり、「国有文化財の滅失、毀損、不法占拠等を防止するための見廻り監視」「国有文化財の荒廃を防ぎ、国民一般に親しまれるような保存活用を図るための掃除(除草を含む)」事業に対し、「見廻り監視経費」「除草、清掃経費」が補助対象となり、補助金の額は補助対象経費の5分の4であり、A市の場合の補助対象額は138,750円となり、補助金額はその80%にあたる111,000円である。

この交付申請及び実績報告等に必要な書類は下のとおり定められているが、とりわけ年度末・年度当初には、事務担当者1名がこの事務に専任するため、4日ほど専任状態となり、この間の人件費と事務費を勘案するだけでも上記の補助額に優に匹敵する出費となっている。

【上記の4日に要する費用の試算結果 : 106.5千円】

人件費	従事者	年間給与総額	年間勤務時間数	当該事業従事割合	当該事務所要人件費
	主任	千円	時間	%	千円
	1人	7568	1890	7h×4日×1/1890×100	1.4/100×7568
	計	7658	1890	1.4	<u>10.5千円</u>
印刷製本費	(1)申請書 (2)実績報告書 (3)精算払請求書 (4)史跡現状写真 以上一式で、1.5千円				
作業内容・日数	・申請書の作成 ・実績報告の書類作成 ・精算払請求書の書類作成 ・史跡の現状写真撮影 ・ほか書類の点検・編冊に要する事務と写真等の準備……以上4日				
資料の詳細	・書類の総枚数は、年間55枚程度(原本、写しを含めると、150枚程度を4日間に作成)				

【交付申請及び実績報告等に必要な書類の例】

交付申請時

- ・申請書の資産及び負債に関する書類
- ・設計書
- ・補助事業に係る収支予算書
- ・補助事業に要する経費に関し議会の議決等を経たことを証する書面
- ・補助事業を実施しようとする箇所又は地域を示す写真及び図面

実績報告時

- ・補助事業経費収支精算書
- ・補助事業実施仕様書
- ・除草清掃実施記録簿
- ・見廻り監視報告書
- ・補助事業を実施した箇所又は地域を示す写真及び図面

なお、この補助金は、文化財保存事業費の国宝重要文化財等保存整備費補助金の30件を超える補助メニューのうちの1つ（以下「メニュー補助金」という）であり、補助申請については、他のメニュー補助金と一括して行うことになる。

このため、総額（A市の場合には、約770万円）で国の零細補助基準額（平成7年度：市町村350万円）を超える形となっている。（以下についても同様）

措置状況	指定文化財管理費国庫補助と統合（H9）
評価	×
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・依然として零細補助であり，税源移譲により一般財源化すべき。 ・併せて文化財の小規模な修理等を行うための現状変更の許可権限の国(文化庁長官)から市町村への移譲をお願いしたい。

< 保健衛生施設等設備整備費負担金（保健所設備） >

事業内容 保健所の設備整備に対する補助（交付対象～都道府県・政令市・特別区 補助率～初度設備1/2、一般設備1/3）

A県の例

・補助金額	約400,000円
・補助金等の申請に要する経費	250,000円
内 訳	
人件費	165,000円
印刷費	40,000円
旅費等	45,000円

（注；当該経費は、県本庁と県が設置する複数の保健所間の調整等に要する経費）

なお、本事業については、補助単価が実勢単価に比較して大幅に低く、大きな超過負担を生じている。（A県の例でも、国庫補助負担金額約40万円に対し、事業費は約2,000万円となっている。）

措置状況	・保健衛生施設等施設・設備整備費補助金に変更（H13）
評価	×
主な意見	・基準価格と実勢価格の乖離の解消を図ることが必要。 ・補助金を廃止し、一般財源化すべき。

< 妊娠中毒症等対策費補助金 >

事業内容 妊娠中毒症等に罹患している妊産婦に対し、医療に要する費用として援護費を支給する。（交付対象～都道府県・政令市 補助率 1/2）

A県の例

・補助金額 約30,000円

・補助金等の申請に要する経費 62,000円

内 訳	人件費	22,000円
	印刷費	1,000円
	旅費等	39,000円

措置状況	廃止・一般財源化（H10）
評価	
主な意見	

< 児童扶養手当事務取扱交付金 >

当該手当に関する事務は機関委任事務（現行 法定受託事務）として都道府県知事及び市町村長に委任されており、委任された事務の処理に必要な費用は、国が交付することとされ（補助率10/10）、その交付する額は、政令により厚生大臣が定める単価（職員給与費は除く。（一般財源化済み））に受給者数を乗じて算出することとされている。

都道府県に対する交付金は、数千万円の金額が交付されているが、市町村分の交付金は受給者数を基礎として算出されているため、小規模町村では年間の交付額が数千円というところも少なくない。

必要な地方一般財源を確保した上で、一般財源化を検討すべきである。

措置状況	なし
評価	×
主な意見	一般財源化すべき。

< 農林水産省所管補助金（畜産再編総合対策事業ほか） >

畜産再編総合対策事業の場合には、補助事業のメニューが実施要領上での事業種類で16種類あ

り、それぞれのメニューごとに事業細目、事業細細目等が設定されており、事業内容が細分化されている。（同省畜産局の各課がそれぞれに予算化するため、細分化せざるを得ない）

事業の内容を細分化しすぎたために、補助対象事業費が極めて少額（例1のとおり）になっている。また、事業の種類が多いことは、細目ごとに区分経理を行うに当たっても事務処理が煩雑となる原因となっている。

この補助事業に限らず、農村地域整備開発促進費補助金（例2のとおり）、農地保有合理化促進対策費補助金及び漁業振興事業費補助金も同様の問題があると言われている。

こういった補助対象事業費の少額のものについては、他事業と再編整備し実効ある統合化を図るべきである。

例1：A県が事業実施主体となっているもので、補助金額が10万円以下の例

事業細目名：飼料生産対策推進指導事業

事業細細目名：飼料安全性確保指導 事業費 140千円（補助金70千円）

対象経費：ブロック協議会への参加旅費、飼料安全性等に関する協議会の開催経費・旅費

事業細目名：畜産物流通合理化等推進事業

事業細細目名：流通飼料対策 事業費160千円（補助金80千円）

対象経費：流通飼料対策推進協議会の開催経費、飼料品質改善講習会の開催経費、販売業者等への飼料品質改善制度の説明経費、飼料品質改善制度普及のためのパンフレット作成経費等

事業細目名：畜産物流通合理化等推進事業

事業細細目名：飼料用麦振興対策 事業費 80千円（補助金40千円）

対象経費：生産者団体との打合わせ経費、実需者との打合わせ経費、生産者団体等への現地指導経費・旅費

事業細目名：乳業再編総合対策推進事業

事業細細目名：乳業再編推進対策 事業費100千円（補助金50千円）

対象経費：県再編推進協議会開催経費、セミナー、研修会開催経費、地域ブロック協議会への参加旅費

例2：農村地域整備開発促進費補助金の場合のB県内市町村における少額補助の分布割合

（事業細目名：農業経営基盤強化促進対策事業、事業細細目名：市町村総合対策事業）

基本構想実践活動事業費

補助金額	0～5万円未満	5～10万円未満	10～30万円未満
市町村数割合	50%	30%	20%

経営活動支援活動事業費

補助金額	0～5万円未満	5～10万円未満	10～50万円未満	50～100万円未満
市町村数割合	10%	10%	55%	25%

【畜産再編総合対策事業】

措置状況	・生産振興総合対策事業に統合（H14）
評価	

主な意見	・個別事業に求められる積算・資料は従来どおり。全体枠が大きくなったため、交付決定により時間を要している。
------	--

【農村地域整備開発促進費補助金】

措置状況	・農業経営対策事業費補助金として統合(H12)
評価	
主な意見	・少額補助の実態は変わらない。事業やメニューが多岐にわたりわかりにくい。

【農地保有合理化促進対策費補助金】

措置状況	
評価	×
主な意見	・依然として細分化されており、個々の補助対象事業費は少額

【漁業振興事業費補助金】

措置状況	* 水産業振興総合対策事業費補助金に統合し、事業実施要綱・要領の一本化、事業計画の一括認定、交付申請・決定の統合により事務手続を簡素化(H10)
評価	
主な意見	・4事業が統合化され、申請は一本化されたが、実態は個別に執行されており以前と変わらない。

必置規制

< 公立社会教育施設整備費補助金 >

図書館建設に対する補助金の基準で、館長の資格要件が司書であることとなっているが、図書館運営には、人事・財務管理等を含めた総合的な運営能力が不可欠であるので、司書の資格の有無を問わず広く人材を求める必要がある。

A市では、国庫補助を受けることをあきらかに館長に司書資格を有しない行政経験豊かな行政職が就任しており、館長を専門的に補佐する司書資格を有したスタッフ（司書部長等）を配置し対応している。

したがって、このような公立図書館整備費補助金の交付に当たっての図書館長の資格要件を廃止すべきである。

なお、この補助金については会館等公共施設の整備に関するものであり、かつ簿まきであることから、基本的には廃止の上一般財源化すべき補助金である。

措置状況	・廃止（H10）
評価	
主な意見	

< 居宅生活支援事業費補助金（在宅介護支援センター運営事業） >

（基準）

職員配置については、「ソーシャルワーカーと看護婦」、又は「保健婦と介護福祉士」の組み合わせによる配置が原則。

介護福祉士の有資格者が全国的には急速に増加しているとは言え、特に町村部ではまだまだその絶対数が少ない実態にある。このため、多くの町村で、有資格者の採用自体が困難なために、事業を実施したくても踏み切れない例が見受けられる。この職員配置基準は、法律に基づくものではなく、補助事業の実施要綱に基づき求められているものである。

このように、職員要件を弾力化する必要性がある以上、実施要綱の弾力的運用により、有資格者の確保が困難な地域においては、介護福祉士の代わりに、資格はなくとも介護に関する知識・経験や福祉に関する意欲・情熱を有している人、たとえば一定の実務経験年数を経たホームヘルパーが配置できるように、地域の実情に合わせた運営を認めるべきである。こういったホームヘルパーの中には、介護福祉士と同等以上の技術・知識を有した人も多いため聞かれるので、地域の住民の願いに適切に応えられる。

措置状況	・在宅福祉事業費補助金（在宅介護支援センター運営事業）に変更 ・職員配置基準の一部緩和（地域型については、ソーシャルワーカー、保健師、看護師、介護福祉士、介護支援専門員のいずれか1人の配置）(H12)
評価	
主な意見	・(基幹型は従来どおりなので)職員配置基準の一層の弾力化が必要

< 児童保護措置費負担金 >

保育所の施設や職員配置に関する最低基準を維持するための費用は措置費として市町村が全額支弁し、措置費から保護者負担分(保育料)を除いた額に対して、国が1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4の割合で負担することになっている。措置費は、国の定める保育単価を基に算定されるが、この保育単価は保育所の所在する地域、入所定員規模、入所児童の年齢等により細かく区分されている。

また、保育所長の設置または未設置によっても異なる保育単価が設定されているが、保育所長を設置していても、国の通知（『「児童福祉法による保育所措置費国庫負担金について」通達の施行について(昭和51年4月1日児童家庭局長通知)』）により、所長設置の保育単価が適用される所長とは、児童福祉事業に2年以上従事した者またはこれと同等以上の能力を有すると認められる者（厚生省の内規で、厚生省が指定する講習会を受講した者）と定められているため、この要件を満たさない場合は、未設置の保育単価を適用することとなっている。

A市では、保育所長には人事管理、財務管理を含めた総合的な運営能力が不可欠であると考え、B保育所に国の通知に合致しない所長を任命したが、上記により、所長未設置による保育単価が適用されることとなった。

地方公共団体が保育所長として適任と考えて所長を配置し、十分な施設運営が行われ、保育サービスが提供されているにもかかわらず、保育単価に差が設けられ、その結果、交付される保育所措置費負担金が違ってくるのは不合理といわざるを得ない。

保育所長の設置要件等について、法令に特段の定めがあるわけではなく、このような国庫負担金を通じた国の関与は行うべきではない。

〔A市（B保育所）の例〕

	国の通知に合致した場合	国の通知に合致しない場合
措置費(A)	62,256	57,331
保護者負担分(B)	31,940	31,940
負担金基本額(C) (A) - (B)	30,316	25,391
国・県負担額 (C)×(1/2+1/4)	22,737	19,043

国・県負担額減分 - = 3,694千円

措置状況	なし
------	----

評価	×
主な意見	(・ 一定の専門性の確保は必要)

< 老人福祉施設保護費負担金 >

社会福祉施設の職員については、施設種別ごとに省令により最低基準としての資格要件や配置基準が定められている。

効率的・効果的な施設運営を行っていくためにも、地域の実情に応じた職員配置が可能となるような基準の弾力化が求められており、国においても最低基準の一部弾力化を図ってきた経過がある。しかし、法律、省令が施設配置に求めている基準とは別に、措置費の交付要綱においても職員配置基準（定員規模別配置基準）が詳細に定められており、事実上、措置費の交付を通じた必置規制により、弾力的な職員配置が制限されているとの声もある。

なお、毎年厚生省から各都道府県知事・指定都市市長あて「老人保護措置費の国庫負担の取扱について」という局長通知がされているが、その中で職員の適正配置について、「老人福祉施設定員規模別配置基準は、施設事務費単価の積算基礎となる職員数であり、また、施設入所者の処遇確保の見地からも、最低限必要と考えられる職員数であることから、これを完全に充足するよう指導されたいこと。」とされている。

〔定員50人の特別養護老人ホームの例〕

省令上の職員配置基準	措置費交付上の配置基準
施設長	施設長 1人
医師	事務員 1人
生活指導員	医師 1人
寮母	生活指導員 1人
看護婦又は准看護婦	主任寮母 1人
栄養士	寮母 10人
機能回復訓練指導員	看護婦 2人
調理員(委託する場合は置かなくて可)	栄養士 1人
<ul style="list-style-type: none"> 生活指導員、寮母及び看護婦又は准看護婦の総数は、通じておおむね入所者の数を4.1で除して得た数以上とする。 看護婦及び准看護婦は、一人以上の者が常時勤務するために必要な数を置かなければならない。 	介助員 1人
	調理員等 4(1)人
	<ul style="list-style-type: none"> 調理員等の()書きは非常勤職員であり、再掲。

法律、省令上の職員配置基準とは別に措置費交付上の職員配置基準が示され、二重に必置規制がなされる状況を改め、地方公共団体の自主性を高めるようにすべきである。なお、省令上の職員配置基準のあり方についても、今後とも引き続き見直

しを行うべきである。

措置状況	当該補助金は廃止され、介護保険制度に移行（H12）
評価	
主な意見	

< 国民健康保険指導監査委託費 >

都道府県が、団体委任事務(現行 法定受託事務)として行う国民健康保険事業の指導監督に従事する職員(国民健康保険指導職員)の職員設置費として、当該委託費が交付されている。交付に当たっては、「国民健康保険指導職員の設定について」(昭和31年6月19日厚生省保発第116号厚生事務次官通知)により、次のようなこと細かな国の関与が行われている。

[上記厚生事務次官通知一抜粋 -]

「...略...、この機会に各都道府県における国民健康保険指導監督陣容の増員を促進し、国民健康保険指導監督機構の強化を期するものとする。...略...

(3)採用

(イ)国民健康保険指導職員の採用に当たっては、二級技術吏員については、できるだけ社会保険医療に従事した経験を有する者又は三級技術吏員については、社会保険行政事務、市町村の行政及び財政の指導監督事務に従事した経験を有する指導監督能力の 高い者であって年齢25才以上40才以下の者から選考すること。

(ロ)新たに定員を増加せず従来の国民健康保険職員の定員の枠内において国民健康保険指導職員の切替えを行うことは、原則として、これを認めないこと。

(ハ)右の基準によって予め人選を了したときは、厚生省の協議を経て採用を決定し、発令後七日以内に保険局長宛に報告すること。

(4)異動

(イ)国民健康保険指導職員については、国民健康保険の指導監督に支障を来すような異動を行ってはならない。

(ロ)国民健康保険指導職員の異動を行うときは、事前に厚生省との協議を経るものとし発令後七日以内に保険局長宛に報告すること。

このように本委託費の交付を通じても詳細な規制が行われているが、地方公共団体は、事務の執行に当たり、その業務の遂行に支障がないよう、自らの判断で十分な経験・能力のある職員を配置することは当然のことであり、委託費の交付を通じた過度の関与は廃止すべきである。

措置状況	* 指導職員の配置基準(上記次官通知)を廃止（H10） ・ 当該委託費を廃止し、新たに国民健康保険広域化等支援事業費補助金（保険者の助言・指導監督分）を創設（H12）
評価	

主な意見	・国民健康保険広域化等支援事業費補助金により、通常の指導監督に係る事業費を上回る部分が補助対象となったが、通常事業費分も補助対象としてほしい（指導・監督助言は法定受託事務）。
------	---

< 生活保護指導監査委託費 >

都道府県及び指定都市が、機関委任事務（現行 法定受託事務）として行う生活保護制度の指導監査に従事する職員（生活保護指導職員）の職員設置費として、当該委託費が交付されている。交付に当たっては、「生活保護指導職員運営要綱」（昭和43年4月19日社第193号厚生事務次官通知）により、次のようなこと細かな国の関与が行われている。

各都道府県、指定都市の生活保護指導職員定数が定められること。

職種ごとに次のような指定基準が定められていること。

ア 課長（次のいずれかに該当すること）

(ア)社会福祉主事の資格を有する者

(イ)社会福祉行政に2年以上の経験を有する者

(ウ)生活保護行政に3ヵ月以上の経験を有する者

イ 課長補佐及び庶務係長（次のいずれかに該当すること）

(ア)社会福祉主事の資格を有する者

(イ)社会福祉行政に2年以上の経験を有する者

(ウ)生活保護行政に6ヵ月以上の経験を有する者

ウ 技術吏員は、医師であること

エ 保護、医療及び指導係長並びに係員（次のいずれかに該当すること）

(ア)社会福祉主事資格を有し、かつ、生活保護行政に6ヵ月以上の経験を有する者

(イ)社会福祉行政に2年以上の経験を有し、かつ、生活保護行政に6ヵ月以上の経験を有する者

(ウ)生活保護行政に1年以上の経験を有する者

次のような場合には、指定の取り消し又は保留ができること。

ア 生活保護主管課の生活保護関係職員の現在員数が、生活保護指導職員定数の1.5倍に満たないとき。

イ 明らかに生活保護施行事務の指導監督体制に支障をきたすような異動が行われたと認められるとき。

ウ 異動の報告が所定の期日までに行われないうとき。

異動の報告が義務付けられていること。

生活保護指導職員が異動したときは、発令後5日以内にその旨を厚生大臣に報告すること。等

地方公共団体は事務の執行に当たり、その業務の遂行に支障がないよう、自らの判断で十分な経験・能力のある職員を配置することは当然のことであり、委託費等の交付を通じた過度の関与は廃止すべきである。

措置状況	* 「生活保護職員運営要綱」が新たに定められ、資格要件・規制等は緩和（H10）
評価	
主な意見	

< 農村地域整備開発促進費補助金等 >

農林水産省所管の補助金の交付要件として、とりわけソフト事業の場合に、検討組織（事例のとおり）、職員（事例のとおり）の設置を求める例が多く、市町村段階では、補助メニューごとにそれぞれ設置を求められるために、実質的には似通った組織が数多くできてしまっている。

このため、似通った検討組織や職員の設置・運営に要する経費（例えば、旅費、報償費等）にばかり事業費がとられ非効率であり、しかも別々に運営されるために各事業間の連携がかえってとりにくいとの声が関係者から聞かれる。

これらは、個別の国庫補助金ごとに当該補助目的を達成させようとするため、地方公共団体における事業実施の実態を勘案されないままに非効率な事業実施を強いるものであり、こういった関与は廃止すべきである。

（事例：検討組織の設置を求める例）

A県の場合、市町村段階では、既に関係機関が構成員となっている「市町村農業振興対策協議会」といった組織が設置され、さらに耕種・畜種ごとの部会等も整備されているのがほとんどであり、その場で関係機関の意思の統一と案件に対する協議はほとんど済むのが現状である。仮に、農村地域整備開発促進費補助金関係についてだけみても、下記のとおり事業ごとに関係機関を構成員とした協議会等の設置が必要となる。これらはすべて、認定農業者の育成・農地の流動化を推進するための組織であり、市町村では農業に精通した人材が少なく、同一の人を各会議の委員に委嘱せざるを得ない実態にあるために、各会議ごとに日程を設定すると、参加者が少ない上、委員の中から「審議内容が同じならば、一つの会議の中で審議してくれ」との声も上がっている。

(例) 農村地域整備開発促進費補助金関係

事業名	組織名
基本構想実践活動事業	構造政策推進会議
経営体育成促進事業	経営改善支援センター
遊休農地活用推進事業	遊休農地活用推進協議会
農用地利用調整特別事業	農用地利用調整計画策定会議

(事例 : 職員の設置を求める例)

B町においては、農業経営基盤強化促進対策事業補助金のソフト事業の経営体育成促進事業の実施に当たって、従来から「経営改善支援活動推進員」の設置が求められていたが、今年度から事業内容の充実に合わせ上記推進員のほかに「農業経営指導マネージャー」の設置が求められた。それぞれに係る資格要件として以下のような要件(1、2)が示されているが、B町では、すでに上記推進員に委嘱しているC氏のほかに当マネージャーを委嘱することが困難な状況であった。実施要領では、両者の事務は分担されているが、いずれも認定農業者の経営改善を図ることを目的としていること等から、関係者からも「趣旨が同じであるなら、統合すべきだ」との声も上がっている。

1 経営改善支援活動推進員の資格要件

(ア) 都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農地保有合理化法人又は土地改良区に3年以上務めた経験(非常勤職員を含む。)があること。

(イ) 地域の農業事情に精通しており、地域社会において信望が厚いと認められること。

2 農業経営指導マネージャーの資格要件

(ア) 地域の農業事情に精通しており、かつ、農業経営の指導に必要な高度かつ広範な知識を持った者

(イ) 農業経営指導者養成講習会を受講した者

措置状況	・ 農業経営対策事業費補助金に移行(H12) ・ 市町村経営・生産対策推進会議の設置となり、メニューごとの組織等の義務づけは廃止(H12)
評価	
主な意見	

煩雑・過重手続

< 義務教育費国庫負担金 >

実績報告3回、決算見込報告2回、大蔵省及び文部省の決算調査等があり、例えば翌年度の6月から7月にかけての決算調査においては200ページを超える詳細な調書を求められる。しかも、国庫負担の対象外職員である盲・ろう・養護学校技能系職員についてまで報告を求められ、また、これらの職員や教育委員会事務局等勤務職員等については個々人のデータの報告等詳細な報告が必要となっており、他にも小数点以下7位まで計上するものもあるなど複雑なものとなっている。さらに当該年度の2月に行う第2回の決算見込報告においても百数十ページに及ぶ決算調書に準じた多くの書類（「対象外経費の支出見込額調」等不要と思われる書類も多い。）を求められるなど過度の報告となっている。

このため、当該制度が精算確定方式であり、精算確定段階で精査すれば足りることに鑑み、例えば、実績報告や決算見込報告の回数を削減するとともに、大蔵省と文部省の決算調査を一元化するなどし、また算定方法や様式の簡略化を図るなど、その手続きを大幅に簡素化すべきである。

（参考）

義務教育費国庫負担法に基づく決算（精算）事務は、A県では4月から7月にかけて8人で延べ3,500時間にも及ぶ事務量となっている。

措置状況	<ul style="list-style-type: none"> * 交付決定回数の減(4 → 2回)、交付申請手続きの簡素化、支出見込額調査の簡素化(年2 → 1回)、決算額調書の簡素化(以上H9) ・ 財務省と文部科学省の決算調書の一元化 ・ 省内の事務手続の一部電子化(H11) ・ 申請時等における文部科学省ヒアリングの簡素化(H12)
評価	
主な意見	<p>事務手続は一部改善されたが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H13年度決算額調書作成時より、従来の常勤一般職員分に加え、新たに負担対象となった再任用職員分、非常勤講師分の決算調書を別冊で作成することとなり、作業量、調書全体の量ともに増えている。 ・ 義務教育費国庫負担金を算出するための事務量は依然として多い

< 公立学校施設整備費補助（負担）金 >

A県では、認定申請時に担当 係長 課長補佐 課長に対してそれぞれ同じ説明を要求された。ヒアリングを担当係長と課長補佐等で合同で実施するなど工夫をすべきである。

このような文部省内の内部決裁過程における過重な折衝事務の押付けは、補助金制度を背景とした上下関係に依拠するものと言わざるを得ず、早急に改善が図られるべきである。

措置状況	* 重複審査の廃止 (H 8) * 各所管課の審査時期の統一化 (H 9)
評価	
主な意見	

< 要保護及準要保護児童生徒援助費補助金 >

この補助金は、市町村が学校教育法第 25 条、第 40 条の規定に基づき、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者を対象に補助を行うものであり、また、費目が学用品費、修学旅行費、通学用品費、通学費、医療費、学校給食費、新入学児童生徒学用品費等に分かれることから、事業の性格上、複雑な事務手続を伴うものとなっているが、以下の A 県の例にみるように、当初の補助金の「内定通知」の前に「修学旅行費実態調査等」、「事業計画書」、「見込額調査」の事務手続があり、また、「追加内定通知」の前に「追加希望調査」、「状況報告集計」があるたど、短期間のうちに類似する調査の実施や書類の提出が求められる。

類似書類の統合等事務手続の簡素化を図るべきである。

(平成 7 年度の事務処理の流れ - A 県の例)

- H 7 年 4 月 仮配分通知 (2 日)
- 5 月 修学旅行費実態調査等 (9 日)
- 6 月 事業計画書 (5 日)
- 7 月 見込額調査 (2 日)
- 8 月 内定通知 (3 日)
- 9 月 交付申請書 (5 日)
- 10 月 交付決定通知 (2 日)
- 12 月 追加要望調査 (5 日)
- H 8 年 1 月 状況報告集計表 (5 日)
- 追加内定通知 (5 日)
- 2 月 変更交付申請書 (5 日)
- 3 月 変更交付決定通知 (2 日)
- 4 月 額の確定報告書 (10 日)

() 内の日数は事務処理に要した日数であり、担当者 1 人、1 日 8 時間として計算したもの

措置状況	* 補助金の追加要望調査の廃止など事務手続の簡素化 (H 9)
------	-----------------------------------

評 価	
主な意見	・一部事務手続の簡素化はされたが、郊外活動費や修学旅行費などについて、一層の書式等の簡略化等が必要。

< 防衛施設周辺民生安定施設整備事業費補助金(道路改修等事業費補助金)>

防衛施設庁所管の補助事業においては、事業の着手後着手報告書を、着手後3月を経過することにより遂行状況報告書を、及び事業完了後完了報告書を一事業箇所ごとに提出することとなっている。また、補助金交付申請書に添付する工事設計書、図面についても詳細なものが求められている。

しかし、同種の事業で他省庁所管事業の場合は、着手報告書及び完了報告書は廃止され、遂行状況報告書も全事業箇所一括で各四半期ごとの提出となっており、設計書、図面についても概要を示す設計書内訳表、位置図、標準断面図程度に簡素化されている。

したがって、防衛施設庁所管の補助事業の場合も同様な簡素化が望まれる。

措置状況	* 提出書類の削減など事務手続の簡素合理化(H10)
評 価	
主な意見	・計画変更を行う際、当初と同じ図面をすべて添付することになっているが、変更に関係する図面のみとすべき。

< 施設周辺整備助成補助金等 >

防衛施設局へ交付申請書等(交付申請、着手報告、完了報告、実績報告等)を提出する際地域の防衛施設事務所を経由することとされているため、A市では、隣接するB市にある防衛施設事務所で事務所長の経由印をもらい、少し離れたC市にある防衛施設局へ提出している。また、防衛施設局からの交付決定通知等も防衛施設事務所経由で送付されている。

防衛施設事務所では書類の内容を審査することもなく単に経由印を押印するのみであり、同事務所控え用の書類の作成や同事務所への出張などは不要と思われる、通知が経由されることにより余分な時間もかかっている。

このような形式的に防衛施設事務所を経由する事務手続きは廃止すべきである。

また、道路整備、公園整備等の事業ごとに、さらに継続事業の場合は年度ごとに防衛施設が周辺住民にもたらす障害に関する膨大な説明資料を添付しなければならない。その内容は、基地ができる前の周辺写真、基地のために移転した市民の名簿・移転先、被害記事の切抜きなどの資料も含まれ、A4判(両面)で約50ページにもおよぶ。この交付金・補助金の趣旨からも、このような添付資料は事業、年度ごとではなく当該地方公共団体として一度提出すれば足りると思われるので改善すべきである。

措置状況	* 提出書類の削減など事務手続の簡素合理化(H10) ・ 防衛施設事務所の形式的経由は改善(手続きの簡素化)
評価	
主な意見	・ 添付資料について、一層の簡略化が必要(計画変更を行う際の添付図面を変更に係する図面のみとするなど)

< 社会福祉施設等施設整備費補助(負担)金 >

社会福祉施設の整備にあたっては、入所施設の機能開放や効率的なサービス提供の観点から、入所施設と在宅福祉サービス関連施設を併設し整備する地方公共団体が多く、また、国もこれを推奨している。

社会福祉関係施設整備関係の補助金等は「社会福祉施設等施設整備費補助金(負担金)」及び「社会福祉施設等設備整備費補助金(負担金)」として、数十種類の施設が統合・メニュー化されているが、各施設ごとに補助率、補助基準単価、基準面積等が異なり、地域の実情に応じた一体的施設として整備する場合、一件の工事でありながら施設の種類ごとに床面積、事業費を無理に案分した上、施設種類ごとに補助申請書等を作成しなければならず、非常に煩雑な事務を強いられている。

複合的な目的をもった施設の整備が地域の創意工夫により可能となるよう、実質的な統合・メニュー化を図り、例えば施設を複合的に整備する場合には複合施設の実績単価を補助基準単価とするなどの改善を図るべきである。

措置状況	・ 子ども関連施設について、複合的な目的をもった施設の補助基準面積が改善(H9, H12) ・ ゴールドプラン21関連施設(特別養護老人ホーム(新型を含む)など9施設)については、補助基準額の算定方法を従来の「1㎡当たりの補助基準単価×補助基準面積×定員」から、「定員1人当たりの補助基準単価×定員」に変更し、算定事務を簡素化(H14)
評価	
主な意見	・ 改善されているが、依然として各施設毎に補助基準単価が定められており、複合施設整備に係る申請書類の作成が煩雑。 ・ 新型特養により新たに個人スペース、公共スペースといった区分けが要求されることとなり、煩雑となる。

< 精神薄弱者援護措置費負担金等 >

精神薄弱者福祉法による措置費は、精神薄弱者を精神薄弱者援護施設に入所措置する場合、措置に係る費用として、施設ごとに国の基準に基づき1人月額のプロtection単価を設定し、各施設に支弁されるものである。

年間の支弁額の1/2が国の負担となり、支弁している県及び市は、国に対し、標記負担金の申

請・変更申請・実績報告を行っている。

ところが、単価設定の基となる国の基準は、年度途中の7月頃定められ（新単価）、また、2月に変更（人勤相当分）される（最終単価）。さらに、一部の加算金については、上半期と下半期で単価が異なる（業務省力化等勤務条件改善費加算）。

よって、4月～7月は前年度単価、8月～2月は新単価、3月は最終単価となり、しかも、加算金の単価変更がなされるということで、その都度の単価改定作業や、改定毎の差額の支弁に多大の労力を要するほか、年間の所要額を計算する変更申請書や実績報告書の作成にも多大の労力を要することになる。

このような事務の流れは、例えば、児童福祉法による措置費についても同様である。

このため、年度当初から新単価で実施できるよう国の基準を3月までに設定するよう努める、どうしても必要な調整は一括して年度末に行う等により、手続の簡素化を進めるべきである。

措置状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害者援護措置費負担金に変更（H11） ・ 業務省力化等勤務条件改善費加算制度を廃止 （・ H15より支援費制度に移行予定）
評価	×
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務省力化等勤務条件改善費加算制度の廃止により、年度途中で単価が異なることはなくなったが、仮単価設定後、最終単価を再算定する手間は改善されていない。 ・ 単価設定となる国の基準が年度の途中に定められるなど手続きが煩雑となっている。基準の早期設定と手続きの簡素化が必要。 ・ 事務費は12月に最終案が示されるが、その後変更もあり、その他単価については3月のものもある。

< 簡易水道等施設整備費補助 >

当該国庫補助金の交付を受けるために、毎年、前年度の2月に補助要望、当該年度8月に補助申請、当該年度末に実績報告書を国へ提出する。

補助申請及び実績報告時には2百数十ページに及ぶ調書や数十ページの図面の添付が求められるが、この中にはほとんど同じものや内容の重複しているもの及び不要と思われるものがある。

【補助申請に必要な書類】

- ・ 全体事業計画予定額年度別調書
- ・ 事業費所要額調書
- ・ 算定方法による算定額明細書
- ・ 工事設計書
- ・ 用地及び補償費内訳
- ・ 調査費内訳
- ・ 事務費内訳

【実績報告に必要な書類】

- ・ 全体事業計画予定額年度別調書
- ・ 収支精算書
- ・ 算定方法による算定額明細書
- ・ 工事設計書
- ・ 用地及び補償費内訳
- ・ 調査費内訳
- ・ 事務費内訳

<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事雑費内訳 ・ 一位代価総括表 ・ 財源調書 ・ 添付書類 <ul style="list-style-type: none"> 歳入歳出予算書又は抄本 用地譲渡受諾書 継続費又は債務負担行為に関する書類 設計図面 一般平面図、管路図、主要構造物配置平面図 <p>合計 調書 250 ページ 図面 40 枚</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事雑費内訳 ・ 一位代価総括表 ・ 財源調書 ・ 国庫補助金受入額及び予定額調書 ・ 残存物件調書 ・ 添付書類 <ul style="list-style-type: none"> 歳入歳出決算書（見込書） 精算設計図面 工事着工から竣工までの経過写真 工事契約書写 竣工検査書写 <p>合計 調書 280 ページ 図面 50 枚</p>
--	--

この中で、「算定方法による算定額明細書」は「全体事業計画予定額年度別調書」の一部であり省略が可能、また、図面は全体がわかる程度の一般平面図のみとし、細かな管路図等は不要と考えられる等の意見がある。

補助金交付事務手続きに係る書類については、最低限必要なものに限定するなど事務の簡素化を図るべきである。

措置状況	<ul style="list-style-type: none"> * 事務手続の簡素化(H9) ・ 実績報告の受理及び額の確定事務は都道府県で実施(H12)
評価	
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手続きは簡素化されたが、交付決定までに時間がかかっており早期化が必要。 ・ 実績報告書の設計図面等について、申請時と同じものは省略できるようにすべき。

< 廃棄物処理施設整備費補助（し尿処理施設等整備費補助） >

A市は、し尿処理施設の整備に当たって、狭隘な用地に設置するということ、希釈用水を使わずに所定の水質処理等ができる方式しか取り得ないこと、さらにこの方式をとれば維持管理が容易でかつ建設費、維持費も安価になるという特別な事情があったため、国の構造指針で定める方式でないものを採用することが適切と判断したため、国庫補助を得るために、施設の整備構想策定時から国との協議が必要となった。

このため、A市はまずB県に協議書を送付し内容に係る指導を受けることとなった。この際には、B県は、国から示された指導指針に基づき既定の構造指針と比較して遜色がないかどうかといった観点から実質的な内容審査に踏み込んだ指導を行うこととなるので、これに係る県における調査・検討等は相当な労力や時間を伴う（ 1 ）ものであった。この指導調整の結果、上記指導指針に適合すると判定されたので、次にB県が国に対して協議書を送付するとともに、国のヒアリングに出向き説明を行った結果、国の承認を得られるにいたった。

A市は、その後も国の定めた手続に沿って、

初年度には毎年行われる次年度分の国庫補助対象施設整備計画に係る審査手続として、当該計画の施設の実設計案に係る国のヒアリングを受け、

また次年度には、施設設置の届出に係る技術審査、それに次いで本件補助金交付申請に係る審査について、いずれの場合もB県の審査を経た上で国の審査を受けるといったように、同様の手順をくりかえし何度も踏むこととなった。（ 2 ）

実際には県段階で概ね終了し国の審査は形式的に行われているにもかかわらず、煩雑な手続となっている。とりわけ施設設置の届出に係る技術審査は、法律上は知事の事務（廃掃法第9条の3に基づく届出受理）に伴うものでありながら、国庫補助事業により国が通知により国への技術審査申請を求めている。

このように法律を根拠としている県の技術審査に如えて、通達を根拠に国の技術審査を求めていることは二重の手続を強いるものであり、国庫補助制度による過度な関与である。

したがって、国への技術審査の廃止も含め大幅な簡素化を図るべきである。

なお、平成8年度から国庫補助金交付手続きの大幅な簡素合理化が図られ、技術審査申請書の提出及びヒアリングは廃止されることとなった。

1 例 B県での作業量及び所要時間

協議から承認までに要した期間：約6ヶ月

市町村とのヒアリング：5回、各回2人で2時間程度

国とのヒアリング：1回、2人、2日

備考：他県での採用実績のあった施設

C県での作業量及び所要時間

協議から承認までに要した期間：1年7ヶ月

市町村とのヒアリング：9回、延べ13人、延べ27時間

国とのヒアリング：9回、延べ18人、9日

備考：採用実績のない施設

2 例 D県での1件当たりの平均所要時間：40時間

整備計画書のヒアリング（初年度）： 8時間
 技術審査申請ヒアリング（次年度）： 8時間
 補助金申請書ヒアリング（次年度）： 8時間
 実績報告書ヒアリング（次年度末）： 6時間
 日常的な指導・照会・国への出張等： 10時間

備考：このうち国との調整に要する部分は半分弱程度になっている。

措置状況	<ul style="list-style-type: none"> * 技術審査申請書の提出等の廃止など事務手続の簡素化(H 8) ・ 申請時と実績報告時の重複図面の省略(H 11) ・ 事務手続きの早期化(H 12) ・ 交付決定までの標準処理期間(2か月)が定められた。(H 12)
評価	
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来6か月程度かかっていた交付決定手続きが3～4か月程度に短縮されたが、一層の早期化が必要。(交付要綱では2か月とされている)

< 農村総合整備事業費補助 >

農村総合整備事業は地区ごとに管理され、同一市町村の地区であっても地区間流用は重要変更として国の承認の対象となる。予算枠の関係で事業が長期化することに伴う計画変更や、毎年要綱が変わることに伴う変更もあって、A県では同県内の農村総合整備事業実施地区数の3倍から4倍の計画変更手続きを毎年行っており、県・市町村が大変な労力・時間を費やしている。

このため、地区間流用について国の承認を廃止すべきである。

措置状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農村総合整備事業(団体営に限る)及び集落地域整備事業(団体営に限る)を対象として統合補助金を創設(H 12) ・ 農村振興総合整備事業と農業集落排水事業を統合補助金化(H 13) ・ 農業集落排水資源循環統合補助事業の創設など(H 14)
評価	
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合補助金化により、国費、都道府県費ともに変更が生じないものの地区間流用等については国の承認が必要なくなり、事務が簡素化された。 ・ 都道府県費に変更が生じる場合も同様に簡素化すべき。 ・ 計画変更手続きにおける補助金交付の妥当性に係る内容審査を、国から都道府県に移譲してほしい。

< 漁港関係事業費補助金 >

国庫補助金交付申請の提出に要する書類は事業毎に若干の違いがあるものの、例えば漁港修築事

業当初申請にあつては、

- 漁港修築事業施行許可申請書
- 漁港修築事業費補助金交付申請書
- 事業計画総括表（申請単位毎）
- 補助金交付申請書添付計画平面図（漁港毎）

が一連の申請書類となり、この他に添付資料として各漁港毎に

- 工事設計書
- 設計書添付平面図・縦断図・標準横断図・構造図
- 工事施行箇所写真等

が必要となっている。さらに、この他に申請内容をまとめた調書である

- 漁港事業総括集計表
- 漁港事業総括内訳表

調書添付資料として

- 計画平面図（漁港毎）
- 安定計算書（各漁港毎に工種毎・断面毎に構造計算の結果をまとめた表）

の提出も必要とされている。

これらの申請関係資料は、他省庁所管国庫補助事業（建設関係事業）に係るものに比して煩雑であり、特に上記 工事設計書及び 添付図面の作成には1漁港あたり10日前後を要するため、県内漁港数箇所分となると年度早期の交付申請の支障となり、ひいては工事発注時期の遅延につながる傾向にある。

各漁港毎に作成する 工事設計書及び 設計書添付図面については、事業内容及び経費の配分等が 漁港事業総括集計表、 漁港事業総括内訳表及びこれらに添付の 計画平面図、 安定計算書によって十分把握できることから割愛するなど簡素化することが可能であると考えられる。

また、 の補助金交付申請書は、その様式が事業毎に異なるなど煩雑であるので様式の統一を図るとともに、 計画平面図は、 計画平面図と同一のものであることから省略すべきと考えられる。

なお、漁港事業は漁港法の規定により地方公共団体が管理者とされているにもかかわらず、修築事業は国の許可を得て行うものとされるなど港湾事業に比しても非常に強い国の関与の下に置かれており、その観点からの見直しが必要である。

措置状況	・水産物供給基盤整備事業費補助金に変更 *添付図面の減量を実施(H10)
評価	
主な意見	・図面以外の提出書類の簡素化など、一層の簡素合理化をお願いしたい。

< 卸売市場施設整備費補助金（中央卸売市場施設整備事業） >

A市では、A市の卸売市場施設整備計画に基づき行う中央卸売市場の施設の整備を計画し、農林水産省所管の上記補助金を活用することとした。

この補助金は、生鮮食料品等の流通の円滑化と国民生活の安定に資するために、地方公共団体が策定する卸売市場施設整備計画に基づき行う中央卸売市場及び地方卸売市場の施設の改良、造成または取得に対して、国が当該施設のうち建物、機械設備等の重要な施設の改良、造成または取得に要する費用の一部（中央卸売市場の場合は10分の4以内）を助成するものである。

この補助金の交付申請等の手続については、当該補助金交付要綱によれば、地方農政局長（北海道、沖縄県を除く）に対して行うとされており、例年、交付申請に先立ち、申請前年度12月に地方農政局長通知で「年度中央（地方）卸売市場施設整備事業実施計画書」（以下「実施計画書」という）の提出を求められ、この実施計画書に関するヒアリングが地方農政局によって行われるが、地方農政局だけでなく本省（市場課）からも同様の手続きを求められ、重複した事務手続となっている。

地方公共団体からのヒアリングは、地方農政局のみにおいて行うこととし、本省による重複した手続きは廃止すべきである。

実施計画書のB地方農政局からの提出依頼	前年12月上旬
実施計画書のB地方農政局への提出	年1月上旬
B地方農政局のヒアリング	年1月中旬
本省市場課のヒアリング	年1月下旬
本省からB地方農政局への割当内示	年5月中旬
交付申請書のB地方農政局への提出	年5月下旬

措置状況	* 地方農政局に一本化（H9）
評価	
主な意見	・ヒアリング手続きは簡素化されたが、交付申請書の内容の簡素化について改善が必要

< 産業再配置促進施設整備費補助金 >

交付規則によれば、過去5年以内に立地した県内企業の生産施設の床面積に、㎡当たりの単価をかけて補助金額を算定するものとしている。

このため、書類の多くをこれらの立地企業に求めなければならず（県に対する補助で企業には直接のメリットは無い）、企業側に過度の負担がかかっている。また、通産局が補助金の確定にあたり、現地調査するが、その際に企業に確認に入ることもあり、二重に負担になる場合がある。

したがって、民間企業の事務負担の軽減にも資するよう、交付申請書の添付書類の簡素化等事務手続の簡素化を図るべきである。

【立地企業に求める書類（A県の例）】

- (1) 建築確認通知書（写）
- (2) 建築確認検査済証（写）
- (3) 工事着工届（写）
- (4) 敷地内配置図
- (5) 各階平面図
- (6) 機械配置図
- (7) 床面積計算書；求積図
- (8) 過去3年の業績
- (9) 移転に伴う雇用関係資料、下請企業の取扱い
- (10) 公害対策

書類の量は、対象企業数×約1cmのファイルで、3部提出。

措置状況	* 添付書類の削減等事務手続の簡素化，通商産業局(当時)の立入検査の原則廃止(H9)
評価	
主な意見	

< 工業用水道事業費補助 >

補助金交付申請書等には、事業計画、工事設計書など多種多量の書類を添付しなければならない。このため、添付する書類は膨大である。

〔平成7年度の1事業当たりの平均（A県の例）〕

- ・ 交付申請書 160ページ×4部
- ・ 第一回変更申請 60ページ×4部
- ・ 第二回変更申請 250ページ×4部
- ・ 実績報告 260ページ×4部

同種事業で他省庁の場合は簡素化されており、通商産業省所管の工業用水道事業の場合も同様の簡素化が望まれる。

措置状況	* 交付申請書の様式の省略等による交付申請手続きの簡素化(H10)
評価	
主な意見	・ 提出書類が14項目から8項目に減少し，簡略化された。 ・ H10～11年度は交付申請書の添付書類(工事内訳明細書)が省略されたが，H12から再び添付が求められるようになった。

< 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 >

本交付金は、万が一の原子力発電施設等の事故に備え地方公共団体の防災体制の強化を図る観点から、原子力発電施設等立地都道府県等に対し交付されている。

対象となる事業には「緊急時連絡網等整備事業」「防災活動資機材整備事業」「緊急時対策調査・普及事業」の3事業があり、所管は科学技術庁、及び通産省（資源エネルギー庁）となっている。

「緊急時連絡網等整備事業」のうち、「緊急時連絡網整備事業」は、国（科学技術庁、通産省）と原子力発電施設等の所在都道府県等、所在市町村等とを専用回線で結ぶ連絡網（電話、ファックス）の整備を図るもので、交付金が事業内容により通産省（資源エネルギー庁）分と科学技術庁分にそれぞれ区分されている。

例えば、国～道府県庁間の回線使用料	: 科学技術庁と通産省各 1 / 2
道府県庁～所在市町村等間の回線使用料	: 全額通産省
道府県庁～所在県等の現地本部間の回線使用料	: 科学技術庁と通産省各 1 / 2
交換機リース料	: 全額通産省
FAXリース料(道府県庁、現地本部分)	: 科学技術庁と通産省各 1 / 2
(市町村分)	: 全額通産省
専用回線の設置費(現地本部分)	: 科学技術庁と通産省各 1 / 2
(市町村分)	: 全額通産省

等となっている。

このため、当該事業の交付金の申請にあたっては、両省庁で所管されるものでも、省庁毎に別々にヒアリングを受け、申請書類や同じ添付書類を各省庁用に別々に作成しなければならず、実績報告も各々に必要になる等事務が煩雑となっている。

また、一方の省庁から交付決定通知がきても、他方の決定通知がこないと事業に着手できない等事業の早期の計画的執行に支障をきたしている。

事務の簡素化の観点からも、共同ヒアリングや共同での交付決定通知の実施など事務の改善を図るべきである。

〔A県の7年度の例〕

・申請に係る事務量 延べ160時間

・事務の流れ

平成7年4月	事前ヒアリング	科学技術庁、通産省
平成7年5月	交付金交付申請	科学技術庁、通産省
平成7年12月	交付決定通知	科学技術庁
平成8年1月	実施状況報告書提出	科学技術庁
平成8年2月	交付決定通知	通産省
平成8年4月	実績報告書提出	科学技術庁、通産省

措置状況	<ul style="list-style-type: none"> * 事前ヒアリングを実施した場合、申請時に同じ資料再提出を求めないこと、交付規則にない追加資料を求める場合は最小限とするよう徹底（H9） ・ 提出資料の簡素化（通産省（当時）、H9）
評価	
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依然として所管省庁（経済産業省、文部科学省）個別でヒアリングや交付決定通知等が行われており、改善が必要。 ・ H13から新たに追加された資料があり、添付資料の一層の削減が必要。

< 小規模事業指導費補助金（事業費分） >

上記補助金については、商工会等が行う経営改善普及事業（小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業）に必要な経費を都道府県が補助する場合には、国が都道府県に対し補助することができる、と規定している。

しかし、補助対象事業の経費区分（下記のとおり）は、補助金交付要綱で細分化され、地域の実情に合った補助事業を行うには活用しにくくなっている。

補助金の交付を受けるには、商工会等から補助対象事業メニューごとに事業費の提出を受け、事業メニューごとの事業費の積み上げが経費区分ごとに必要となるが、A県では、この作業に要する労力が多大なことを考慮し、これらの作業（補助金の交付申請に係る提出資料の作成）を外部委託で対応している。（このための委託費約90万円を一般財源で予算化）

こういった補助対象事業の経費区分を再編整理し、事務の簡素化を図り、実効ある統合化を図っていくべきである。

〔補助対象事業メニュー数（事業費分）〕		〔補助対象経費区分数（事業費分）〕	
商工会等に対するもの	26	商工会等に対するもの	54
県連合会に対するもの	19	県連合会に対するもの	45

〔補助対象事業メニューごとに細分化された経費区分の例〕

事業メニュー	経費区分	経費の内容
むらおこし事業費	地域資源調査事業費	商工会等が行う地域資源調査事業に要する費用であって、謝金、旅費、パンフレット作成費、ポスター作成費、会議費、原稿料、資料費、印刷製本費、借損料、雑役務費、備品費消耗品費及び通信運搬費
	地域特産品等開発推進事業費	商工会等が行う地域特産品等開発推進事業費に要する費用であって、... 以下 略
	特産品等販路開拓支援事業費	商工会等が行う特産品等販路開拓支援事業費に要する費用であって、 ...以下 略
	地域プランナー派遣事業費	商工会等が行う地域プランナー派遣事業費に要する費用であって、 ...以下 略
	商工会等地域むらおこしサミット事業費	商工会等が行う商工会等地域むらおこしサミット事業費に要する費用であって、...以下 略

措置状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模事業経営支援事業費補助金(事業費分)に変更 * 商工会，商工会議所の事業費及び都道府県商工会連合会の事業費におけるメニュー化を実施(H10) * 交付申請手続きの簡素化(H10)
評価	
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象の経費区分の見直し，事務の簡素化等が必要。 ・ 類似のメニューの一層の統合化が必要

< 道路事業費補助 >

道路事業の補助採択に当たっての補助金等交付申請事務に関し国(建設省道路局)に提出(提示)している設計図書数は、昨年11月30日の建設省の説明によれば、5年前の半分以下に削減したがそれでもなお5千から1万枚と膨大な数量にのぼっているとのことであった。

建設省も実施設計認可(実施設計承認)手続きの廃止や図面の削減等簡素化に取り組んでいるようだが、なお一層、添付書類の大幅な削減を含めた事務手続きの徹底的な簡素合理化を図るべきである。

措置状況	* 工事図面の大幅な削減，提出調書の廃止など交付申請手続きの簡素化(H 8)
評価	
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請時の添付書類は「事業箇所説明表」のみとなるなど一部改善されたが，認可変更における軽微な変更要件の緩和が必要 ・ 補助を前提とすると添付書類は最低限の状況。今後は廃止・一般財源化が必要。 ・ 添付資料は削減されたが，説明資料を多く求められるので，一層の簡素化が必要。

< 街路事業費補助等 >

補助金は路線ごとに配分されるが、現在では、たとえば用地買収費をある路線から他の路線へ流用する場合、たとえ少額といえども箇所別流用等の手続き及び交付決定の変更について、国の承認が必要である。

同一自治体の同一種類の事業（例えば街路事業費補助）の路線間相互の流用は、その自治体の補助金総額が変わらない場合には変更申請の手続き無しで認めるべきである。

また、政令市であるA市の場合、交通安全施設等整備事業費補助においては、市管理の国道、市管理の主要地方道（県道・市道）、市管理の一般県道、市道の4種類の道路について、それぞれ工種により一種（歩道、立体横断施設等）・二種（道路標識、道路照明等）に、すなわち計8種に分かれ、相互の流用には手続きが必要であるが、上記の例と同様に手続き無しで認めるべきである。

事務の簡素化及び整備の早期化の観点からも、補助金の種別をあまり細分化せず、極力統合・メニュー化すべきである。

措置状況	<ul style="list-style-type: none"> * 予算要望調書の削減・見直し等の簡素化などを実施(H 9) * まちづくり総合支援事業の創設(H 12) * 連続立体交差関連公共施設整備事業費統合補助金の創設(H 14)
評価	×
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通結節点改築費補助(H 12) や交通連携推進街路事業費補助(H 13) が創設されるなど，細分化されている。あまり細分化せず，統合・メニュー化を実施すべき。 ・ H 14創設の統合補助金は連続立体交差事業関連だけのため，配分額決定後の事情変更による配分額の変更範囲が狭くなっている。 ・ 箇所別流用については施行主体の自主判断に任せるべき。

< 都市公園事業費補助 >

都市公園整備事業費補助においては、補助率が用地 1 / 3、施設 1 / 2 と異なっており、内示も同一公園でも用地、施設と分けあって行われている。そのため同じ公園内の整備でやむをえず用地費と施設費の間で流用したい場合、補助率が違うため内示変更の手続きが必要となる。しかし、内示変更は国から通知（現行年 3 回）がないと提出できないため、早急な対応ができず、年度内執行等事業進捗にも影響がある。

したがって、内示手続に係る運用上の細部の規制を廃止するなど事務手続の簡素化を図るべきである。

措置状況	* 予算要望調書の提出書類の簡素化(H 9) * 都市公園事業費補助(統合補助金)の創設(H 12)
評価	
主な意見	・改善されているが、なお重複する書類が多く一層の簡素化が必要

< 公営住宅建設費等補助 >

公営住宅の建設費補助は、主に、建設省が全国の地域ごとに一律に毎年定める標準的な建設費(標準建設費)と付帯施設等(エレベーター、排水処理施設、自転車置場、物置、植樹、街灯、給湯設備等)を対象とする特定の工事費(特例加算)を基に補助基本額が構成され、算定することとされている。

交付申請も、当初は標準建設費のみ行い、変更申請で特例加算分を行うこととされているため、同一住宅に対し最低 2 回の申請が必要である。

特例加算項目のなかには公営住宅として半ば常識化しているもの(給湯設備、高齢者に対応した手すり等)も多いため、わざわざ特例加算として変更申請をさせるという手段をとらずに、当初から、補助対象分全体を 1 回の申請で受け付けるべきである。

措置状況	当初から特例加算を含めた補助対象全体で申請可能(H 9)
評価	
主な意見	

採択、交付の遅れ

補助金等の交付・採択の遅れによる支障は、本資料に掲載した事例のみならず他の補助金等についても数多くの地方公共団体から報告されており、例えば、
交付申請の提出期限を全省庁的に点検し、できる限り年度の早期に設定する
ようにすること。（補助金等適正化法第5条関係）
交付申請から決定までの標準処理期間を補助金等の性格に応じ設定する等、
速やかに交付決定すること。（補助金等適正化法第6条1項関係）
等の改革を行うことが必要。

< 学校教育設備整備費等補助金（理科教育等設備整備費補助金） >

補助金を必要とする時期に比べ、交付時期が大きく遅れる。そのため、A県内のいくつかの市町村の小学校では、一学期に使用を予定した機器が間に合わなかった。

補助金適正化法では原則として交付決定後でなければ補助事業の執行はできないこととされており、補助の趣旨に即した運用を図るためには、交付決定時期の早期化を図るべきである。

- ・ 単元：昆虫の育ち方 小学校3年生
 電気定温器 約3万円
- ・ 単元：春の生物のくらし 小学校4年生
 顕微鏡テレビ装置 約20万円

【流 れ】

国から事業実施計画書 提出依頼	H7年5月上旬（〆切6月上旬）
県から市町村へ提出依頼	H7年5月中旬
事業実施計画書提出	H7年6月初め
国から内定通知	H7年7月下旬（交付申請〆切9月初め）
交付申請書提出	H7年8月末
交付決定受領	H7年10月中旬（9月中旬付）

措置状況	* 交付決定時期を早期化(H9)
評価	×
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施計画提出後，交付決定まで7か月，交付決定の内示から決定通知までの期間が約3か月かかっている。 ・ H12より交付決定時期が年々遅れている。交付決定時期の早期化時期の一定化が必要(H11:6/30, H12:8/1, H13:8/31)。 ・ H13は交付決定通知(8月31日付)が11月末に送付された。 ・ 補助金を廃止し，一般財源措置に切り替えた方が事務の合理化につながる。 ・ 特殊教育設備整備等補助金においても同様に交付決定の遅れが生じている。

< 公立医科大学等経常費等補助金（公立大学等教育設備費補助金） >

上記補助金については、通例電話により10月下旬に内示連絡があり、交付決定は3月下旬となっている。

A県では、大学での教育に必要な特殊設備や、学術の基礎的研究に必要な計数型電子計算機などを購入するが、これらの器材は、約1000万円～6000万円の高額かつ受注生産に近い製品であり、時間的余裕に乏しい。また、事務手続きの面でも、高額であり議会の議決を必要とする。

したがって、交付決定時期の早期化を図るべきである。

措置状況	・ 公立大学等設備整備費等補助金に移行
評価	
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ H13: 交付決定 H14.1 (内示 H13.11) ・ H14: 内示 H14.7

< 国庫支出委任経費（研究指定校関係） >

文部省の研究指定校（経費を必要とする国の研究指定校）については、その執行項目等も教職員旅費、庁費、諸謝金等と細かく分かれており、その上、県側からの必要性とは関係なく、特定の費目に集中して示達されるため、当該費目以外で必要性が高い補助項目があっても、その項目には流用できない。したがって、各学校の実情に応じた執行ができない。

さらに、国から県への示達通知が大変遅く、それまで経費の執行ができず、事業の適切な執行に苦慮している。

A 県の例では、	3 月	県から国へ指定校の推薦
	3 月下旬	指定校内示、経費内示
	4 月	指定校決定
	5 月～7 月	示達（実際に示達書が届くのは、10月～11月で、経費の執行ができない）
		翌年度実施報告

研究指定校を実施する都道府県の意向を反映させるとともに、研究指定校の実施に支障が生じないよう国庫の交付手続きを行うべきである。

措置状況	なし
評価	
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱時期が遅いため、当初予算に計上できない事業が多い。また H14 から委嘱経費の前払いが行われなくなったため、事業執行が一層困難になっている。 ・ 内容によっては示達通知の交付まで数ヶ月を要するものもある。新規事業の場合は当該年度の実施期間が短くなり、十分な成果を得ることが困難。また継続事業の場合、契約に示達決定通知が必要。示達通知の一層の早期化が必要。

< 国宝重要文化財等保存整備費補助金（天然記念物食害対策等） >

A 市では、特別天然記念物に指定されているカモシカによる農作物等に対する食害防止対策として、国の補助を受けて防護網を設置している。

例年、5 月下旬頃からカモシカによる食害が発生するため、これを防止するためには少なくとも 4 月下旬頃から防護網設置工事を行う必要がある。

事業の実施は補助金の交付決定後でなければ行うことはできないが、通常これが 9 月下旬になるため、やむを得ず内示がありしだい事業に着手している状況である。しかし、この内示も 6 月下旬頃になるため、徹底した食害防止ができず苦慮している。

補助の目的に沿った事業を確実に実施できるよう、補助手続の迅速化を図るべきである。

〔事務手続の流れ〕	前年度12月中旬	要望書提出
	前年度1月下旬	国のヒアリング
	6月下旬	内示
	6月下旬	交付申請
	9月上旬	交付決定

措置状況	* 交付決定時期を早期化（H9）
------	------------------

評 価	
主な意見	・従来よりも交付決定時期が2～3か月早期化した ^が 、通知が決定時から約1か月程度かかっており、一層の早期化が必要。

< 地方生涯学習振興費補助金（家庭教育振興事業費等） >

A市では、国の補助を受けて、女性の生活上の課題についての学習や子育てに関する学習・交流活動等の各種講座を年間を通した事業計画を立て開催している。

事業の実施は、基本的には国の内示があつてから行うことになるが、内示の時期は例年7月下旬頃である。内示を受けてから講師や会場の確保、受講者の募集等を行えば、講座の開催は9月頃になつてしまい、各種講座の開催が一時期に集中するなど、事業計画に沿った事業を実施することができなくなる。このため、A市では、当該事業が補助事業として採択されるかどうかという不安を抱きながら、内示前に事業を進めている状況である。

また、補助事業として採択されなかった場合や要望した補助金額より減額して内示があつた場合には、年度途中で事業を縮小することもできないため、不足分の財源の確保に苦慮している。

こうしたことから、地方公共団体が計画的、安定的に事業を実施できるよう、内示時期の早期化を図るべきである。

〔事務の流れ：A市の例〕

事業計画書提出	3月上旬
内 示	7月下旬
交付申請	8月上旬
交付決定	1月上旬

措置状況	* 廃止(H10)
評 価	
主な意見	

< 公害監視調査等補助金 >

本補助金は、地方公共団体が公害の監視、測定、調査等を実施すること及びそのために必要な機器等を整備すること等により、生活環境の保全に資することを目的とするもので、「地方大気汚染監視等設備整備事業」等を交付対象とするものである。

本補助金により環境監視機器等を整備する場合、交付決定時期が遅く、整備完了は年度末となり、例えば、光化学スモッグの発生しやすい時期（春～夏）でのオキシダント濃度の測定等年間を通じた各種環境測定等に支障をきたす。

こうしたことから、当該年度のできるだけ早い時期に機器を購入し、十分な監視、測定等ができるようにするため、交付決定時期の早期化を図るべきである。

〔 A 県の例 〕

- ・補助額 5 0 0 万円
- ・購入機器 オキシダント自動測定記録計、硫黄酸化物自動測定記録計等
- ・事務の流れ
 - 2 月下旬 補助要望の照会（国 県、県 市町村）
 - 3 月下旬 補助要望の提出（県 国）
 - 4 月下旬 補助要望ヒアリング
 - 7 月中旬 内 示
 - 7 月下旬 交付申請書提出
 - 12 月中旬 交付決定通知
 - 12 月下旬 測定機器の購入
 - 3 月下旬 測定機器の納入・検収

措置状況	・環境監視調査等補助金に変更(H10) * 交付決定時期を早期化(H10)
評価	
主な意見	・従来、当該年度の12～1月頃であった交付決定は、10月頃と改善されてはいるが、より一層の早期化が必要。

< 防衛施設周辺防音事業補助金 >

防衛施設周辺防音事業補助金交付申請における本工事の積算にあたっては、国の通知により、原則として「防音工事関係査定単価表」を用いることが義務付けられているが、この査定単価表が地方公共団体に提示される時期は、例年6月下旬から7月上旬の間であり、事務手続は次のようになっている。

〔 事務手続の流れ 〕

前 5月上旬 事業実施計画書提出（概算要望）
 年
 度 1月中旬 事業実行計画書提出（前年度査定単価表により積算）

事業
 実 5月下旬-6月上旬 内 示
 施 6月下旬-7月上旬 査定単価表提示
 年 7月上旬-7月下旬 当該年度の査定単価入替作業
 度 7月下旬-8月上旬 国の設計審査（単価チェック等）

 7月下旬-8月上旬 交付申請

 8月上旬-8月中旬 交付決定

 8月中旬-8月下旬 入 札

 8月中旬-8月下旬 工事着手

上記のように、内示があってもその額は概算額の確定にしかすぎないため、内示後直ちに交付申請できるわけではない。補助金申請額を確定させる査定単価の提示が遅いため、その結果交付決定が遅れ、工事の着工までに相当の期間を要している。

このため、たとえばA市では、学校に防音サッシ等を設置する窓枠改修工事を夏休み期間に実施完了させようとしてもできず、二学期の授業に支障が生じた。

迅速な事業執行ができるよう、事務手続を見直すべきである。

措置状況	* 補助単価の決定を早期化，提出書類の削減など事務手続の簡素合理化(H10)
評 価	
主な意見	・ 交付決定は早期化されてきているが，事業の性格上，夏休み期間中の工事に重点を置かざるを得ないため，更に短縮してほしい。

< 母子寡婦福祉貸付金 >

母子及び寡婦世帯の自立の助成や福祉の向上のための本制度であるが、子供の修学資金等の需要のため、貸付けの希望が年度の第一四半期に集中する。

A県においても、資金需要の約8割が4～6月に集中するにもかかわらず、例年、国貸付金額の内示が遅く（平成6年度10月、平成7年度7月及び10月）、計画的な貸付けに支障をきたしている。

なお、平成8年度については、5月に国貸付金の第一次内示（7割弱）が行われるなど若干の改善が図られたが、貸付金は7月に入ってもまだ国から県へ支出がなされていないため、各県で資金繰りに苦慮している状況にかわりはない。

このため、貸付内示及び貸付金交付の早期化を図るべきである。

措置状況	* 貸付決定時期，交付時期の早期化（H10）
評価	
主な意見	

< 看護職員確保対策費等補助金（院内保育施設運営助成） >

本事業は、医療機関における看護婦等の確保のために、子供のいる看護婦でも安心して勤務できるよう、当該医療機関が設置主体となっている保育事業に対し助成するものである。（負担割合 国1/3、県1/3、事業者1/3）

平成7年度において、国予算を大きく上回る補助申請があったことから、民間の医療機関が設置している院内保育所運営費補助について、12か月分を7.5か月分に一律減額して交付決定され、しかもその内示が平成8年1月と遅く、各県及び医療機関の計画的事業執行の大きな支障となった。

早急な少子化対策が求められている中で、国は補正予算を組むなどその責任を果たすべきである。また、地方公共団体及び医療機関の事業の執行に支障が生じないように交付決定の早期化を図るべきである。

措置状況	なし
評価	×
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・依然として交付決定時期が遅いため，提出書類等の簡素化などにより，交付決定を早期化すべき。 （H13 内示：H13.8 決定：H14.3） ・H14年度より制度変更に伴って源泉徴収票の提出が義務付けられその内容確認のため，事務が長期化，煩雑化している。

< 医療施設等施設整備費補助金（医療施設近代化事業費補助金） >

例年では、当該年度の6月下旬頃までには交付決定となるが、国の予算額を上回った地方からの要望に対処するため、交付決定が10月中旬となる場合がある。

A県は積雪寒冷地域で、特に冬季の事業執行進捗は多大な支障をともなう。B病院改築事業（床面積3,500㎡）の場合、下記のような流れとなり、相当部分を翌年度に繰り越さざるを得なかった。

このように、積雪寒冷地域では早期の事業執行が求められることから、交付決定の早期化を図るべきである。

< 当初計画 >

工期 平成7年6月～平成7年12月
 総事業費 8億円
 補助金額 2億円

< 変更後 >

工期 平成7年12月～平成8年11月
 総事業費 7年度 2.5億円 8年度 5.5億円
 補助金額 7年度 0.5億円 8年度 1.5億円

措置状況	* 交付要綱の発出時期，内示時期の早期化，提出書類の様式の統一化など事務手続を簡素化(H10)
評価	
主な意見	・ 内示時期は早まった(H14：4月下旬，H13：6月)が，交付要綱の発出時期及び交付決定時期の早期化(交付要綱では申請書到着から2か月後)が必要。

< 社会福祉施設等施設整備費負担（補助）金 >

一般の社会福祉施設等施設整備費負担(補助)金は、当該年度の5月に国から補助内示があるが、同負担(補助)金の大規模修繕費分については、例年当該年度の10月に補助内示、年度末に交付決定がある。

創設や全面改築の場合に比較すれば工事規模が小さくなるとはいえ、特に積雪寒冷地においては工事施行に大きな支障を来しており、早期の内示及び交付決定を行うべきである。

措置状況	・ 大規模修繕については現在は6月に内示
評価	
主な意見	・ 交付決定までには数ヶ月を要しており，一層の早期化が必要

< 身体障害者保護費負担（補助）金 >

身体障害者保護費負担(補助)金については、当該負担(補助)金に係る実績報告を提出した後、国からの負担(補助)金の確定通知に基づき、追加交付及び負担(補助)金の返還という事務処理を行うこととなっているが、国からの確定通知は事業年度の翌年度末になってくるため、翌年度における他の事業の事務と重なり、事務量の増大を招くため、返還、追加交付等の事務処理上、もっと早い時期に確定通知をすべきである。

(平成6年度保護費 - A県の例)

県から国へ実績報告提出 H7年6月下旬(≠切6月下旬)
 国から県へ確定通知 H8年3月下旬

措置状況	なし
評価	×
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ H12年度分では、実績報告提出はH13年6月に対し、確定通知はH14年3月末となっており、まったく改善されていない。 ・ 内示及び交付決定についても同様に改善が必要。

< 障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業費 >

厚生省所管の本事業は、障害者や高齢者をはじめすべての人々が暮らしやすいまちづくりを進めるため、地域社会全体としてのまちづくりに関する合意づくりを推進し、総合的な計画策定と必要な環境整備を2～3年間で実施することとなっている。

A市においては、本補助金を活用して3か年計画で事業を進めようと考えた。

初年度 ・地域住民や商工会、関係行政機関等が参加した「まちづくり協議会」を設置しその意見を踏まえ、すべての人々が利用しやすい「まちづくり計画」を策定。

2年次 ・まちづくり計画の地域住民や民間事業者への啓発広報事業の実施。

3年次 ・まちづくり計画に基づく公共施設の段差解消、車いす使用者対応トイレの設置等の生活環境基盤整備。

そのため、次により補助金交付事務手続きを進めたが、国からの補助内示が遅く、計画的な事業執行に支障が生じた。

例えば、初年度は「まちづくり協議会」で十分議論をつくし、「まちづくり計画」を策定することとしていたが、国からの補助内示が10月下旬であったため、11月になってようやく事業に着手できることとなったため、年度末までの約3か月で計画を策定せざるを得なく、協議会の開催回数も半減するなど、机上のプランとなってしまった感が拭えないとの担当者の言があった。

【経過】

・協議書提出（市 県 国）	平成7年2月下旬
・厚生省ヒアリング	3月中旬
・内示（国 県 市）	10月下旬
・指令前着手届	10月下旬
・事業着手	11月中旬
・交付申請（市 県 国）	平成8年1月中旬
・交付決定（国 県 市）	平成8年3月上旬

地方公共団体が、計画的に事業執行できるよう、交付決定（内示）の早期化を図るべきである。

措置状況	廃止（H10）
評価	
主な意見	

< 在宅心身障害児（者）福祉対策費補助金等 >

厚生省所管一般会計の概算払の期限が3月末日とされているところであるが、交付決定が3月下旬に通知されてくるため、概算払手続に要する時間的余裕がない。

例えば、在宅心身障害児（者）福祉対策費補助金に係る交付申請等の状況は、次のとおりとなっている。

（平成7年度のA県の例）

国へ交付申請書提出	H7年8月下旬
国から当初交付決定通知	H8年1月中旬
国へ変更交付申請書提出	H8年2月中旬
国から追加交付決定通知	H8年3月27日（決定月日は3月18日付）
概算払期限	H8年3月31日（実質は3月29日（金））
国へ実績報告	H8年6月下旬
国から確定通知	H9年3月頃（見込み）

したがって、概算払手続に要する時間を確保できるよう追加交付決定時期の早期化を図るべきである。

措置状況	* 交付決定時期の早期化（H10） （・H15年度から支援費制度に移行予定）
評価	×
主な意見	実態の変化が見られず，確定通知時期の早期化が必要

< 時間延長型保育サービス事業費等補助金(時間延長型保育サービス事業) >

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、時間延長型保育サービス事業があるが、事業の実施要件として対象児童が概ね6人以上であることとなっている。このため、需要があっても、必要児童数を確保することができない地域では事業を実施することが困難であるとの指摘がある。

〔参考〕

類型	延長時間	対象児童数
A型	開設時間を超えて午後6時から概ね2時間	各類型とも 概ね6人以上
B型	午後6時から概ね4時間	
C型	午後6時から概ね6時間	
A型特例	午後6時から概ね1時間	

また、当該事業を実施する場合には、毎年度、厚生省と協議し承認を得なければならないが承認通知が届くのは9月下旬頃である。この承認がなければ、国庫補助金の交付対象とならないため、年度当初から、あるいは、毎年継続してこの事業を実施している市町村では、常に財源確保に不安を抱きながら事業を進めているのが実態である。

〔事務手続の流れ：A市の例〕

4月下旬	承認協議書提出
9月下旬	承認通知
9月下旬	補助金交付申請書提出
1月中旬	交付決定通知

地域の実情にあった保育サービスを提供することができるよう、事業実施要件を弾力化するとともに、安定的な事業運営ができるよう、承認通知の早期化を図るべきである。

措置状況	* 延長保育促進基盤整備事業を創設。事前協議の廃止等事務手続の早期化(H10) ・30分の延長保育に対象拡大，延長保育促進事業を創設・再編(1時間までの延長保育)(H12) ・3時間，5時間の延長区分を創設，長時間延長保育促進基盤整備事業を創設・再編(2時間以上の延長保育)(H12)
評価	
主な意見	・事業実施要綱が弾力化され対象が拡大した。 ・補助金の措置費への移行を検討すべき。

< 財政調整交付金 >

国民健康保険普通調整交付金は、市町村における医療費や加入者の所得などを考慮し、市町村間の財政力の不均衡を調整する目的で交付され、医療費の支払い財源となっているものである。

しかし、交付金の大部分が出納閉鎖時期間際に交付されている状況にある。

〔交付決定等の流れ〕

- ・当初交付決定 11月
- ・概算交付(約20%) 12月
- ・変更交付決定 3月
- ・交付金の交付(約80%) 5月

多くの保険者(市町村)は、国民健康保険財政の運営に苦しみ中で、毎月の診療報酬等を支払うため、一時借入や基金の繰替運用等非常に苦慮している状況にある。

被保険者の所得が把握できないと交付金の確定ができない等の事情はあるにしても、交付金額に大きな変動があるとは考えられず、例えば前年度までの実績を基に一定程度の金額を年度の早い時期、あるいは定期的に概算交付すべきである。

措置状況	なし
評価	×
主な意見	・前年度の確定額の3分の1相当額を11月に概算交付されているがより早い時期に交付することが必要。 ・定期的に概算交付すべき。 ・保険料収納率による交付金減額措置を廃止すべき

< 在宅福祉事業費補助金 >

人口の高齢化の進展により今後ますますサービス提供体制の整備が求められるホームヘルプサービス事業費、短期入所（ショートステイ）運営事業費、老人デイサービス運営事業費のいわゆる在宅福祉三本柱を含む本事業については、概ね次のような手続きにより補助金交付事務が行われる。

〔A県の例〕

- ・平成7年2月上旬 平成7年度事業の協議について国から承知
市町村要望の取りまとめ
- ・平成7年3月中旬 厚生省ヒアリング
- ・平成7年6月下旬 国から第一次内示（協議額の約85%）
内示に基づき市町村要望を調整
- ・平成7年12月上旬 第一次内示に基づき当初交付申請
- ・平成8年1月下旬 国から第二次内示（単価改定等）
- ・平成8年2月下旬 国から交付決定（当初交付申請分）
- ・平成8年3月上旬 第二次内示に基づき変更交付申請
- ・平成8年3月下旬 国から変更交付決定
- ・平成8年3月下旬 補助金交付

この間、国から概算払いが行われるわけでもなく、年度末に最終的な交付決定と補助金交付が行われ、しかも実績額が交付決定額を下回れば補助金返還となるが、逆にたとえ上回っても精算払いはされない。

本補助金の性格は、ホームヘルパー等の人件費が大部分を占めるため、この間事業主体の市町村が一般財源で措置せざるを得ない状況にある。

本事業は、今後ますます拡大が見込まれる事業であり、市町村が安定的に制度を運営して行くためにも交付決定の早期化、概算払いの実施などが必要不可欠である。

措置状況	
評価	×
主な意見	依然として年度末に最終的な交付決定等が行われている。交付決定等の早期化，概算払いの実施が不可欠。

< 地場産業等振興対策費補助金 >

通産省所管の上記補助金のメニューの1つに、地場産品展示・普及等事業があり、社団法人が実施する地場産品の展示会に補助している。

当該社団法人では、展示会をお盆の時期に計画し、チラシ等の印刷を2カ月前に、企画を検討する委員会をそれ以前に実施したい意向であった。しかし、国の配分内示、交付決定が遅れたため、後援団体等の関係者との調整、委員会の日程等も当初の予定より遅れることとなり、ポスター、チラシの印刷の遅れから宣伝、広報活動を十分に行うことができなかった。

補助事業に係る事務は、国の配分内示を受けて行われるため、国の配分内示の早期化を図るべきである。

【流 れ】	国の配分内示	平成 8 年 6 月上旬
	県要綱制定	平成 8 年 6 月中旬
	事業者 県 交付申請	平成 8 年 6 月下旬
	県 国 交付申請	平成 8 年 6 月下旬
	国の交付決定	平成 8 年 7 月上旬

措置状況	・ 中小企業活性化補助金（地場産業等活性化補助金）に変更（H11） * 申請書類の様式の簡素化，参考資料について既存資料の活用を可能とするなどして，事務手続を簡素化（H9）
評 価	
主な意見	・ 配分内示が早期化（約 1 か月）された。H14は 4 月上旬に内示。

< 消防防災設備整備費補助金 >

消防防災設備整備費補助金に係る交付決定の時期は 6 月乃至 7 月になされているが、消防自動車の取得等の場合には発注から納品までに数か月を要するのが通常であり、議会の議決を得るための期間や政府調達に関する協定の適用を受け入札日の 40 日以上前に行わなければならない公告のための期間などが必要な場合もあることから、年度内に事業を完了させることが困難な事例が少なからずあるので、交付決定時期を早めるか、設備に係る補助事業であっても消防自動車のように擬装等納品までに時間を要する事業については道路・河川・下水道等の公共事業のように繰越しを認める取扱いとすべきである。

措置状況	* 内示・交付決定の早期化，交付申請・実績報告の添付書類の一部簡素化（H9） ・ 繰越明許対象事業の追加（消防緊急通信指令施設等）
評 価	
主な意見	・ 一部補助メニューの条件撤廃により，交付申請時の添付書類が一部簡素化。 ・ 内示，交付決定時期は早まっているが，一層の早期化が必要。 ・ 消防ポンプ自動車等に対しては繰越は認められていないので，繰越を認める措置が必要。

< 技能向上対策費補助金（都道府県職業能力開発協会費） >

都道府県職業能力開発協会は、職業能力開発促進法に基づき、技能検定試験や職業能力の開発に関する業務についての指導等を行う団体であり、その運営に必要な経費の一部について補助を行う都道府県に対して国の補助がある。

A県の職業能力開発協会の運営費は、会員から徴収する会費、技能検定料及び補助金等で賄われており、運営費の3分の2近くは補助金によって充当されている。

当該補助金の交付決定時期は例年8月中旬頃であるため、A県が職業能力開発協会に概算払いを行う時期は9月上旬にならざるを得ない状況となっている。

職業能力開発協会では、年度当初から計画的に技能検定試験等を実施しているが、補助金の交付を受けるまでの間、業務に要した経費及び人件費を自己資金だけでは賄いきれず、借入金などで対応しなければならないこともあり、円滑な事業実施に支障をきたしている。

こうしたことから、計画的、安定的な事業を実施できるよう、交付決定時期の早期化を図るべきである。

〔事務の流れ：A県の例〕

5月中旬	算定基準通知（内示に相当）
5月下旬	交付申請
8月中旬	交付決定（国から県へ）
9月上旬	交付決定・概算払い（県から職業能力開発協会へ）

措置状況	* 交付決定時期を早期化（H8） ・現在は四半期ごとの処理となっている
評価	
主な意見	・申請から交付決定までの期間は短縮されたが、交付算定基準の通知が6月中旬のため、申請時期が遅れてしまう。交付算定基準の通知時期を早めるようにすべき。

年度途中の一方的変更

国の予算枠や事務の都合で、国庫補助金等の交付決定（内示）内容等を一方的に変更することは、地方公共団体の計画的な行財政運営に多大な支障を来すため、
厳に慎むべきである。

< 社会福祉施設等施設整備費補助（負担）金 >

A町では、長年の念願であった老人ホームの建設について、平成6年度の単年度で実施することで厚生省の内諾を得た。

その後、厚生省から「補助金枠の関係で、平成6年度には全体額の2割しか補助金を交付できない」との連絡を受け、やむを得ず2か年継続事業に切り替え、自己負担額として予定していた過疎債についても他の事業に振り向けることとした。

ところが、さらに年度末近くに厚生省から「予算が確保できたので、当初の予定どおり補助金全額を交付する」と連絡を受けたが、すでに自己資金を確保する方策もなく、何とか2か年事業として実施させてもらいたいと厚生省に要望したが聞き入れられず、自己資金確保のため多大な労力を費やした。

措置状況	-
評価	
主な意見	同様事例の報告なし

< 公害監視等補助金（公害監視等設備整備事業） >

この補助金は、地方公共団体が公害の監視、測定、調査等を実施するために必要な機器等を整備することなどにより、生活環境の保全に資することを目的に、例えば大気汚染監視設備であるテレメータや判定用機器、騒音振動監視設備である自動演算騒音計などを整備する場合に、その一部を補助するものである。

これら設備に係る補助金の交付額については、当該補助金交付要綱で、品目別に基準額を設定（明示）し、この「基準額」とこれとは別に掲げる「対象経費の実支出額」の2つを比較していずれか少ない方の額をまず選定し、次にこの「選定した額の合計額」と「総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額」とを比較して少ない方の額に、補助率を乗じた額とする、と定められている。

しかしながら、A市から報告された事例によると、（当該補助金交付要綱に従い、例年3月に次年度の交付要望額を算定の上提出し、4月に要望額に対する国のヒアリングを受け、8月頃に交付内示額が示されるが、）この額が交付要綱に定める基準額に基づかずに算定され、一方的に内示されてくるケースがここ2～3年続いている。この後の交付申請手続自体は、内示額に従いA市から交付申請を行い、この額で交付決定がされるため、交付申請額に対しては満額の交付決定とはなっているものの、結局、交付要綱の基準額が何の意味も持たない結果に終

わっている。

また、これとは別に、国庫補助を受けて整備した機器の整備（更新）についても、同交付要綱上具体的な耐用年限が明示されていないので、毎年度の国の要望ヒアリングの結果を待たないと、補助対象にされるか否かが判明しないために、計画的な整備（更新）ができない。

いずれにしても、地方公共団体が計画的な行財政運営を行えるように、補助制度の内容が明確にかつ早期に示されるべきである。

措置状況	・環境監視調査等補助金（環境監視等設備整備事業）に変更 * 補助要望ヒアリング時期，内示，交付決定の早期化，書類で審査可能なものはヒアリングを省略（H10）
評価	
主な意見	・ヒアリングの省略により経費等の節減がなされた。 ・交付決定まで契約手続きを進められないため，一層の交付決定時期の早期化をお願いしたい。

< 疾病予防事業費（保健・医療・福祉連携推進モデル事業） >

A市では、平成6年度より3年間のモデル事業として、全額を補助金による「保健・医療・福祉連携推進モデル事業」を実施している。事業内容は、保健・医療・福祉の連携の推進、地域保健福祉サービス提供システムの確立、在宅サービスの充実を目指し、保健センターを保健活動における対人サービスの拠点に位置付け、地域の医療機関、福祉事務所、在宅介護支援センター、地域住民との連携を図り、保健婦のコーディネート機能の充実、在宅ケアの一翼を担う家庭介護等に対する知識の啓発、普及等为目标に、一般住民への啓発活動の推進、保健センターの機能強化、在宅ケアの充実推進、地域関係者との連携強化、ボランティア等の育成指導の5つの柱を掲げて実施している。

この補助金の補助率は10/10であるが、交付される額は国の予算の範囲内で決定されるので、当該年度の予算額や地方公共団体からの申請状況に左右され、A市のようにモデル事業として全額を国庫補助で事業を実施している場合には、年度途中で内示額の変動があると事業計画が非常に立てづらい。

平成7年度においては、平成7年3月に厚生省に事業計画書を提出し、1,500万円を申請したが、6月に出た内示額は約600万円であった。やむを得ず保健・福祉情報案内パンフレットの作成を取り止め、家庭介護教室の開催回数を削減して実施した。

ところが、12月になって、追加財源が見込まれるので、実施計画書を添えて追加交付申請をするよう厚生省から指示があったので、約500万円の請求をしたところ、同月28日に同額の追加内示の通知があった。

年度末になって急に追加交付申請の機会があっても、事業実施期間が短いと交付を受けた補助金を消化するのは困難なため、有効に活用することは難しい。また、突然の追加内示も、国が示す内示額に応じてその都度事業内容の変更が余儀なくされるため、市独自の事業展開の妨げとなる。

措置状況	-
評価	
主な意見	

< 保健事業費補助（負担）金 >

老人保健法に基づく健康教育及び健康相談に係る保健事業費等国庫負担（補助）金の補助基準額の算定については、平成7年度までは、例えば健康教育費にあっては一般健康教育又は重点健康教育の区分に応じそれぞれの基準単価に開催回数に乗じる等の方法により算定していたが、平成8年度においては、当該市町村の人口区分に応じて定額（人口30万人以上の基準単価：健康教育費 5,048千円、健康相談 10,335千円、負担金ベース(1/3) 5,127千円）とされた。その結果、従来積極的に事業を実施していた団体ほどその影響は大きく、A市の場合には、平成7年度に約7千万円であった健康教育、健康相談分の負担金額が約5百万円に激減することになる。

この改正については、平成8年3月14日付けの事務連絡で知らされたが、変更理由の説明もなく、他の財源への振替えもなく、既に平成8年度当初予算への反映もできず、予算及び事業の執行上対応に苦慮している。

措置状況	*一般財源化（H10）
評価	
主な意見	

< 国民健康保険特別対策費補助金 >

多くの市町村が国民健康保険財政の悪化に苦しむ中、本事業は、国民健康保険制度の適正円滑な運営を期すため平成4年度から実施されている。

A市においては、平成7年度も前年度と同様に予算を計上し、レセプトの特別点検や保険料収納率を上げるための休日や夜間における収納督促事業などを予定していたが、具体的な予告もなく平成7年4月になってから「3年以上本補助金の交付を受けた保険者については、保険料（税）適正賦課及び収納率向上特別対策事業にかかる補助基準額の算定において0.5の減額調整率が設けられた」旨、県を通じ国からの通知を受け、前年度と比較して約1千万円の補助金額の減額となった。

大都市では1億円を超える国庫補助金の減額が行われたところもあり、計画的に事業を執行して行くための予算確保に多大な労力を強いられた。

補助事業を変更（廃止）する場合には、事業を実施する地方公共団体の意見を十分聴取し、早い時期にその内容を周知すべきである。

措置状況	・保険料(税)適正賦課及び収納率向上特別対策事業はH10から、医療費適正化対策事業はH12から特別調整交付金の交付対象に移行
評価	

主な意見	・特別調整交付金の交付対象となったことで、個々の交付申請・実績報告等の事務手続が簡素化されたが、補助対象事業の変更・廃止の決定時期や通知は当該年度に入ってからとなるなど、依然として遅れている。
------	--

< 廃棄物処理施設整備費補助 >

A市では、平成 年度を初年度とする継続事業として廃棄物処理施設の整備に取り組むこととした。計画地点である敷地には老朽化した建築物が共存していたため、初年度は建築物の解体撤去、整地後に、上記施設の整備に着手することとし、こういった事情を考慮した年次計画を立てて計画的な実施を図ろうとした。

このため、上記事業に係る補助要望額を年次計画に基づき申請していたが、国からは、年度当初に、こういった事情を何ら考慮されないままに、要望額の3倍もの補助額が内示された。この結果、当初予定していた工事期間では内示額に相当する工事を達成するのは明らかに困難になり、次年度に繰り越さざるを得なくなった。

国において補助金の内示の配分に当たっては、一方的に行うのではなく、個別団体の事業計画等を踏まえ各地方公共団体が受け入れやすいように内示を行うべきである。

措置状況	-
評価	-
主な意見	

< 児童育成事業費補助金（保育所地域活動事業） >

本補助事業は、保育所入所児童の処遇の充実と保育所の地域における福祉活動の推進を図るため、「老人福祉施設訪問等世代間交流事業」、「地域における異年齢児交流事業」、「保護者等への育児講座」、「郷土文化伝承事業」等の特別保育科目のメニューから選択し実施されている。

国庫補助金は、市町村が行う事業に対して、都道府県が補助する場合に1保育所当たり原則として100万円を限度にその2分の1が補助されることとなっている。

A町においては、前年度の3月中旬に県を通じ国へ事業の実施について協議を行っていたが、1月になって県を通じ「国から交付額を50%に減額する旨連絡があった。」と電話連絡があった。

区分	補助基準額(3保育所分)	補助金額(国1/3、県1/3)
当初予定	3,000千円	2,000千円
変更	1,500千円	1,000千円

A町では、過去の例からしても協議どおり国の予算措置がされるものと見込み、町内の3保育所で保護者の参加も得ながら当該事業を実施していたが、既に、事業の大部分を終了しているため、補助金減額は町予算を補正し、町費負担で対応せざるを得なかった。

なお、本補助金については、多数の地方公共団体から同様の事例が提出され、しかも県によって減額率も異なるなど、不明瞭な点も多いとの指摘もある。

そもそも、本事業のように年間を通じて実施するような補助事業については、地方公共団体の計画的な事業執行に支障をきたさないよう、特に早期に補助内示、交付決定を行うべきである。

措置状況	・乳児保育促進対策費等補助金(保育所地域活動事業)に移行
評価	×
主な意見	・内示，交付決定時期を早期化すべき。

補助施設の有効活用等

国庫補助金等の対象となった地方公共団体の財産の有効活用を進める観点から、本来の補助目的に特段の支障がないと見込まれるものについては、住民ニーズ等を踏まえて、地方公共団体の自主的判断で補助施設を当初目的以外の用途にも使用できるよう、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の改正も含めた抜本的な見直しを行うべきである。

< 公立学校施設整備費補助（負担）金 - 小中学校の空き教室 >

余裕教室活用指針で定める学校施設としての活用以外に、地域の実情に応じて活用しようとする場合は、施設の目的外利用となり、当該教室が国庫補助を受けて建設されているものにあつては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に「補助事業者（市町村）は、補助事業（公立学校施設整備費負担金等）により取得し、又は（大規模改造等により）効用の増加した政令で定める財産（校舎、屋内運動場等）を、各省各庁の長（文部大臣）の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用（転用）し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。」と規定され、文部大臣の財産処分の承認を要する。

また、当該規定には「政令で定める場合（補助金の全額返還、処分制限期間（鉄筋コンクリート造校舎の場合60年）の経過等）は、この限りでない。」とのただし書きがあり、この場合には文部大臣の財産処分の承認を要しない。

・ その手続きは、昭和61年3月31日文教施第81号文部省教育助政局長通知によるものとされており、そこに文部大臣の個別の承認を受ける事項のほか、関係書類等の提出で文部大臣の承認があったとみなされる「報告事項（承認事項の内、典型的なものについて報告をもって承認に代える手続きの簡素化がされているもの。）」が規定されている。

・ 学校施設以外への転用で報告をもって足りる主なものは、次のとおり。

ア 学校教育を行うには著しく不適當で、その改築が国庫補助の対象となった建物並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備の無償による社会教育施設、社会体育施設又は文化施設等への転用

イ 統合又は別敷地移転等により廃校（廃園）となる学校に係る建物及び他の施設への転用
計画について文部省の了解を得た建物（当該統合等について国庫補助を受けたもの以外は建築後10年を経過したものに限る。）並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備の無償による他の学校又は社会教育施設、社会体育施設若しくは文化施設等への転用

・ 補助事業等により取得した財産の処分制限期間は、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定めることとなっている。

昭和60年3月5日文部省告示第28号により定められている主な学校施設についての処分制限期間は、次のとおりである。

処 分 制 限 財 産 の 名 称 等				処分制限 期間(年)
補助金等名	施設設備等名	財 産 名	構造規格等	
公立学校施設 整備費補助金	公立文教施設	校舎	鉄筋コンクリート造	6 0
		屋内運動場	レンガ造、ブロック	4 5
		寄宿舍	造、石造	
		教員宿舎	鉄骨造	4 0
			木造	2 4
			木骨モルタル造	2 2

地方分権特例制度（パイロット自治体）においては、小中学校の空き教室の老人福祉施設 等への転用について、

ア 転用後の老人福祉施設が営利目的でないこと

イ 転用の結果、学校教育活動に支障が生じないこと

を条件に文部大臣への報告で足りることとされた。

これにより、空き教室の老人福祉施設への転用が文部大臣への財産処分報告書の提出によることとなり、手続きの簡素化が図られた。

その後、平成7年4月28日7教施第12号文部省教育助成局施設助成課長通知により、余裕教室等を老人デイサービスセンター等利用型の老人福祉施設に転用する際の財産処分については、平成7年度から財産処分報告書の提出による取扱となった。

更に、平成7年6月5日7教施策9の3号文部省教育助成局施設助成課長通知により、余裕教室等を備蓄倉庫等の地域防災のための施設に転用する際の財産処分についても、平成7年度から財産処分報告書の提出による取扱となった。

（注）「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条で補助金等の交付目的に反して財産処分する場合は、文部大臣の承認を要することになっているが、上記については、同一目的に転用する多数の案件が見込まれる等の理由で、財産処分報告書の提出があったものについては、文部大臣の承認があったものとして取扱うこととされたものである。

以上のように一定の改善はみているものの、事前の報告書の提出をもって承認があったものとみなされる転用施設は前記の施設に限定されており、福祉ボランティアやホームヘルプサービスの拠点としての利用や廃校となった学校の入所型施設、福祉作業所等への転用など 地域の実情に応じた地方公共団体の望む幅広い用途への転用に対応できる簡素化には至っていない。学校施設を他の施設に転用した場合に学校教育に支障を生じる恐れがあるか否かは 文部大臣ではなく、学校施設を管理し、住民に身近な行政を担う市町村こそが適切に判断 できる。

措置状況	<ul style="list-style-type: none"> * 余裕教室等の転用に係る財産処分手続きについて、報告により承認があったものと取り扱う事項の大幅拡大、公共施設への無償転用は納付金が不要である旨の明文化（H9） ・ 財産処分制限期間の短縮（H14）
評価	×
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柔軟に活用できるよう一層の弾力化が必要。 ・ 財産処分制限期間の短縮化が図られたが、平成13年度補助事業からの適用のため、今回の緩和措置の効果が生ずるのはH60年からということになり当面意味がない。 ・ 平成12年に余裕教室の取扱いが変更され、転用の検討が困難になっている。

< 公立学校施設整備費補助金 - 廃校予定校 >

公立学校施設整備費補助金の交付を受けて整備した学校施設について、小中学校の通学区の再編成に際し、廃校となる学校校舎等を他の学校、社会教育施設、文化施設等以外の施設へ転用しようとするときは、財産処分制限期間内の場合、転用に係る承認申請又は補助金返還が必要となるが、財産処分の制限期間が長期であるため、ほとんどの廃校予定校がこの対象となる。このため、A市では、総合福祉センター、保健センター、リハビリセンター等様々な活用案を検討しているが、財産処分の制限により、地域のニーズに応じた有効活用が思うにまかせない状況にある。また、財産処分の承認申請（報告）の時期は、「廃校前」とされているが、現実の統合・廃校の動きのなかでは、地域住民との関係で流動的な事柄が多く（廃校後跡施設の利用を検討する事例が多い。）、廃校前に跡施設の活用を決定することは極めて困難である

また、廃校となった学校の水泳プールの財産処分に当たり、社会体育施設として転用しようとして承認申請をしたが承認されず、補助金を返還しなければならないと国から指導を受けている。学校体育施設を社会体育施設に転用しても水泳プールであることに変わりはなく、対象（地域の児童生徒）も同じであるのに形式的・硬直的処分であるとの声がある。

補助金の交付を受けて取得した施設を地域の实情に応じて有効に活用することができるよう補助金等適正化法の改正も含め、制度を改正すべきである。

特に、廃校の場合のように、補助目的を達成し終えたものの扱いについては、速やかに制度改正を行うべきである。

措置状況	* 余裕教室等の転用手続きについて、報告による事項の大幅拡大、 公共施設への無償転用は納付金が不要である旨の明文化（H9） ・ 財産処分制限期間の短縮（H14）
評価	
主な意見	・ 改善されているが、地域の実情に応じた地方公共団体の望む幅広い用途への転用が柔軟にできるよう一層の弾力化が必要。 ・ 財産処分制限期間の短縮化が図られたが、平成13年度補助事業からの適用のため、即効性に欠ける。

<へき地児童生徒援助費補助金(スクールバス・ボート購入費補助)>

事例1：路線バスの廃止に伴うスクールバスの住民利用に時間を要した例

A町では、へき地における路線バスの廃止に伴い、4地区の一般住民の利用に供するため、2台のスクールバスを廃止路線と同じ経路により、通学時を含め1日5往復の運行をしようとして文部大臣に「へき地児童生徒援助費補助金（スクールバス・ボート購入費補助）により取得したスクールバス・ボートの住民の利用に係る承認申請」をしたところ、承認要領に定める条件を満たしているにもかかわらず、県の教育委員会から文部省に進達してから承認を得るまでに約1年の期間を要した。この間に数回にわたって事前に定められていない説明資料の提出を求められた。

事例2：スクールバスの更新により住民利用に支障が生じた例

B町では、補助を受けて購入したスクールバス5台を民間バス又は代替バスの路線に重ならない路線で運行していたことに着目し、住民の足の確保のため、文部大臣の承認と道路運送法上の運輸大臣の許可を受けて、一般住民の利用に供している。

当該路線の1路線の運行に供していたスクールバスを更新することとなり、へき地児童生徒援助費補助金を得て購入した。

従前どおり一般住民の利用に供するため、事前に文部省に電話照会したところ、B町のようなスクールバスの利用の内容では補助を受けた年度は、住民利用の承認申請を行うことができない運用となっていると指導された。

この指導の根拠は、文部省内の運用によるものとのことであった。

このため、今までスクールバスの住民利用を行っている場合でも、文部省の補助金により更新を行えば、一般住民が利用できない状態となり、バスの利用効率も低下し、町民の生活に支障を生じている。

このような内部的な運用は見直し、従前どおり、学童の利用に支障のない範囲で一時利用を認めるべきである。

なお、スクールバス・ボートの住民利用に関しての事務手続きの簡素・合理化については、平成8年度から次のとおり改善が図られた。

- ・ 無償で住民利用に供するときは、文部大臣への届出書の提出をもって承認とみなす。
- ・ 既に住民利用の承認済みのものを更新する場合は、補助金の交付決定をもって、文部大

臣の承認とみなす。

措置状況	* 承認が必要な場合を有償で住民に供する場合に限定（H8）
評価	
主な意見	・さらに承認を報告にかえる等，一層の事務の簡素合理化が必要

< 公立社会教育施設整備費補助金（公民館） >

国庫補助金を活用した公民館で、住民の利便性を考慮し、住民票や印鑑証明などの交付事務を行おうとする場合には、補助施設の目的外使用となり、補助金適正化法により文部大臣の承認が必要である。

パイロット自治体においては目的外使用報告書の提出をもって文部大臣承認とすることとされたが、このような簡素化の措置は、いまだに、一般の市町村には適用されない。そもそも公民館は地域住民のため公共的利用に供するために設置されているものであり、住民票や印鑑証明といった事務の実施や住民の福祉の向上のための福祉施設への転用等については、パイロット自治体に限らず文部大臣の確認を不要とすべきである。

〔参考〕社会教育法

- ・第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
- ・第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。
 - 一 青年学級を実施すること。
 - 二 定期講座を開設すること。
 - 三 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
 - 四 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
 - 五 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
 - 六 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
 - 七 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

措置状況	廃止（H10）
評価	
主な意見	

< 児童生徒急増市町村等公立小中学校規模適正化特別整備事業費補助金 >

児童生徒急増市町村等公立小中学校規模適正化特別整備事業費補助金を受けて取得した学校用地については、上物の用途変更が通達により報告事項とされている用途に供するための変更であっても、目的外使用の文部大臣承認を受けなければならず、A市では防災用100トンタンクの埋込みの承認を得るのに半年以上を要している。

補助金の交付を受けて取得した土地については、現在、処分制限期間の定めがないが、そもそも補助金の交付を受けたことによって永久に処分制限を受けることは国の過度の関与といわざるを得ない。

土地についても、建物等と同様、一定の期間経過によって市町村の自主的な判断で有効活用を図ることができるようにすべきである。

特に、学校用地内への設置要請が著しく高い防災倉庫や非常用貯水槽等上物の用途変更が報告事項とされている施設である場合には、その用に供する土地についても報告事項とすべきである。

措置状況	<ul style="list-style-type: none"> ・学校用地処分制限期間(校舎の財産処分制限期間に準ずる)の設定, 納付金不要の取扱い範囲の拡大, 報告事項の新規設定(H11) ・財産処分制限期間の短縮(H14)
評価	
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・さらなる簡素合理化が必要 ・財産処分制限期間の短縮化が図られたが, 平成13年度補助事業からの適用のため, 即効性に欠ける。

< 公立学校施設整備費補助金 >

公立学校の余裕教室のデイサービス型の老人福祉施設への転用は、平成7年4月28日付7教施第12号文部省教育助成局施設助成課長通知により、申請事項から報告事項に事務の簡素化が図られた。

しかし、A市で「小学校の余裕教室を利用した高齢者給食サービス事業」を行うため県を通じて文部省に事前の報告を行ったところ、文部省からは事前の協議をするよう求められ、協議後文部省の了解を得て報告書の作成となった。実態としては添付書類も含め従来の申請・承認手続と変わりが無いとの指摘がなされている。

財産の有効活用を進める観点から、運用上の弾力化にとどまらず補助金適正化法の改正を検討すべき。

措置状況	* 余裕教室等の転用手続きについて、報告による事項の大幅拡大、公共施設への無償転用は納付金が不要である旨の明文化（H9） ・ 財産処分制限期間の短縮（H14）
評価	
主な意見	・ 余裕教室の他施設への転用は手続きが一部緩和されたが、老人福祉施設、児童福祉施設等については利用型に限定されるなどの制約がある。一層の弾力化が必要。 ・ 報告書（添付書類）作成について、承認手続きとほぼ同様であるため、さらなる簡素化が必要。

< 社会福祉施設等施設整備費負担金等 >

A 県の B 地域では、一部事務組合 9 組合のうち 8 組合を解散し、1 組合に合併統合して広域事務組合としたが、その際、解散する組合が国庫補助を更けて建設した特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、廃棄物中間処理施設、一般廃棄物最終処分場、し尿処理施設等各施設について、広域事務組合へ譲渡するため財産処分の承認手続きが必要となり、組合、県において非常に煩雑な事務を余儀なくされ、また、承認を要する期間も最長 10 か月かかるなど、円滑な事務処理に支障が生じた。

市町村の合併の場合は財産処分の承認手続きが必要とされていないことから、一部事務組合の統合の場合においても同様の扱いにできるように補助金交付要綱で明らかにする等、円滑な事務処理ができる仕組みとすべきである。

措置状況	-
評価	×
主な意見	

< 社会福祉施設等施設整備費負担（補助）金（保育所） >

出生率の低下などに伴い、保育所数や入所者数が漸減傾向にある。

〔全国の保育所数・入所者数の推移〕

区 分	昭和 6 0 年	平成 2 年	平成 5 年
保育所数（箇所）	22,899	22,703	22,585
入所者数（人）	1,843,550	1,723,775	1,685,862

そのため、保育所の統廃合を行ったり、保育所内に空スペースが生じている地域も多く、国庫補助を受けて建設した保育所を他の目的に有効活用したいと希望する市町村も多い。

国も老人保健福祉施設と児童福祉施設の合築・併設や既存の保育所等を活用したデイサービスの実施などを奨励しているが、国庫補助を受けて建設した保育所の有効活用を図るため他の目的で使

用する場合には、補助金等適正化法により厚生大臣の承認を得なければならない。

文部省においては、児童数の減少により生じた空き教室の利用型老人福祉施設等への転用について、平成7年度から特定の事例についてのみではあるが財産処分報告書の提出による取扱となるなど一定の改善が図られており、厚生省においても、速やかに地方公共団体が地域の実情に応じて補助施設を迅速に有効活用できるよう事務手続き等の改善を行うべきである。

また、基本的には各省庁共通に、一定期間経過後については報告などにより補助対象施設の有効活用を図る必要があり、補助金等適正化法についても必要な改正を行うべきである。

措置状況	* 補助施設の転用等について財産処分承認手続きが簡素化（H12） ・ 財産処分制限期間の短縮（H12）
評価	
主な意見	・ 施設の譲渡先・貸与先（現行は地方公共団体・社会福祉法人に限定）の対象拡大が必要 ・ 一層の事務手続きの改善が必要

< 漁港修築費補助 >

A県では、補助金を受けて修築した漁港施設の効用を高めるため、漁獲物の荷揚げクレーンを設置しようとしたところ、農林水産大臣の承認が必要とされた。

国庫補助事業に係る漁港施設の財産処分については、漁港施設が「公共施設として恒久的に利用されるとともに、利用状況に応じて順次整備拡張が進められており、長期的かつ継続事業的な性格を有するものであり、一定期間を過ぎれば補助事業者等の判断で処分できるとすることは、施設の性格からみて適当ではない」（社団法人全国漁業協会「漁港の管理」（平成7年度版）p114）として、一定の軽微な処分を除き永久に大臣の許可又は承認が必要とされている。確かに漁港施設は堅固な施設ではあるが、永久に存在し得るわけでもなく、また、補助金の交付を受けたとはいえ、その施設は地方公共団体の財産であり、地方公共団体が国庫補助事業により設置した漁港施設については、一定期間の経過により地域の実情に応じて地方公共団体の判断で有効活用することができることとすべきである。

なお、電柱類、消火栓、電話ボックス、水道管、ガス管等の設置又は埋設は「軽微な処分」として財産処分の制限に該当せず、大臣承認を要しないこととして運用されているが、漁獲物の荷揚げクレーンの設置等は、目的外への転用というよりも、本来の利用目的にそったものであるから、少なくとも当面、大臣の承認にかからしめるまでもないよう運用を改めるべきである。

措置状況	<ul style="list-style-type: none"> ・水産物供給基盤整備事業費補助金に変更 * 物揚場をクレーン設置目的に転用する場合，一定の基準に適合する場合は，届出をもって承認に代えることとされた(H10) ・供用開始後10年以上経過して未利用・低利用の公共施設用地について，その有効利用促進のため整備できる施設等の拡大(H13)
評価	×
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・クレーン設置目的への転用は措置されたが，その他については改善されていない。補助金適化法第22条の承認については，当該財産の機能を高めるような改良や劣化による補修等は承認を要する処分には該当しないはずである。そもそも承認を要しないようなものまで大臣の承認が求められており，見直しが必要（例：物揚場の改修(船の大型化に伴う水深確保)，物揚場舗装板の張り替え(老朽化)で承認を要した）。 ・届出制となっても提出資料等は実質同様。見直し・改善が必要。

< 公営住宅建設費等補助 >

A市では、昭和30年に建設して20年経過した一団地木造一戸建59戸のうち入居者の支払い能力が無い1戸を除き58戸の譲渡処分を昭和50年に行った。

その後、平成4年5月に残った1戸について入居者から譲渡願が提出された。37年経過した木造住宅一戸であっても譲渡処分するには建設大臣の承認が必要なため、平成4年8月から建設省と事前協議にはいり、本申請を平成5年11月に提出し、承認を平成6年2月に得た。このように一団地の他の住宅については全て譲渡処分済みで残された1戸の処分であり、かつ相当年数経過したものであるにもかかわらず、その承認手続きに1年6か月と長期間を要した。

結果的には問題なく譲渡されたものであり、このような事例の処分については、本来、地方の判断に任せるべきものである。一定の要件に該当する場合には、建設大臣の承認制を廃止するなどの抜本的な見直しを行うべきである。

措置状況	<ul style="list-style-type: none"> ・承認に当たっての事前協議の廃止(H8) ・耐用年数を越えた譲渡処分等については承認不要(H9) ・大臣承認から地方整備局長の承認に変更(H12)
評価	
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・耐用年限未満のものについても制度改正が必要（一定の要件に合致する場合は報告・届出をもって承認に代えるなど）

その他

< 国直轄事業負担金 >

国直轄事業負担金については、次のような問題点があり、多くの地方公共団体からその不合理を訴える声があがっている。

- ・ 当初予算編成時において、当該年度に負担すべき直轄事業負担金の額、事業費、及びその基礎となる経費の明細が正確に知らされず、地方公共団体の計画的な予算執行に支障をきたす。

- ・ また、国が行う直轄事業で算定している事務費は、地方公共団体が執行している国庫補助事業に係る事務費率よりかなり高額である。

〔国直轄事業負担金に占める事務費の割合（A県の例）〕

区 分	事 業 費	事 務 費	事務費率
直轄事業	18,965百万円	1,084百万円	5.7%
補助事業	23,458百万円	1,068百万円	4.6%

- ・ さらに、国の維持管理に要する経費についてまで地方公共団体に負担を求められている。

国直轄事業は、国家的施策として実施されているものであり、地方公共団体に個別的に財政負担を課すことは廃止すべきである。

特に、維持管理費に係る負担金については、本来管理主体が負担すべきものであり、ただちに廃止すべきである。

措置状況	なし
評価	×
主な意見	負担率の引き下げ，直轄事業箇所及び負担額の通知（但し根拠となる明細等は示されない）などは行われ，一部改善されているが，六団体意見にそった措置はされていない。直轄事業負担金及び維持管理費に係る負担金は早期に廃止すべき。

< 生活保護費負担金（他人介護料） >

近年、たとえ重い障害があっても地域の中で多くの人々と交流しながら生活して行きたいという障害者が増加している。こうしたニーズに応えるため、生活保護制度のなかでも障害者加算の一種として、他人に介護してもらうために必要な額を加算する「他人介護料」を設定している。

《平成7年度基準》

- ・ 一般基準（実施機関で認定） 月額 69,450円
- ・ 特別基準（知事承認） 月額 104,180円

A市においては、生活保護をうけるB氏（全身性麻痺による重度障害で24時間介護が必要）の日常生活介護のため、ホームヘルパー、訪問看護婦の派遣等の公的介護サービスを提供し、なお不足する介護を生活保護の「他人介護料」を認定して民間の有料介護サービスで補おうとしたが、必要な金額が大臣承認を必要とする金額であったため、大臣協議を行ったが、承認が得られるまでに数か月を要した。

この間、地域のボランティアなどの特別な協力を得ながら、何とか対応したが、対応できない場合は、本人が希望しない施設入所などを強要せざるを得ない場合もあるという。

他人介護料のみならず他の特別基準協議でも、多くが長期間を要する状況にあるが、国が一定の考え方や合理的な限度額を示せば、十分都道府県段階で対応可能であり、大臣承認は基本的に廃止し、知事承認で足りるものとするべきである。
（C県においては、過去の各種特別基準に係る大臣協議で知事の判断が不承認になった例はほとんどない。）

措置状況	・特別基準の設定は実施機関に移譲（H12）（但し、告示及び通知の規定によりがたい特別の事情がある場合は、大臣に情報提供を行い、認定を受けることとされている）
評価	
主な意見	・大臣承認から情報提供に基づく大臣認定に代わったが、実質は変わらず、認定までに半年以上も要している。大臣認定の見直しが必要。 ・福祉事務所長承認で可能とすべき。

< 中小企業福祉・婦人就業援助促進事業費補助金 >

A県では、中小企業事業主及びその雇用する労働者に対する相談、指導、資料の提供等を行う中小企業福祉事業と婦人失業者等の求職者に対する就業に関する援助事業を行う婦人就業援助促進事業をそれぞれ専任の相談員等を設置して実施している。

これらの事業に対して国の補助制度があるが、中小企業福祉事業については、相談員等の委嘱（雇用）に際して、その都度、労働省に委嘱協議を行い、その承認を待って発令することとされており、また、相談員等が退職した場合においても、遅滞なく労働省へ報告することとなっている。（昭和39年7月29日付労働省労政局労政課長通知「中小企業労使関係安定促進補助事業の運営について」）

委嘱協議等を必要とする相談員等は、中小企業労働相談員、労使福祉専門指導員、国際労働問題専門相談員、新規開業労務管理相談員であるが、その選任要件については、専任する事業に精通し、公正、中立の立場から相談、指導にあたることができる者等と一般的な事項が事業実施要綱等で定められているにすぎず、特別な資格が必要とされているわけでもないにもかかわらず、労働省の承認が必要とされている。

一方、婦人就業援助促進事業の婦人就業相談員の設置については、労働省との協議や報告などが不要であり、同じ相談業務を行う相談員であってもその取扱は異なっている。

地方公共団体の自主性、自立性を高めるためにも、相談員等の人事に関しては、事業実施主体である地方公共団体の判断に任せることとし、国への委嘱協議・承認制は廃止すべきである。

措置状況	<ul style="list-style-type: none">・ 中小企業福祉事業費補助金に変更・ 中小企業労働相談員，労働福祉専門指導員について，協議が廃止され報告に変更（H9）・ 当該補助メニュー（女性（婦人）就業援助事業補助）は廃止（H12）
評価	
主な意見	

2 補助金等を通じた国の過度の関与の支障例

- 「事務・事業の在り方に関する中間報告」に関する地方団体調査結果
(平成14年7月実施)より

今回の調査において地方団体から提出された支障例から例示する。

画一的補助基準

< 医療施設等設備整備費補助金 (周産期医療施設施設整備) >

総合周産期母子医療センターの指定基準は全国一律の基準となっており、各都道府県毎の実態にあつておらず、また、指定基準が高いものとなっている。国においてはエンゼルプランで各都道府県における整備を進めていることから、地域実態にあうよう基準の緩和を図り、体制整備に努めるべきである。

< まちづくり総合支援事業費補助 (統合補助金) >

平成13年度から地域の創意を活かしたまちづくりを推進するため、本事業が創設されたが、この中で中心市街地の歩道は道路構造令で両側歩道、幅員も定められており、これによらないものは採択されないことから、建造物を動かすなど多大な負担を強いられている。

薄まき・超過負担

< 要保護及準要保護児童生徒援助費補助金 >

本補助金の補助対象は、市町村が援助した児童生徒全員ではなく、国が定める補助対象者数を基礎として、前年の当該市町村の児童生徒及び生活保護法に基づく教育扶助受給者数の割合をもとにして決定した数によることとなっている。そのため、援助を受けている児童生徒数は年々上昇しているものの、補助対象者数はほとんど横ばいの状況となっており、格差が広がっている。

< 特定疾患研究費補助金 >

本事業は、実施要領に基づいて国が予算の範囲で補助し、都道府県が実施主体となつて医療費公費負担を行うものであるが、国庫補助率(1/2以内)に対して実際の交付率が低いために、一般財源の持ち出しが生じている。また、例年、国庫内示、交付決定時期が遅く、2月補正予算に間に合わないために適切な予算計上が困難となっている。

< 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金（BSE検査キット購入に対する補助）>

平成14年度からBSE検査キットの購入は各自治体で契約することになったが、都道府県ごとに契約金額に差が生じている。国は都道府県の最低契約基準額を国庫補助の基準額と定めているため、10/10補助ではあるが、国の定める基準と県の契約額の差は県費負担となっている。

< 障害者社会参加促進費補助 >

本補助金による間接補助事業として、在宅の障害者やその家族の地域生活を支援する市町村障害者生活支援事業を実施しているが、国庫補助は予算の範囲内での交付とされ、実際に事業に要した金額に対する補助とはなっていない状況にある。

< 児童保護費等負担金 >

児童保護費等負担金（障害児施設・知的障害者施設措置費）等については、交付申請額に対し、減額調整がなされており、その分、県費が超過負担となっている。不足分は翌年度に精算交付されるが、本来、減額調整すべきものではないと考える。

< 身体障害者保護費負担金 >

交付申請前に所要額調査が行われて減額調整がなされ、調整後の額で交付申請することとされた。

< 麻薬取締員費交付金 >

麻薬及び向精神薬取締法により都道府県に麻薬取締員を設置することになっており、それに係る費用は国が全額負担することとなっているが、この交付金の算定にあたっては国家公務員行政職俸給表3級2号(24歳程度の給与)を基準に額が決定されているため、実際の取締員に要する費用とかなりの差が生じている状況にある。

煩雑・過重手続き

< 地方スポーツ振興費補助金 >

補助金申請等に係る書類の提出期限の設定に統一性がないため、非常に短期間のうちに市町村に事業計画書等の作成を依頼しなくてはならず、市町村から不満の声があがっている。また、提出資料の種類が多く、さらに、補助対象経費と補助対象外経費の基準が明瞭でないため、市町村から事業計画書等の作成について質問されても、その都度国に確認

しないと回答ができない。

< 婦人保護費（婦人保護費施設運営費補助金、一時保護所保護費負担金） >

申請、報告様式など大変煩雑で細かく、1件の実績報告に50時間以上かかっている。補助要綱、申請様式等を分かり易く簡素なものにしていただきたい。

< 農業経営構造対策事業費補助金 >

従前の補助事業と比較して、申請書等の様式の簡素化が進んでいるが、実際には地方農政局の担当者から要領等で定められていない多くの添付資料を要求され、多大な労力を費やしている。

< 公営住宅等建設費統合補助（統合補助金） >

統合補助制度となったが、国の予算科目が統合されただけで、申請事務手続は従来と変わらず、一括配分対象事業と本省配分対象事業の区分や、申請に先立つ予定調書の作成など、従前に比べ事務が複雑化し、増える傾向にある。

また、地方整備局が新設されたが、これも事務の煩雑化、複雑化につながっており、地方の負担増となっている。

< 住宅市街地整備総合支援事業補助（統合補助金） >

補助金交付申請手続及び完了実績報告において、統合補助金を所管する国土交通省住宅局のみならず、事業担当局である国土交通省都市・地域整備局に対しても調書等の提出が求められており、事務の重複、煩雑化を招いている。

< 都市公園事業費補助（統合補助金） >

都市公園事業については統合補助制度が実施されているにもかかわらず、実態としては、要望ヒアリング資料、申請図書作成等に関してはこれまでの個別公園補助制度と何ら変わらず、要望並びに申請の手続きが極めて煩雑、過重である。

< 治山事業関係補助金 >

補助金事務において細目事業別、離島・内地別、火山地域別の箇所別計画表などの帳票を作成しているが、細目事業数等が多く非常に煩雑な事務作業となっている。

< 港湾局所管事業関係補助金 >

補助事業の交付申請において国土交通省関係では、河川局、道路局等では調書が簡略化されており、申請書作成、ヒアリングにあまり時間を要さないが、港湾局所管事業の交付申請は他局に較べて調書、図面が簡略化されておらず、申請書作成及びヒアリングに長時間を要する。さらに、ヒアリングにおいて国から細かな指示が出されている。

採択、交付の遅れ

< 看護師等養成所運営費補助金 >

国からの交付決定がここ数年3月中旬と遅いことから、補助事業者（養成所）に対して、3月末若しくは4月に支出を行っている。規模の小さい養成所では、予算に占める補助金の割合が大きいため、年末や年度末に資金調達のために借入れによる対応を迫られており、また、補助金の支出が遅れることで、返済予定が立たない状況も生じている。

< 地域人材育成推進事業費補助金 >

本補助金については、国庫内示がなく、交付決定通知書の到達が10月以降と遅いため、事業実施期間が縮小され、計画どおりの事業実施が困難となっている。

< 生活保護費補助金 >

例年、補助金の採択、交付決定が遅れている（平成13年度は3月下旬）ため、事業の実施に当たり、印刷物の発注、年度当初から必要となるレセプト点検事務臨時職員の雇用、研修計画の立案、新規事業の実施等について支障が生じている。

< 水力発電施設周辺地域交付金 >

5月31日（上期の申請期限）までに交付申請した案件については、他省庁協議がない場合は3ヶ月、協議がある場合は4ヶ月も日時を要しており、多くの市町村では事前着手届により対応することが常となっている。また、下期の申請では、他省庁協議に時間を要し交付決定が遅れるため、協議の必要な案件は申請しないよう指導を受けている状況である。

申請に係る関係省庁との協議については、国と事前協議するよう指導されている。国土交通省本来の事業（市町村事業）では、ヒアリング等は地方整備局で行われているにもかかわらず、国土交通省所管事業と関連するものについては、未だに、本省まで出かけて行って事前協議を行っている状況である。

標記事務のための事務交付金が国から県に交付され、毎年度実績報告を国に提出しているが、昨年度の実績報告の内容について、急に詳細な資料を要求され、それに対応するためかなりの時間を要した。

補助施設の有効活用等

< 廃棄物処理施設整備費補助 >

施設解体時における国からの財産処分の承認が長期にわたり(数年にわたる場合もある。)、跡地利用などに支障が生じている。

< 社会福祉施設等施設整備費補助金(軽費老人ホーム・養護老人ホームの転用) >

当該施設については利用者ニーズの減少や居住施策の充実、また、入居者の高齢化に伴う心身の自立度の低下による要介護状態の出現などにより、一部、施設の特養化あるいはショートステイ施設への転用を考えたが、60年間の制限を受けるため認められなかった。地域ニーズ、利用特性に合わせた柔軟な施設運用を検討いただきたい。

その他

【国の関与の見直し】

< 在宅心身障害児(者)福祉対策費補助金 >

従来、本事業(グループホーム)において新規で開始を予定する場合は、あらかじめ厚生労働大臣に協議し、その承認を得る必要があったが、平成14年より事前承認は廃止となり都道府県知事が指定を行えるようになった。しかし、国庫補助予算額の適正な執行上の観点から、都道府県知事が新規開始分の審査後、優先順位を付した箇所数及び所要見込みについて、国に報告することが求められており、国の関与についてはこれまでの取扱いと実質的に変わらない。

< 土地改良総合整備事業費補助 >

国庫補助土地改良事業に関する土地改良事業計画の変更は、これまで国の審査を受けていたが、要領改正により平成12年度に一部事業について、また、13年度には全ての事業について、その審査手続きを県で行うことになった。しかし、国は予算補助の妥当性を確認することを理由に、従来と同様の関与を行っており、国の了解が得られなければ、実質、県は計画の変更を行うことができない状況となっている。

< 港湾局所管事業 >

港湾法が及ばない陸域で補助事業を行う場合は、「施設認定」手続きか、「臨港地区」の指定区域内であることが条件となっている。県としては臨港地区指定にはあまりメ

リットがなく、利用上の規制等からデメリットの面も多いため、施設認定手続きで十分であると考えているが、港湾局は臨港地区を指定させようと指導し、それを認めないと施設認定事務手続を進めない、ひいては、補助事業の執行を認めないという姿勢をとっている。

< 統合補助金全般 >

統合補助金は、本来「国が箇所付けしないことを基本として事業箇所・内容について地方公共団体が主体的に定めることができることを基本的な仕組み」とすべきであるが、運用上、国は統合補助金導入前と同じく箇所付けに関与している。

【その他】

< 地域文化振興費補助金 >

本補助金は、現代舞台芸術の公演を目的としている団体が行う事業に対し、国庫補助金に基づいて都道府県が団体へ補助を交付する形をとっており、各団体からの要望書類を県がとりまとめ、文化庁が一件ごとに審査し、その内定額の積み上げ額をもつて都道府県ごとの補助額とされ、補助率は10/10となっている。本補助金については都道府県の裁量余地がほとんどなく、都道府県知事名で交付する補助金としての合理的理由がない。

また、文化庁での採択決定根拠が不明確であり、要求される要望書類・事業報告書等の提出書類が多く煩雑である。さらに、採択（内示）結果通知も遅く、県、団体とも計画的な予算運営、事務執行が難しい。